

採地點遠くなり、採算困難となり、一方例の木材關稅の影響を受けたものである。併し海林地方の木材輸出不振の抑も大なる影響を與へたものは、東支鐵道運賃の實質的値上に因つてゐる。

海林地方に根據を有する海林公司もまた穆稜、牡丹江、横田河子、牙不利方面に活躍せるカワルスキー等も殆ど營業休止の状態である。

最近の北滿材及豆滿江材の出廻數量を示せば次の如くである。

第一表 北滿材及豆滿江材出廻數量 (單位石)

	昭和五年	同 四年	同 三年	同 二年
豆滿江材	不詳	三七〇、八〇〇	四七八、二〇〇	二三六、二四〇
(間島材)				
北滿材	五六六、三六四石	一、四八四、七二四	二、二三〇、九〇〇	一、〇四八、九七六

備考 薪炭材を含まず

吉林材 昭和五年二月吉敦鐵道運賃の割引をなし、木材輸送の吸引策を講じたが、更に同年十二月吉敦、吉長兩鐵道は從來木材計算運賃噸數に相當の開きあり、木板、杭木、車材、白楊丸太の如き三噸以上の相違あり、不便甚しきため夫々各材につき兩局は折衝協定する所があつた。

最近の吉林材出廻數量を示せば次の如くである。

第二表 吉林材出廻數量 (單位石)

	昭和五年	同 四年	同 三年
用材	四九九、六一一	五八二、〇六五	四九三、〇〇〇
棺材	一、四〇〇	—	—
枕木	四五七、五〇〇	三三九、〇六八	三三四、〇〇〇
杭木	一五、六八〇	二四、〇〇〇	一六〇、〇〇〇
軸木	五五、一四〇	五三、四〇〇	一〇、〇〇〇
其他	二六、二四〇	三三、九九八	—
計	一、〇一〇、五七一	一、三三三、五五三	九九七、〇〇〇

備考 薪炭材を含まず

鴨綠江材 昭和五年度に入りて、鴨綠江流筏作業は順調に進捗し、新義州營林署では、前年に比し約一割見當の増加を見、同所着材は約七十六萬尺に上つた。併し乍ら、市況は依然不振にして、安東木材界は非常なる苦境に沈淪してゐる。沿海州木材の投賣りと樺太材の直輸と一方關稅引上に依り之が不況を一層深刻ならしむる原因をなした。唯昨年九月、久しく内地向輸出の杜絶せる鴨綠江材の三百五十噸の仕向けを見たのは木材不況の折柄一脈の活氣を添へたもの、如くであつた。

最近の鴨綠江材出廻數量を示せば次の如くである。

第三表 鴨綠江材出廻數量 (單位石)

	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
角材	一、三六六、九七三	九五九、〇四八	五四九、五五四	五四九、二九三・四
丸太	四三六、七八八	三七四、六二四	三六二、八〇四	一九三、〇八三・三
電柱	一一二、一七三	七八、九七九	三六、五五八	四五、四〇八・〇
計	一、九一五、九三四	一、四一二、六五一	九四八、九一六	七八七、七八四・七
備考	角材一連八一・二石 丸太一連八〇・四五石 電柱一本八一・六石として換算			

(岡川)

第三章 關東州漁業並鹽業

第一節 漁業

昭和五年に於ける關東州の水産界は他の業界同様稀有の受難期にして業態頗る振はず、各漁業者は經營困難裡に終始した。其の原因としては世界的財界不況の影響、未曾有の銀價暴落の他に著しき不漁に依る漁獲高の減少等を擧げる事が出来る。以下、大連魚市場から觀た昭和五年中に於ける關東州の取引狀況並に漁業狀況に就き其の概況を述べるところとする。

取引狀況 取引高總量は四百五十一萬餘貫、金額二百三十二萬餘圓にして、之を前年に比較すれば、數量に於て十七萬二千餘貫(一割四分強)金額に於て六十九萬九千餘圓(二割三分)の激減を示した。

次に入荷狀況を見るに、本州漁季の關係。内地朝鮮輸入の繁閑季節等に依り、各自著しき不同あるも、概して、毎年繰返されてゐる行程を辿つたが、前述の如く稀有の不漁に見舞はれる爲總入荷數量の激減は免れない處であつた。而も尙其荷捌き溢り勝ちの不況であつた。

漁業狀況 本州漁業の大宗たる發動機底曳網は連年良好なる成績を擧げ、事業の好望を謳はれ、機船底曳網萬能時代を實現せしめたのであつたが、本年は不漁にして漁獲物激減し、俄かに業態不良となり、其他鯛延繩、打瀬網、流

網等總て同様にして、漁業者全般に亘り經濟的難局に立つに至つた。此の不漁は單に魚族移動關係に基く一時的現象なるや、將又、現漁場の荒廢に依るものか、今直ちに之が豫想を許さないが、漁業經濟の合理化を行ひ、以て業態の改造をなすべき秋にある。

今大連魚市場を根據せし昭和五年中の發動機船底曳網漁を見るに七、八兩月を除き月平均出船數八十二隻にして一ヶ年延航海數二百餘回は昨年と比し約二千回の多きに拘らず、漁獲高に於て二十數萬圓の減少を示し、漁獲高の減少と漁價低落の甚しきを物語つて居る。

延航海數

漁獲物賣上高

昭和四年

一、八五九

一、三四五、七八〇圓

昭和五年

二、〇三〇

一、一一四、二七五

備考 滿東州水産會大連魚市場調査

尙ほ延繩漁船の狀況を示せば左の如くである。

延航海數

魚獲賣上高

昭和四年

一、二〇六回

二〇七、九七四圓

同 五年

七五九

一二九、九七八

第二節 鹽業

昭和五年度に於ける關東州鹽の生産高は四億一千五百萬餘斤で前年と畧ぼ同額の生産高を示した。春期製鹽は順調なる天候に恵まれ、約三億九千萬斤の生産を見るに至り頗る豊作であつたが、秋期製鹽は七月より八月一杯雨期が意外に永く續いた爲、不作に終つた。

昭和三年

四億一千四百四十萬餘斤

昭和四年

四億一千四百九十萬餘斤

茲に注目すべきは五年秋季は前述の如く天候不良の爲別に生産制限を行はなかつたが、兎に角最近の秋期製鹽は販路關係、並に市價安の關係等に依り生産を制限、又は中止する傾向にあることである。

次に州内鹽田面積を見るに當局の奨励もあり年々尠からぬ増加を續け來り、昭和元年の六千二百五十二町歩に對し昭和四年には七千五町歩に上つて居るが、昭和元年に於ける生産高四億九千八百萬餘斤に比し、昭和四年なり又本年度の生産高の斯く増加を見なかつたのは生産制限乃至氣候の關係の然らしむる處であつて、現在の鹽田面積を以つてすれば、假に一町歩當り八萬斤内外を生産するものとして、約五億六千萬斤内外の生産能力を有するのである。

然るに、一方販路方面、即ち、地方消費や、内地、朝鮮方面の輸移出を見るに、昭和四年の荷捌き三億九百萬餘斤にして、五年度は三億三千九百萬餘斤で前年より幾分の増加を見たに過ぎない。

斯くて今日迄州鹽は生産過剰の爲め年々多量の貯藏鹽を持越し來たのであつて、現在貯藏高は、昭和五年度の過剰鹽を合して約五億八千萬餘斤の驚くべき巨額に上つて居り、如何にして此巨量を消費一掃するかは重大な問題であると共に、又極めて至難な問題である。

事實に於て極度の生産制限を行はざる場合、若しくは新たに販路擴張の方法を講ぜざる限り、州鹽の前途は益々難境に立つものを見ねばならぬ。

今左に最近五年に於ける生産及消化の統計を示して其の一般を窺ふこととする。

(石井)

州鹽生産消化累年表 (單位千斤)

年次	鹽田面積	生産高	輸移			計	過剰鹽
			内地	朝鮮	州内		
昭和元年	六、二五三	四九、五三	一〇八、三九五	一九、五	八二、一六一	四、三三	一九五、四八
同 二 年	六、九七七	三九、〇八九	六五、一七一	一六、七三〇	八一、一八六	九、二〇七	一九、七六
同 三 年	六、九七〇	四四、四八四	八二、六七五	一一〇、三三九	四九、二七八	四、九三九	二七、三三
同 四 年	七、〇〇五	四四、八九九	一〇五、四六三	九九、三〇七	六六、九五六	三七、七九二	一〇五、三二
同 五 年	七、〇〇五	四五、七七八	一三、五五九	七三、八一〇	八一、四三二	二〇、六〇〇	三九、一七〇

備考

其他欄は露領沿海州樺太及香港

第四章 鑛業

滿洲の鑛業もいつても現在に於ては石炭及鐵、油母頁岩位が主たるものであつて、其他に就いては餘り述べらるべきものが無い。

第一節 石炭鑛業

第一項 各地炭鑛の出炭狀況

先づ社内炭の出炭狀況を觀るに撫順炭の山元に於ける、大增産計畫は順調に進捗し、昭和五年度當初に於ける、出炭豫定高は八百十萬噸にして、前年度より六十萬噸見當の増額見積られてゐたのであるが、近來益不良材料累積して市況不味の爲、前年度よりの繰越炭約七十萬噸を扣ゆる事情に在り、年初既に撫順炭限産問題が云爲されるに至つた。かくて、二月上旬豫定出炭量を一應七百九十萬噸に減じたが、其の後の炭況益惡化の傾向見受けられたるを以て遂に四月の重役會議に於ては七百五十萬噸に引下げること決定し、尙炭鑛側の意見に徴し十萬噸程の増掘餘力を置くことにしたのであつた。然し他方販賣關係より見て更に出炭制限の餘儀なきに至り、八月には出炭高を販賣見込高を合致せしめんこの意圖より、六百八十五萬噸の出炭に止め之を以て昭和五年度出炭の最終決定量とした。而して年度末に至る迄の實際採炭量は六百八十六萬七千餘噸にして、若干の増加を見たるも四年度に比すれば、實に四十二萬五

千餘噸の出炭減を來したのである。

煙臺炭礦に在りては、前年來の坑内保安整理が本年度下半年に於て略々一段落を告げ、十七萬五千噸の採炭をなし得、尙擴張準備施設整へるを以て、茲に採炭十ヶ年計畫の大綱を立案し得るに至つた。本溪湖炭礦の採掘作業亦順調に進み、五十八萬二千噸の出炭にして前年度より六萬噸の増出を示した。

社内炭採炭高表

	昭和五年	昭和四年
撫順	六、八六七、二九七噸	七、二九二、六六一噸
煙臺	一七五、〇〇〇	一四二、五〇〇
本溪湖	五八二、〇〇〇	五二一、〇〇〇
計	七、六二四、二九七	七、九五六、二六一

年度は撫順、煙臺は四月―三月、本溪湖は一月―十二月とす。

他方社外炭に於ては、最近中國側鐵道の新設、走行哩數の延長に依り、運炭の便開くるに従ひ、各地炭坑の復活するもの相踵ぐに至り、殊に中國側鐵道は其の輸送販賣に對して特別の援助を講じて土炭の市場搬出を益々容易ならしめたる結果、出炭力を擴大し、其の總出炭量は現在二〇〇萬噸を越えんとする勢を示してゐる、就中北滿に於ける、鶴立崗、穆稜、南滿の復州、火石嶺、西安、奶子山、內蒙古に於ける北票、八道濠等の進出には刮目に價するものがある。今之等主要中國炭坑の五年中に於ける出炭概況を觀るに、北滿に於ては穆稜坑は前年度より八千噸を増加し、

鶴立崗は例年の如き出水に依る支障なく採掘、運搬共に好調なりし爲、出炭一七萬噸といふ創業以來の出炭記録を示した。唯札賚諾爾坑は一昨年末露支紛争當時に坑區破壊されたる儘、採掘を中止し、僅かに小規模露天掘に依り局部的稼行を行ふのみにて、採炭六千噸に過ぎず、之等三炭坑の總出炭高は、前年に比し差引一二萬噸餘減となり北滿の石炭需給關係に大變調を來した。反之南滿及內蒙古に於ては各炭坑共出炭増加し、殊に北票炭の如きは六〇萬噸臺を越すに至り、都合約二七萬噸の増量を示す。

主要社外炭坑出炭高表 (二月―十二月)

炭坑名	昭和五年	昭和四年
穆稜	三二二、六〇〇	三一四、〇〇〇
鶴立崗	一七〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
札賚諾爾	五、八〇〇	一八六、五〇〇
西安	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
復州	二〇六、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
火石嶺	一五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
奶子山	一〇〇、〇〇〇	六八、〇〇〇
八道濠	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
北票	六一〇、〇〇〇	四五二、〇〇〇
計	一、〇〇四、四七、〇〇〇	一、六、一〇、五〇〇

第二項 撫順炭販賣狀況

既述の如く、昭和五年度正炭採掘豫定高は販賣關係の思惑に依り遂次縮少し、結局最少限度六百八十五萬噸に落着いたのであるが、冬季需要期を扣ゆるも、尙ほ此の豫定出炭量を消化し得べくもない苦境に陥つたが、之以上の限産は山元の設備、採炭マコトの關係上到底許されず、遂に採炭と販賣との間に齟齬を來すの己むなきに至つた。即ち採炭實高は、最終決定量より幾分の増加すら見たるに反し、正炭販賣高は六百二十七萬五千餘噸に止り、其の間既に約六十萬噸の持越炭を生じた。而して之を前年度に比すれば輸移出三%、社用一二%、社員二%、バンカー二三%、地賣に至つては實に三三%の激減を來し、合計九十四萬八千餘噸即ち約一三%の販賣減となつた。只混合雜炭の販賣に於て十九萬噸餘の増加を示し得たのは注目し得る現象である。

撫順炭販賣高種別表 (單位英噸)

	昭和五年度		昭和四年度	
	正炭	混合及雜炭	正炭	混合及雜炭
輸移出	三、六〇七、七七一	二八、三三九	三、七二一、六五一	六二、五九四
地賣	一、〇六六、三三三	五〇一、三三六	一、五九六、六一	三〇〇、四八
社用	一、〇四四、七〇	一四、五〇〇	一、一八二、七四	六、三六二
社員用	三六、〇六七	一五、九六	四四、九六二	五、三五四
船費	五四〇、七〇一	七、八九三	七〇四、四三三	—
合計	六、二七五、〇五一	五八、〇八六	七、二三三、三二	三七三、六五六
				七、五九六、九七八

一、滿洲内地賣と社外炭の入市狀況

五年度に於ける地賣市況は銀相場に依り燒鍋、煉瓦、密、紡績工場、鐵匠、油房其他石炭需要の大手筋に於ける破産、休業相踵ぎ、圓高銀安、輸送機關の發達、漸次擡頭せる國貨提唱運動による土炭の進出、北滿に於ける東支鐵道の差別的運賃率設定、ダンピングに依る目覺しき蘇聯炭の進出等を原因として、撫順地賣炭は販路維持上寔に窮境に陥つた。此の如き形勢に對し四年度來各地市場の實狀に應じて適宜特殊混合雜炭を作成して價格、品質に於て拮抗すべく、必死の努力を盡したのであるが、その結果は一面却て地賣正炭の貯炭をより増加するといふ現象を來した。別表にも示す如く、各地共混合雜炭の販賣高は増加して合計五十萬一千餘噸となり前年度より二十萬餘噸増であるが、正炭に至つては實に五十二萬三千餘噸減、差引三十二萬三千餘噸の激減を示してゐる。

此の地賣撫順炭の大減退の數字は、反面に於て如何に社外炭が我が撫順炭の市場を蠶食しつつあるかを雄辯に物語るものにして、從來撫順炭の獨占圈内に在つた滿鐵沿線市場は今や全く石炭の自由競争場化するに至つた觀がある。然らば如何なる種類の社外炭が如何なる市場に於て幾何の程度迄侵出しつつあるかを實際數字に即して觀察すれば別表の如くであつて、即ち社外炭が最も暴威を逞しうするのは奉天にして其の入市量は優に百萬噸を突破し、前年度より七十九萬九千餘噸—約二九五%といふ激増振りである。次いで長春の五萬四千餘噸—約二四五%、營口の七萬六千餘噸—約五一%、哈爾濱に於ける十六萬七千餘噸—約三三%等の増加率亦驚嘆に値する。炭種別に於ては北票炭の營口奉天等一圓に於ける十八萬九千餘噸、八道濠炭の奉天を中心とする三萬九千餘噸、開平炭の營口、奉天、安東等に於

ける六萬餘噸、西安炭の奉天、吉林に於ける七萬九千餘噸、火石嶺及蛟河炭の長春、吉林、四平街及哈爾濱に渉る六萬三千餘噸等の増加である。其他北滿市場に於ては、穆稜炭は需要の過半を占めし東支鐵道納入炭が蘇城、チエレンボト等の蘇聯炭の政策的納炭により販賣高稍々減少せるも、鶴立崗炭は一三萬噸に達し前年度に比し約倍増し、蛟河炭亦七千噸にして三倍以上に激増す。他方蘇聯當局の石炭ダンピング、東支鐵道に於ける蘇聯炭の使用強制方針に因り蘇聯炭は前年度の八萬噸に對し三一萬噸といふ躍進的增加を示してゐる。

之等は固より主要市場に於ける社外炭の入市状況を示すものであるが、之等各種炭の總入市高は二百一萬噸餘に達し、四年度の九十四萬噸餘に比すれば實に二倍半餘の激増であるが、翻つて撫順炭の地域別販賣状況は之等社外炭出廻りの主要市場殊に哈爾濱、長春、奉天、營口等に於ては完全に壓倒せられ、其他市場に於ても僅かに安東を除く外何れも販賣減を示し、以て土炭、外來炭の躍進振りは思ひ半ばに過ぐるであらう。

撫順炭地賣區域別増減比較表

(自昭和五年四月至同六年三月)

區域	昭和四年度		昭和五年度		比較増減(△)	
	正炭	混合及雜炭	正炭	混合及雜炭	正炭	混合及雜炭
大連	四八三、二〇九	一五、〇九九	三九四、二二九	六九、四四五	八九、〇八〇	五八、三六△
旅順	三五、三四九	一、〇一〇	二八、五三三	二、一〇一	六、八二七	一、〇八一△
營口	九六、四三四	一六、一七四	二二、五七二	七二、三三六	七二、八六三	五五、五二△
計	六三三、〇六八	一三、一八三	四九〇、一〇八	七三、八九一	一四、六四七	一四、三九六△

社外炭區域別入市高表

(自昭和五年四月至同六年三月)

區域	昭和四年度		昭和五年度		比較増減(△)	
	正炭	混合及雜炭	正炭	混合及雜炭	正炭	混合及雜炭
遼陽	三四、八〇一	三〇、三五九	二〇、一五四	三〇、六一〇	一四、六四七	二五二△
奉天	三三六、三五七	一八五、七三五	二七、一四四	一三、九七七	一九、二四三	五一、七五八△
鐵嶺	二四、四三五	八、二六〇	一四、〇八三	四、八〇〇	一〇、三三三	三、三〇〇△
四平街	一六四、〇七三	一一、八五四	一三、五九七	一八、八八三	二四、六三四	七四三△
開原	二七、一八九	六、六三〇	一五、六六〇	六、三三一	一一、五二九	三九△
長春	一八七、九四六	八二二	四五、九〇七	八七、〇三三	一四三、〇三九	八六、二〇〇△
吉林	一六、三七五	一六、三七五	三、七九一	七、五四〇	二、五八四	七、五四〇△
哈爾濱	一六五、六五二	四、一九四	四、五四九	六四、七二五	一〇六、二七四	一一四、一〇三△
撫順	五、七五七	二、三二〇	五、六五九	一、七二〇	七、三九九	九八△
本溪湖	四、五五五	七、六二〇	四、二八四	二、三二〇	二、七一一	二七△
安東	八五、八七八	一〇、五六〇	九〇、七三三	六、九〇〇	九七、六三三	四、八五四△
各驛	一、九五〇	—	一、六四七	—	—	三〇三△
合計	一、五六、九六〇	三〇〇、四八八	一、〇七、二四三	五〇、三三六	一、五七、五七九	五三、七三六△

は之に達し得ず、百六十五萬二千餘噸に止つたのである。

蓋し、内地炭礦業者の最大強敵たる撫順炭も、消費一割減（消費推定量三、一六四萬噸、對前年度三七〇萬噸減）産出八分七厘減（産出總額三、一二七萬噸、對前年度二九八萬噸減）といふ内地炭未曾有の不況に直面しては如何にも致し難い所であつて、五年度（自四月至三月）の内地移出總量百七十五萬噸、即ち四年度の百九十萬噸に比して十五萬噸—八分程度の移出減は寧ろ當然の歸結と謂ふべきであらう。

ロ、南支方面其他海外向輸出 支那に於ては年初以來政局の動搖、金融市場の混亂、廣東生糸工場の操業中止其他各種産業の沈滞に依り炭況の前途亦樂觀を許さず、南北戦争一段落と共に中國土炭出廻りも氣構へられ、市況益々不味の景況に在つた爲め、撫順炭の輸入一時減少し兎角の噂があつたが、一面石炭消費量の自然増加、日本炭の爲替暴騰に依る輸出阻害、山東炭の貨車繰り不圓滑に依る出廻減等の消極的條件に恵まれると共に、下半年に至り工業界比較的平穩となり操業順調に行はれ、上海電燈會社に於て開平炭と共に年度契約の成立を見るに及んで、漸く出廻順調となつたが、更に年度末には開遼礦務局と北寧鐵路局との確執に依る開平炭の移入杜絶の思惑より上海筋よりの撫順炭引當風に増加して茲に南支向輸出量は却つて前年度より約八萬噸（含雜炭）を増加して、百十八萬噸迄賣抜くことを得た。然し北支那向は遂に二萬噸の減少に終つたから、五年度支那向輸出高は差引六萬噸の増加となる。

南洋方面に於ては、之亦一般事業の不況に因る打撃は底知れず、逐次安値炭出現の兆あり、殊に南アフリカ炭は廣東地方商内不如意のため餘剩塊炭を馬尼刺に振向けて投賣し、尙久しく入荷杜絶せるオーストラリア炭は爭議解決後幾何ならずして、出廻を見るに及んで社炭の賣捌を著しく不利ならしめた結果、四年度の輸出二十二萬噸に對し約五萬噸を減ずるの止むなきに至つた。

撫順炭輸移出高仕向地別表 (單位英噸)

	昭和五年度			昭和四年度		
	正炭	混合及雜炭	計	正炭	混合及雜炭	計
日本内地	一、七〇、一七〇	—	一、七〇、一七〇	一、八七、六二〇	—	一、八七、六二〇
朝鮮	三三、〇七四	七、一三三	三九、〇一〇	三七、六二六	三、三三四	三九、九六〇
北支那	一三、二八八	五、三九三	一八、六八一	一五、一〇七	三、五五八	一八、六六五
南支那	一、二七、二六四	一五、八〇〇	一、四九、〇六四	一、〇七、七三三	二六、六〇二	一、三四、三三五
南洋	一七、〇五五	—	一七、〇五五	一七、一七三	—	一七、一七三
合計	三、三〇、八七一	二六、三三三	三、五七、二〇〇	三、四七、二二六	三〇、六三四	三、七七、八六〇

第二節 製鉄事業

第一項 鞍山製鐵所増産後の經營狀況

鞍山製鐵所に於ては、昭和五年三月九日新設五百瓩鎔鑪の火入と共に第一鎔鑪を吹消し、爾後第二及第三鎔鑪の二基に依る鉄年産二十八萬噸を標榜し、終始經費節約能率増進を期し、作業成績の向上を計りたるに、第二高

爐第三高爐共操業極めて順調にして、且骸炭品質の上昇、燒結鑛増産に伴ふ使用量増及品質向上に依り、製鐵原價著しく低下して、生産高と共に記録的好成績を示すに至つた。即ち出鉄量は第二高爐一一四、八一九噸、第三高爐一七三、六一四噸、計二八八、四三三噸にして計畫豫定量を越すこゝ八千四百餘噸、四年度に比すれば實に七七、九九〇噸の増産を來し、他方工場生産原價噸當二八・四一圓となり、前年度より噸當四・八七圓を節減するこゝを得た。

鉄鐵工場作業成績

年 度	生 産 高		噸 當 原 料 使 用 量					噸當原價
	數 量	歩 留 富	鐵 鑛	燒 結 鐵 鑛	滿 俺 其 他 骸	炭	石 灰 石	
本 年 度	二八、四三三噸	五・八%	〇・六七噸	一・〇九噸	〇・〇五噸	一・二三噸	〇・八三四噸	二六・四〇九圓
前 年 度	二〇、四三三噸	五・八%	〇・六五〇	一・二二五	〇・〇七	一・三〇〇	〇・八七〇	三三・二七八
比 較 増 減 増	七、九〇〇	— 増	〇・〇二七減	〇・〇二四	〇・〇二三減	〇・一七減	〇・〇三六減	四・八六九

而して出鉄の内譯に於ては製品の標準規格を改めて、特に平爐鉄にはS、A、B等の種別を設けて増出を圖りたる結果、其の出鉄量一〇三、〇三三噸となり、前年度に比し倍増したが、之か爲め鑄物鉄は幾分減じて九八、一二三噸、其他多珪、荒、屑鉄等八七、二七七噸の割合である。

右の如く生産は豫想以上の好成績を擧げ得たるに反し、販賣方面に在りては内外鐵鋼界極度の不況に禍されて前年度より三萬七千五百九十九噸の減少を來して十六萬二千四百九十二噸を賣捌き得たに過ぎぬ。其の重要市場たる内地鉄鐵界は不景氣の苦杯を最も深刻に嘗め、需要不振なるに拘らず、戰時以來の設備擴張のため如何に限産協定をなすも、十分其の効果を擧げ難く、遂に八幡製鐵所を始め、釜石鑛山、本溪湖煤鐵公司、日本製鐵所、輪西工場等は鑄鐵の火を落すに至つたのであるが、未だ市況の回復は望まれず、徒らに鉄鐵在荷の増勢を迫るのみである。即ち年末には四十六萬噸を持越し、前年末に比し十四萬七千噸の増加を來して居る。斯くて新規引合は何れも見送りとなり従つて契約値段の如きも漸落を續けて半期末に於ける平均値四四・二圓は十一月には四三圓となり、年末の實際取引値段は三〇圓内外に稱へられ、茲に稀有の鐵價暴落を示した。従つて印度、米國、支那方面よりの輸入鉄にも激減を來し、五年度外國鉄鐵輸入高は前年度の五十一萬四千噸に比し二十二萬六千噸―四割四分の減少となつた程であるが、其間鞍山鉄に於ては鑄物用三萬九千五百三十三噸、製鋼用五萬一千六百三十噸、其他二萬五千七百五十二噸、計十一萬六千九百四十四噸を賣捌き、前年度より四萬三千餘噸―二割六分の減少に食止め得たのは比較的好成績を收め得たものゝ謂はねばならぬ。海外市場即支那向に於ても未曾有の銀安の折柄當然販賣減に終るべく豫想せられたるも、本年度は内地鐵況不味に顧みて百方賣捌策を講じたる結果、能く三萬三千二百噸を輸出して、前年度より寧ろ一萬四千四百餘噸の増加すら見るこゝを得たのは意外の收穫と言ふべく、朝鮮市場は依然兼二浦、本溪湖鉄に押されて前年度より二千噸を減じ、其他社用及地賣に於ては前年度販賣の半ばにも達せず僅かに七千五百噸に終つた。

鞍山鉄地域別鉄種別販賣高表 (單位噸)

仕向地	年	昭和五年度				昭和四年度				比較増減(△)
		鑄物鉄	平爐鉄	其他	計	鑄物鉄	平爐鉄	其他	計	
内地		五、五三三	五、六三〇	二六、五九四	二九、五五六	八四、四八四	五四、四一〇	二二、〇四八	二五、九四三	四〇、五六六
朝鮮		三、三〇〇	—	—	三、三〇〇	四、三三六	—	—	四、三三六	二、〇九六
海外		二六、二七三	—	六、九三八	三三、二六一〇	一七、五五六	—	一、二六〇	一八、七九六	一四、四〇四
社用		一、三三四	一五〇	一、〇一〇	二、三九四	二、三三二	一、三三〇	二、九七三	六、四四一	四、〇三〇
地賣		二七〇	四五〇	四、四〇一	五、一三三	三四二	三〇	一〇、二四三	一〇、六三三	五、四九一
計		六、五五六	五、二三〇	四〇、七三四	五二、五二〇	一〇八、八八九	五五、六七〇	三五、五三三	二〇〇、〇九一	三七、五九六

第二項 本溪湖製鐵所鑄鐵爐の吹卸

本溪湖煤鐵公司五年度出銑豫定は十一萬噸であつたが、年初以來内地銑鐵市場の不況、印度銑のダンピング、銀價暴落等の不良材料に祟られて、同銑鐵の銷路は内外共に硬塞し、其のストックは累積して六月末には約三萬噸に達し、全く窮地に陥り、豫て事業縮少を考究中であつたが、偶々骸炭製造に在りても洋式骸炭爐六十基は殆ど機能不完全となり、遂に全部閉塞して野焼を以て之に代ふるの已むなきに至つた爲、愈々製鐵作業繰短に決し、七月二十二日第二鑄鐵爐の火を落し、當分第一基のみの繰業を維持して作業を半減するに至つた。

繰短斷行後公司當局の聲明に徴すれば、當時製鐵經營の實狀は之を採算上よりすれば、寧ろ全然作業休止の必要に

迫られてゐたものの如く、即ち日本市場賣値は鑄物一英噸當三八・五〇圓、平爐鉄三七・五〇圓見當にして、其の内運賃及諸掛に夫々一四・五圓餘を要し、差引山元手取は鑄物鉄二四・四〇圓、平爐鉄二三・〇圓見當なるに對し噸當生産原價は三四・七六圓に當れるを以て、差引夫々一〇圓見當の損失を來し、製鐵事業の中止は此際自衛上當然の策である。然し公司存立の意義に惟み日支經濟的提携を基調せざる合辦事業の面目上忍び難い所たるのみならず、國家的事業として製鐵國策上密接なる關係を有するを以て、止む無く、繰短の程度に留め、一基の繰業を維持して一陽來復の期を待つこととしたものの如くである。

因に第一基休業當時迄の製産高は二四、七二二噸であつたが、其の後第二高爐にて六〇、三三八噸を出銑して、本年度の製産總額は八五、〇六〇噸となり年初の豫定出銑高より二五、〇〇〇噸減であるが、前年度に比すれば一、七六〇噸の増加を示してゐる。

第三節 撫順油母頁岩事業

撫順製油工場は昭和四年十一月に大體乾餾作業設備を竣功し、十二月末には粗油の生産を見、頁岩破碎工場の作業圓滑なるに及んで、四年度内に於ては乾餾爐の半數即ち四十基の運轉を開始して、五年度頭初には既に三千六百噸餘の粗油を貯藏してゐたが、一方蒸餾工場の建設も前年度内に於て略完成し、四月四日より漸く此等原油の蒸餾を開始し、茲に燃料界に一新紀元を劃する採油事業の成功を見るに至つた。斯くて五月十一日迄には残余乾餾爐をも操業

せしめたので全プラント（八〇基）に依る活動を開始したのであるが、蒸餾及乾餾兩作業の併行に努めたる結果、製油事業總體の運行順調に進み、重油のストックも漸増したので、七月二日第一回山元發送行はれるに至つた。只下半年に入り、原料頁岩の供給不如意、乾餾工場に於ける蒸汽不足、濾過布の故障等に因り兎角重油生産の不圓滑を來し豫定の生産に達せざるのみならず、蒸餾作業の不完全は粗蠟中に重油分を含ませる結果を招來して含蠟率を減少せしめ、粗蠟の品質を低下せしむるの憾みがあつた。斯くて創業第一年度に於ける製油工場の成績は頁岩處理量百五十二萬五千噸餘、粗油回收高六萬二千三百二十二噸、重油生産高二萬八千五百七十八噸、主要副産物は硫安一萬三千八百三十四噸、粗蠟一萬六百六噸の生産にして、何れも豫算高に達し得ず就中、重油に於ては一萬七千七百噸餘、粗蠟亦二千百噸餘の減少なり尙當製油原價は豫算原價より幾分の増加に終つたが、世界的製油事業として未だ草創の時期に在り、其の成果に就いて批判を加ふるの域に達せざるものと認めらる。

製油工場成績

摘要	主要副産物	
	硫安	粗蠟
昭和五年度累計	一三、八三四噸	一〇、六〇六噸
同 豫算	一五、八六六	一三、七六四
比較 増減	減 二、〇三三	減 三、一五八
分頁岩使用高	不詳	〇・〇二六
粗油回收高	六二、三三三噸	二、七〇六
重油生産高	六、五九八噸	二、一七六
製油原價(噸當)	一八・二〇三圓	一八・二七五

他方販賣方面に在りては、海軍との受渡交渉も具體化し、七月二十一日には徳山海軍燃料廠向第一回の輸送を開始するに至つたが、第一回納入重油の引火點が海軍の標準規格に達せず、之が引上作業を餘儀なくせられ、先づ第二回船積豫定の重油に就き種々考究の結果、多大の経費と時日を費して引火點八十五度引上に成功したるも、爾後實際問題としては種々の困難を伴ふべく、又創業第一年度の試験時代でもあり差當り海軍納入條件の緩和に關し、海軍當局と接衝を重ねたる末、本年度に限り特に六〇度以上とすることに契約成り、爾來山元に於る品質向上の努力と相俟つて、順調なる發送をなし得るに至つた。一時山元に於ける生産の減少より本年度海軍契約數量たる二萬七千噸に達し得ざる懸念ありしも、其の後鋭意生産の増加を講ぜしめたる結果、昭和六年三月二十六日最終航の分を含めて總計二萬七千五百噸を年度内に輸送するを得、海軍納入契約を果し得たのは初年度の成績として祝すべきであらう。

重油の地質は遼源華興電氣公司、鶏冠山發電所向百七十三噸、別に社用に於て給水所、機關區、試験用等のもの七噸に過ぎなかつたが既に漁船バンカーとしての試用に相當の好成績を得た程であるから將來品質の改善、生産の増加に伴ひ地賣方面に於ても漸次販路を開拓し得るものと期待せらる。

粗蠟工場は五月十一日乾餾爐八十基の完備と同時に繰業を開始し、七月七日より山元發送を見、同二十一日重油と共に徳山向第一回の輸送の途に就いた。粗蠟を加熱液化して油槽船にて運送することは世界最初の試みであり、其の成否は製油事業自體並徳山精蠟會社の存立的意義より考察するも影響する所甚大なるを以て深甚の考慮拂はれ、加熱法諸設備に萬全を期したる結果、無事輸送に成功した。只徳山日本精蠟會社に於て開業後日尙淺く粗蠟の消化困難な

るに反し、一時山元に於る粗蠟は却つて豫期以上の生産を見るこいふ現象を呈したのであるが、昭和六年三月二十六日の最終輸送に依り七千八百二十五吨に達し、契約數量を履行するこを得た。

終りにセール硫安は作業着手後數ヶ月間は未だ試験時代の域を脱せず、商品として市場に搬出するを得なかつたが漸次品質改良、不良品の精製等に依り商品化せられ、生産状態亦順調になつた。然し之が販賣に當り、内地に於ては五年度需要肥料は大部分先物契約済の後を承けて硫安の需要極度に閑散なるこ支那人向に在りては新商品の眞價を辨へ得ざるもの多く而も一般外安の暴落、銀價慘落等に影響せられ、南支市場の開拓に相當の困難を豫想せられた。斯くて七、八月頃大連に於ける硫安のストックは漸増の傾向に在り、一時山元發送中止を餘儀なくせられたが、八月以降に至り漸く商談を見て稍々前途に曙光を認められるこ共に、年末頃より内地硫安販賣權を繞る三井、三菱の競合に乗じて遂に内地進出の機會到來し、セール硫安の賣行良好となりストックは一掃されるに至つた。又南支那及フィリッピン方面に於てはモンド瓦斯品の身替りとして同値同條件を以て、賣込を策したが、下請華商の倒産、新舊兩品間に於ける嗜好上の囁語は一時賣行不振を來したが、植引斷行に依り從來の地盤を確保するこを得た。

以上五年度セール硫安販賣高は輸出一萬三千二百二十四英噸（平均單價六十七圓五十五錢）地賣、社用七英噸（同百六圓七十三錢）なる。

第四節 支那新鑛業法の實施

民國三年に制定發布せられた、鑛業條例及同施行細則は、其の規定條項中條約違反、外國資本家の爲めに不便不利の點甚だ多く、爲めに該條例は形式上久しく列國に依り承認せられず、他方國內に於ても同條例が支那鑛業を發展せしむる所以に非ずとする者多く、之が改訂は長年の間の懸案であつた。

國民政府樹立後、農鑛部は極力法規の制定に従事し、曩に農鑛部鑛業法規起草委員虞和寅氏に依つて草案の起稿を見たが、該草案を骨子とする新鑛業法が愈々民國十九年五月二十六日附を以て公布せられ、次いで十月二十日同施行細則を發布した。而して新法の實施期日の發表に就いては、別に規定がなかつたが、十一月四日第六一四號國民政府公報を以て、十二月一日より同法施行の發令があつた。

新鑛業法は百二十一箇條より成り、一、總則（十一條）二、鑛業權（三十六條）三、國營鑛業（十一條）四、小鑛鑛業（八條）五、用地（二十四條）六、鑛業稅（四條）七、鑛業監督（十三條）八、罰則（十二條）九、附則（三條）に分れる。

次に之等内容に就いて、舊鑛業條例との主要相異點、新法施行の支那に於ける一般鑛業經營に及ぼす影響及其の對外關係等に就いて概説して見やう。

第一項 舊鑛業條例との主要相異點

(一) 鑛物の類別

舊法に於ては鑛物を三種類に區分して、第一類鑛物二十四種、第二類鑛物二十八種、第三類鑛物十一種都合六十三種を掲げてあるが、新法は鑛種の三分類を廢して、改めて五十種に總括した(第二條)其の類別を現行法に比較すれば次の如くである。

(イ) 新に添加されたる鑛物—十二種

ラヂウム鑛、マグネシウム鑛、バナヂウム鑛、カリウム鑛、燐鑛、岩鹽、明礬、天然曹達、綠松石、石油類、天然瓦斯類、琢磨砂類、

(ロ) 除外されたる鑛物—二十五種

滿掩鑛、寶石類、銅玉、燐酸石灰、硫化鐵、長石、泥炭、琥珀、土瀝青、柏脂、輕石、海泡石、硅藻土、漂白土、金剛砂、石板(青石)石灰石、砂岩、花崗岩、斑岩、白雲石、石灰土、泥灰土、粘土舊其他建築石材及有用石材類、

即ち、舊法の鑛物中三十八種だけはその儘にして、之に新に十二種を添加したものと異なるが、追加鑛物の内食鹽及石油類は現行法では政府直營として保留したる關係上、別に鑛産種別に掲げられなかつたものである。除外されたものの内、燐酸石灰、硫化鐵、泥炭及び金剛砂は夫々新法の燐鑛、硫黃、石炭類及び琢磨砂類に含める趣旨とも解せられる。

(二) 鑛區面積

鑛區面積は、石炭其他鑛物共に舊法の規定に比し、限界が擴大せられ、新に砂鑛々區の制限を設けてある。即ち、新法に據れば、石炭鑛は十五ヘクタール以上五百ヘクタール以下にして、其他鑛物は二ヘクタール以上二百五十ヘク

タール以下とし、河底に存在し、面積を計算すること能はざる砂鑛は、河身に沿ひ其の長さを計算し、一キロメートル以上五キロメートル以下にしてある(第七條)之等を坪單位に換算して、現行法に比較すれば次の如くなる。

鑛種別	舊法		新法	
	最大	最小	最大	最小
炭	一、〇〇三、五九〇坪	五〇、一七九坪	一、五一二、五〇〇坪	四五、三七五坪
其	他最大	他最小	九、二九二坪	五〇一、七九五坪
砂	鑛最大	鑛最小	規定なし	五五〇間 二、七五〇間

而して採掘地域の面積が該所定の最小限度に及ばざるものは小鑛業とし(第八條)、之に關しては章を分ちて別に規定す。

(三) 權利主體

舊鑛業條例には、鑛業權を享有し得る者として、(イ) 中華民國人民(ロ) 中華民國の法律に依つて成立したる法人及び(ハ) 中華民國人民との合股組織に依り鑛業權を取得せんとする締盟國人民の三者が擧げられる。(同條例第三條及第四條第一項) 然るに新法に於ては、別に國營鑛物(第九條) 及び國家保留區域(第十條) なるものを規定せる關係上、之等は一般鑛業權の範疇より除外され、爾余の鑛物に關して、權利主體を中華民國人民及び鑛物所在地の縣市政府の二とし、更に後者は前者に比し優先權を與へらる。(第五條第一項)

即ち、新法に據る權利主體に關して、舊法との相異點は、(1)國營礦物及び國家保留區域の設定の爲めに從來より一般鑛業權の對象たるべき範圍が限縮されたこと、(2)縣市政府に優先權を與へたること、(3)外國人は鑛業權の主體たるべきものの内に含められざることである。

外國人の鑛業權に關しては、新法は單に「前項の中華民國人の經營に係る鑛業が、若し會社組織なるときは、株式會社なる場合に限り外國人の株主たることを許可することを得」ことしてある。(第五條第二項)此の條項は同條第一項と相俟つて、外國人の鑛業權そのものの取得を認めざるに共に、外國人の鑛業に關與し得る範圍を現行法より更に縮少した。即ち舊法に於ける外國人は中國人との合辦に依る鑛業權が認められ、而も合辦企業組織の形態には何等の制限なきものと解せられたのであるが、新法に據れば、外國人は鑛業權の設定に參與し得ざるのみならず、中華民國人に依る鑛業經營の組織形態の内、僅かに株式會社たる場合に限り株主たることを許可されるのみである。加之經營主體の内部關係に關しても新法は、

(イ) 會社總株數の過半數は中華民國人民の所有たるべし(第五條第一項二號)

(ロ) 會社の取締役の過半數は中華民國人民たるべし(同二號)

(ハ) 會社の常務取締役及支配人は中華民國人民を充つべし(同三號)

と規定せられ、畢竟新法は外國人の鑛業參加の範圍を限局し、その内容を律すること更に嚴密にして、最早外國人は單に株式の一部を有することに依つて、投資者たるの資格を得られるのみなることを明確にしたものと言はねばならぬ。

(四) 鑛業權の存續期限

新法は試掘權の有効期間を二年とし(第十五條)、併せて採掘權の期限を定めて之を二十年としてある。(第十六條)試掘權の有効期間は、現行法に於けると同様であるが、舊法には採掘權に期限を定めず、彼我の間に大なる相異を來す。而して採掘權の期限到來後は農鑛部に出願し、其の許可を得て期限延長を爲すことを得るのであるが、只此の期限延長は二十年を超過することを許さない。(第十六條但書)即ち、採掘權は二十年毎に更新することになつてゐる。

(五) 鑛業設定に關する手續

舊鑛業條例との主要相異點は次の如くである。

(イ) 試掘權、採掘權共に省主管官署を経て農鑛部に許可を願出すること。(第十九條第一項)

舊法では試掘權のみは中央官署に出願するを要せず、單に省主管官署たる鑛務監督署長宛出願するを以て足る。

(ロ) 農鑛部に對する出願と同時に出願書及鑛區圖説明書を縣市政府にも提出しなければならなくなつたこと。

(第二十條第一項)

其他の手續は從來に於けると同様であるが、只鑛業權の原出願人は積極的に縣市政府の承諾を得ざる限り、出願後六箇月以内は許可せられぬこととなる。(第二十條第一項)

(六) 鑛業權の消滅理由

鑛業權の消滅理由として、五つの場合が擧げられてゐるが、(第四十一條) その内最も注意すべきは、鑛業權を外國人に移轉し又は抵當に供したる場合を新なる理由としたことである。此の場合には單に鑛業權が消滅するのみならず、他の消滅理由と異り、更に罰則に於て最重の嚴罰即ち三年以下の有期徒刑又は三千元以下の罰金に處せられる。(第百八條二號)

(七) 國營鑛業及國家保留區域に關する新規定

(イ) 國營鑛業

從來も石油鑛、鐵鑛、食鹽等は之が利權の外逸を慮り、國營或は之に準ずべき取扱を受けてゐたのであるが、之等に關する規定は鑛業條例に於て一般的に中外合辦が認められてゐた都合上、之に對して例外法規を爲す外なかつた。然るに、國民政府の樹立に際し、國の主要鑛物は國有とし、之が合理的經營を計らんとする傾向一層強められるに至り、新鑛業法の制定と共に國營鑛業に關する新法規もこの内に併せて規定されるに至つた。

即ち、新法は鐵鑛、石油鑛、銅鑛及冶金用に適する有煙炭の四つを國營鑛物とし、之等は原則として國家自ら試掘、採掘を行ひ、只國家自ら試掘を爲す必要なきときは、之を賃貸して試掘を爲さしめ得るものである(第九條第一項)而して國營鑛業に私人の加入を許されるのは、國家が會社組織に依つて試掘又は採掘をなす場合に限られ、此の際外國人も亦加入し得るが、外國人は一般鑛業に於けると同様の制限に従はねばならぬ。(第五十條)

次に國營鑛業は中華民國人民又は地方官廳に對してのみ賃貸を許されるが(第九條第一項但書)、縣市政府は優先權を有す(第五十二條)。尙賃貸の條件として、其の期限を二十年以下とし、鐵鑛、石油鑛、銅鑛等の鑛產物は政府が買鑛優先權を有し、之等を輸出する場合は中央主管官廳の許可を要し(第九條第二項)借受人は國營鑛區の借受權を轉貸抵當、再質又は讓渡し得ざる(第五十三條)等の制限がある。

(ロ) 國家保留區域

農鑛部は前述の國營鑛業を主管する外、鑛物保留の必要ありと認めたる場合には一定區域を劃し、國家の保留區域とし、試掘、採掘を禁止し得ることとした(第十條)保留し得る鑛物とは、國營鑛物、タンゲステン鑛、マンガン鑛、アルミニウム鑛、アンチモニー鑛、ウラニウム鑛、ラヂウム鑛、カリウム鑛、磷鑛等であるが、別に天然瓦斯中よりヘリウムを採取する權利をも保留することを得る(第九條第二項)

(ハ) 小鑛業規定

民國四年七月發布の小鑛業條例に據れば、鑛業條例第十七條に定めたる鑛區面積以下の鑛區即ち、石炭鑛區は二百七十畝以下、其他の各鑛區に在りては五十畝以下のものを小鑛業とした。

新法は採掘地積に關する第六條所定の最小限度に及ばざるもの即ち、石炭鑛は十五ヘクタール以下、其他は二ヘクタール以下のものを小鑛業とし、之に關する規定を別に設けてゐる。即ち、從來鑛業條例の例外的法規をなしてゐた小鑛業暫行條例に若干修正改變を加へて、之を原則法に編入せるものであるが、其の暫行條例の主要相異點は、先づ小鑛業權設定に關しては、單に鑛區が所定面積の最小限度に及ばざる理由あることを要するのみならず、交通不便の

地方大規模經營の價值なきき及び其鑛産地が當該地方の必要物なるき等の條件が附加されてゐる。(第五十九條)
 其他小鑛業權は採掘のみに限られるに至り(第六十條)、期限は從來の三箇年のものが十年に延長され、尙期限満了後鑛利に害なききは、更に五年間の延長を出願し得る等の相異を生じた。(第六十二條)

(九) 鑛業稅

鑛業稅を分ちて鑛區稅と鑛産稅の二種とせるは舊法と同様なるも、舊法は鑛物を三種に分類し、第一類鑛物と第二類鑛物との間に稅率の差別を設け、第三類鑛物は鑛區稅及鑛産稅を免除したるに、新法は鑛種に依つて稅率を異にしない。新法に於ける鑛區稅鑛産稅の各々に就て、從來の稅率と對照すれば、

稅種	新法	舊法
A 鑛區稅	一ヘクタール(砂鑛は十米)に付 銀一分	第一類及第二類、一畝に付銀五仙 砂鑛十丈に付 銀五仙
(イ) 試掘鑛區	開業當初五年間一ヘクタール(砂鑛は十米)に付 二分 開業第六年より同 五分	第一類、一畝に付 銀三十仙 第二類、同十五仙 砂鑛十丈に付 銀三十仙
(ロ) 採掘鑛區	産地の平均市價の 二%	第一類、一ヘクタールに付 四・八分 第二類、同 二・四分 砂鑛十米に付 九・三分
B 鑛産稅	産地の平均市價の 二%	第一類、同 産地平均市價の 一・五% 第二類、同 一・〇%

右に依れば、鑛區稅は一類鑛物に就ては安價になつたが、二、三類鑛物は開業當初五年間は低率なるも、其の後は二倍位に引上げられ、鑛産稅亦〇・五—一%の増加である。

(十) 鑛業監督

舊鑛業條例の鑛業警察並鑛業權に關する一部の規定に新條項を加えて鑛業監督なる章を設く。
 之に據れば、鑛業權者の使用する主要技術員は技師登記法に依り登記し、合格したるものなることを要し、各鑛山の鑛業を監察する爲、鑛業繁盛區域又は主要鑛山に鑛業監察員を設置し得るに至つた。

(十一) 附則

舊法では其の施行前外資を輸入して鑛業を爲し、合資、合同の契約を締結せる者は、均しく其の舊契約に仍り處辨せられたのであるが(第十一條)、新法は其の施行前に鑛業權を取得せるものは、本法に依つて之を取得せるものと見做される(第九十九條)結果、中外人間に於ける合資、合同の舊契約の如きも認められぬ事となる。又新鑛業法施行前に於て取得したる鑛業權の期限の定めなきものは鑛業法に規定する期限に依り鑛業法施行の日より起算することとし(施行細則第八十八條)、期限附のものは本法所定期限に比し短期なるもの限り、原期限に依る(第九十九條但書)のであるが、鑛區稅の納付に付ては當初鑛業權取得の年月より起算する。(施行細則第八十八條但書)

第二項 新鑛業法施行の一般鑛業經營に及ぼす影響

以上新舊兩法の主要相異點に就き概観する所あつたが、其の内特に注目すべき事項は、

- (一) 従來の如き中外合辦の形式が認められず、加之外國人の鑛業に關與し得る範圍が縮減されたこと、
- (二) 縣市政府に鑛業經營の優先權を認めたこと、
- (三) 採掘權に期限を定めたこと、
- (四) 國營鑛業及國家保留區域を定めたこと、
- (五) 鑛山技師は技師登記法に依り登記すべきこと、
- (六) 鑛業監察員を設置し得ること、
- (七) 舊鑛業條例に基き取得したる鑛業權は凡て本法に據り獲たるものと看做さるること、

等である。今之等主要相異點に就いて新鑛業法の施行が、爾後支那に於ける一般鑛業經營に及ぼす影響如何を觀るに、従來の如き中外合辦經營の形式に依る安全投資の途認められざるにより、外資吸收は困難なるべく、採掘權の期限を僅かに二十年間に限定されては大規模の採掘計畫を樹て得られず、加之、開採二十年後の權利更新毎に運動費、手續に關する諸經費及事業中止に依る損失の負擔乃至不許可なるべき危險に曝され、且又、縣市政府の優先權に依り一般鑛山企業家の權利設定が阻害される上に、權利更新に際し、縣市政府よりの奪取を免れしむる爲め、更新期に近づくに従ひ却つて業績を下げる傾向を誘致すべく、其の結果は支那鑛業を更に衰微に導くであらう。國營鑛業の規定は現存鑛業中重要鑛物を回収して之を貸付ける形式を採り、賃借料徴收の手段に供せられる惧れなしとせず、且國家

保留區域の設定は却て有用鑛物を徒らに死藏せしむる結果に墮せざるを保し難い。尙技師は登記法に依り登記したるものなることを要するこいふは實際上相當煩瑣なる問題を生じ、殊に官署は其の改任命令權を亂用して、官吏擢取の手段とすべく、鑛業監察員の設置は之亦運用宜しきを得ざるこきは寧ろ經營上の妨害となるであらう。

第三項 新鑛業法と對外關係

新鑛業法に依り外國人の鑛業權獲得は認められず、僅かに株式會社組織たる場合に限り、其の株主として企業に參與し得るのであるが、外國人持株は全株式の半分以上に限られ、而も外國人理事は全理事の半分以上にして、社長及支配人たるを得ざるこことし、苟くも鑛業權を外國人に移轉し又は擔保に供したる時は鑛業權は消滅するのみならず、最重の嚴罰に處せられる等排外的色彩極めて濃厚なるものがある。

而も、本法施行前既に鑛業權を取得したるものは本法に依り鑛業權を取得したるものと看做される結果、舊法に準據せる既得權は何れも新法に依り其の内容を變更しなければならぬ。即ち、従來の支那人との合辦經營に於ける鑛業權の持分は消失する上に新に株式組織として、支那人を半數以上其の株主とし、其の存續期間は二十箇年に短縮しなければならぬこことになる。

外國人に依る鑛山企業に就いては、曩に英清（一九〇二年九月）米清（一九〇三年十月）の兩通商條約に於て、清國政府は外國資本の投下を希望するの趣旨より、外國資本の誘入を阻礙せず、外國資本家をして列國鑛業法規の許に

在るに同等乃至其以上の利益を享受せしむべきことを約束してあつた。而して本條約調印後鑛業法規の改正を行ふべきことを約し、後に民國三年の鑛業條例の制定を見たのであるが、該條例には右通商條約に反する條項見出されたるを以て、列國外交團の抗議となり、該法は形式上認められる所にならなかつた経緯がある。新法が上述の如く舊條例に比し更に外國人企業を妨げし、投資に不利不便を來し、將又、治外法權の撤廢なし、不對等條約國は其の改正、變更を要求する權限を保留するを以て、列國外交團は新鑛業法につき既得權侵害、治外法權抵觸、企業投資の不便といふ理由より抗議して之が改正を要求し得る理である。

第四項 結 言

之を要するに、新鑛業法は民國三年制定の鑛業條例に比し、内容の統一、整備に努め、法規的體裁に一段の進歩を認められるも、之が實施に當りては既述の如く幾多の難點あり、果して支那現今鑛業の實情に即する立法なり得るか否かに就いては尙疑問たらざるを得ぬ。

國內的關係に就いて觀るも、特殊重要鑛物に於ける官辦即獨占主義は近代鑛業經營の傾向に背馳するのみならず、不斷の政局不安定、資本の缺乏、技術の幼稚なるを以てしては到底之を庶幾し得らるべくもない。

新法の對外的關係に就いては假令支那が其の實施を一方的に宣布したりも、列國の確認を得ざる限り、條理上其の效力は未確定の域に在るものと斷ぜざるを得ぬ。然し之が實施の曉は影響する處甚大にして、殊に滿蒙に於ける

日本の合辦鑛業權の將來に就いては吾人の深甚なる考慮を要する。固より條約上の特權は新法の羈束を受くべき筋合のものでないが、國內法規に準據するもの蒙る打撃は免れぬ所であるから、支那鑛山企業に特殊利害關係を有する我國は列國との協調に依り、適宜の機會を見て支那に合法的抗議を爲し、條約に基く義務に對し反省を促すべき必要あるものと信ぜらる。(上加世田)

第五章 工業

第一節 南滿工業界

北滿に比し比較的企業條件に恵まれて發展した南滿地方の工業も、少數の例を除き過去の業績面白からず、漸次落調の傾向であることは周知の事實であるが、昭和五年度に入りては世界的經濟不況に祟られて殊に不振となり邦人工業企業は勿論のこと、漸く新興に燃えつゝ、ある支那側工業も全く悲況に呻吟越年した感がある。

今州内及滿鐵附屬地に於ける昭和五年度工業狀況の大勢を知るため各地別工場數及生産額につき最近三箇年間に比すれば次の如くである。(滿鐵調査課編滿洲産業統計に依る)

昭和三年度
昭和四年度
昭和五年度
工場數生産價格資本金比較

地名	工場數			資本金		生産額		
	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度
大連	107	92	129	56,364,000 ^円	56,461,256 ^円	83,872,510 ^円	1,301,524 ^円	1,542,566 ^円
旅順	184	221	175	4,770,500	4,742,550	818,156	781,549,985	600,506,290
金州	264	267	266	2,847,500	4,504,260	3,760,396	4,582,644	3,959,333

地名	工場數			資本金		生産額		
	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度
普蘭店	6	6	7	38,254	38,042	104,267	84,914	95,981
魏子窩	5	6	6	23,777	98,205	463,969	520,057	350,714
瓦房店	2	2	2	401,000	261,000	1,096,255	695,594	360,529
大石橋	10	8	7	296,100	190,000	230,353	164,069	163,148
營口	1	1	1	12,780,000	3,068,000	5,953,559	5,257,066	4,101,966
鞍山	1	1	1	37,385,849	37,385,849	17,815,677	18,444,459	17,812,321
遼陽	3	3	2	5,305,070	5,461,460	4,857,410	8,541,533	4,381,621
遼寧	8	20	15	2,977,329	1,865,000	1,766,677	1,736,680	685,845
奉天	8	6	5	860,000	860,000	260,126	346,950	405,329
本溪湖	8	6	5	12,063,088	12,170,338	12,351,333	12,187,350	9,929,754
安東	4	4	4	27,999,000	25,813,500	74,691,585	67,995,275	67,070,066
撫順	4	4	4	1,090,000	1,170,600	7,671,077	1,626,864	1,250,456
鐵嶺	9	9	8	499,700	517,000	659,094	594,623	942,631
開原	5	3	3	495,000	405,000	159,275	158,774	142,171
四平街	8	2	9	666,100	667,200	779,956	502,077	381,699
公主嶺	3	2	2	11,800,000	11,641,000	15,253,096	11,285,843	8,440,703
長春	3	2	2	26,000	36,000	60,744	62,165	28,872
牛莊 (領事館區域)	4	4	4	26,000	36,000	60,744	62,165	28,872

計	遼陽		奉天		鐵嶺		長春	
	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年
	二	二	一	一	二	二	二	二
			九六〇	三,〇〇〇	一三,一五〇	一一,五〇〇	一四,五二五	
			五,九七一,五〇〇	二,六六,三六七	二,六六,三六七	二,八三六,八四四	一,七九,二五五	
			二四六,〇〇〇	二四六,〇〇〇	七三,〇九五	七三,〇三二	五九九,二五三	
			三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	一八五,七五七	一八五,七五七	一七九,六〇〇	
			二六六,三六七	二六六,三六七	三三,三六〇	三三,三六〇	一八四,三三六	

右によれば工場數に於ては昭和五年度一、〇五三箇にして同四年に比すれば八箇の増加を示し、同三年に比すれば二箇の減退に過ぎないが、生産額に於ては實に大減を示してゐることが解る。即ち昭和五年度の生産額一億八千四百萬圓は、同四年度の二億二千一百圓に比すれば三千七百萬圓の減少であり、同三年度生産額二億二千三百萬圓に對しては三千九百萬圓の減退を示してゐる。尙昭和二年度生産額は二億四千四百萬圓であつたが之に比するに實に六千萬圓の衰退であつて如何に南滿工業界が疲弊せるかを窺知し得るに充分である。

而して主要生産物中對前年比較に於て生産價格の減少率最も甚しかりしは、次に示す如く綿絲の七五%、麻袋の五五%、麥粉、作蠶絲の各四一%にして、支那酒三五%、セメントの三〇%之に次ぎ、豆油は二四%、豆粕(撒粕を含む)二八%の大減少であつた。

主要生産物生産額昭和三四年度比較

種別	昭和三年度		昭和四年度		昭和五年度		昭和四、五年比較 増減 △ 減
	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	1,000年	
豆油	二五,二〇,三三一	一八,四一八,五七七	三〇,二二,九六四	一,〇七,八四五	一〇,六三,一〇三	一〇,六三,一〇三	△
豆粕	四三,七六,五三三	四〇,八三五,〇八七	一,六三,七九五	一,〇七,八四五	一〇,六三,一〇三	一〇,六三,一〇三	△
撒粕	二,〇七,一一〇	二,六五〇,六四〇	一,六三,七九五	一,〇七,八四五	一〇,六三,一〇三	一〇,六三,一〇三	△
煙草	五,七三,七四二	五,六四六,七五五	四,六六,八七九	九六九,八七六	三,九二四,七四〇	三,九二四,七四〇	△
麥粉	二二,八四四,七三三	九,五〇五,五三九	五,五八〇,七九九	三,九二四,七四〇	三,九二四,七四〇	三,九二四,七四〇	△
銑鐵	九,七八八,七九四	九,七四三,五九九	一〇,一三八,三三〇	三,九二四,七四〇	三,九二四,七四〇	三,九二四,七四〇	△
柞蠶絲	八五,二四四	一,三六一,九四一	七九三,五七六	五六八,三六五	五六八,三六五	五六八,三六五	△
綿糸	六,九〇〇,三三〇	九,一七六,九四六	七,三三三,四〇四	一,八四三,五四二	一,八四三,五四二	一,八四三,五四二	△
綿布	二,四七三,九五二	五,四〇九,九三六	一,三四四,一〇一	四,〇六五,八二七	四,〇六五,八二七	四,〇六五,八二七	△
支那酒	一,九七六,四五八	二,〇五四,一三六	一,三九六,八〇四	六七三,三三三	六七三,三三三	六七三,三三三	△
硝子及硝子器	二,五四六,六〇一	二,二八三,四二七	一,八五四,四三九	四八,九七八	四八,九七八	四八,九七八	△
セメント	四,一六七,三四〇	四,八八七,五〇〇	三,四三五,一一〇	一,四五一,四四〇	一,四五一,四四〇	一,四五一,四四〇	△
麻袋	一,八三二,七九三	二,〇二五,八八九	九〇一,二三五	一,二四,六〇四	一,二四,六〇四	一,二四,六〇四	△
石鹼	一五七,六七四	一七二,八三三	一二九,二三八	四三,五九四	四三,五九四	四三,五九四	△
計	三三,〇三六,八四四	三三,六一七,七二一	三二,三七九,四三三	三〇,七六一,二五三	三〇,七六一,二五三	三〇,七六一,二五三	△

第二節 北滿の工業界

世界經濟界の不況、未曾有の銀價暴落の影響は勿論南滿に於けるそれと同じく北滿工業界に反映したことは事實である。

北滿は依然として穀類豊庫、工業の資源地であつて、工業は南滿よりも尙一層第二義的の産業である。而して土着工業も稱すべき油坊業、製粉業が其の中樞を形成するのであるが、前者が原料大豆安に恵まれて可成活況を呈せる外、後者及び其他工業は何れも不振裡に越年した。

一、油坊業經營事情 各般の事業業績が不振を啣つ折柄、北滿油坊が獨り盛況まで行かずとも好成績を挙げ得たのは全く原料大豆の價格暴落によるこいつて差支へないのである。即ち從來滿洲大豆の有力な消費地であつた所の歐洲市場の不況沈滞による輸出不振に銀價暴落に伴ふ原料大豆の低落は斷然油坊採算を有利ならしめたのであつた。

左表にも見る如く、大豆の相場は年初より暴落を續け年末に於ては、昭和四年末相場の二分の一以下に落ち込んだに反し、豆粕相場は約三割四分の下落に留り、原料安の製品高を現出して盛況を示し、従て昭和五年の豆粕、豆油の東支運送高は共に最近五ヶ年中の最高を示して居る。

(二) 昭和四、五年度哈爾濱に於ける大豆、豆粕平均相場比較

哈爾濱取引所現相場に依る 一單位金圓一哈大洋を其時金對相場に換算せるものなり

A、大豆	昭和四年度		昭和五年度	
	一布度付	(二〇〇斤付)	一布度付	(二〇〇斤付)
一月	一二〇、二	(四、三九二)	八六、八	(三、一七七)
二月	一二一、四	(四、四四三)	八六、五	(三、一六六)
三月	一一六、九	(四、二七九)	八一、四	(二、九七九)
四月	一一五、〇	(四、二〇九)	八七、九	(三、二一一)
五月	一一五、九	(四、三四二)	八二、三	(三、〇一一)
六月	一一四、三	(四、一八三)	六九、五	(二、五二九)
七月	一一四、五	(四、一九一)	七三、六	(二、六九四)
八月	一一三、一	(四、一三九)	七六、六	(二、八〇四)
九月	一一六、九	(四、二七九)	六九、一	(二、五二九)
十月	一〇七、〇	(三、九一六)	五五、二	(二、〇二〇)
十一月	九三、三	(三、四一五)	五〇、五	(一、八四八)
十二月	九一、八	(三、三六〇)	四六、四	(一、六九八)
B、豆粕				

地方別	工場數	一晝夜生産能力	
		昭和四年度	昭和五年度
一月	九〇、四	九〇、四	七二、三
二月	九三、六	九三、六	七一、四
三月	九三、四	九三、四	六七、二
四月	八九、七	八九、七	六七、〇
五月	八八、八	八八、八	六〇、一
六月	八九、七	八九、七	五一、五
七月	八一、八	八一、八	五一、〇
八月	八二、五	八二、五	五三、二
九月	八二、五	八二、五	四六、九
十月	七八、七	七八、七	三六、二
十一月	七二、一	七二、一	三一、〇
十二月	七一、四	七一、四	三〇、一

(二) 昭和五年度北滿油坊生産高

地方別	工場數	一晝夜生産能力	昭和四年度	昭和五年度
哈爾濱及其附近	三九	九五、〇〇四	一三、二九、三七	一四、〇二、六九
東支沿線	三一	四四、〇〇五	四、四四、四五五	五、二四、四三二
計	七〇	一三九、〇〇九	一七、五三、八三	一九、二七、一三二

(三) 最近五ヶ年運送高(豆粕、豆油)比較表 (單位千噸)

年次	總輸送高		東行		南行		地方打切	
	豆粕	豆油	豆粕	豆油	豆粕	豆油	豆粕	豆油
一九二六	四二八、四	四二、二	四一三、一	三九、三	一四、二	〇、九	一、一	二、〇
一九二七	五〇三、三	四六、二	四七七、〇	三七、一	二四、一	六、六	二、二	二、五
一九二八	四九九、八	三三、九	四二二、〇	一二、三	六五、九	一六、六	一一、四	四、九
一九二九	四八五、〇	四四、八	二七一、三	一、八	二〇九、三	三八、三	四、四	四、七
一九三〇	五一一、三	四九、六	四七八、二	九、一	三〇、五	三七、二	二、六	三、三

(東支經濟調刊に依る)

二、製粉業經濟事情 油坊業に對立して北滿工業界に重きをなす製粉業は、生産方面に於ては、未曾有の銀安、北

滿小麥の増收、世界的豊作を原因として、原料小麥の安値は極めて採算上有利であつたが、北滿財界極度の不況による麥粉の消費の減退も、一方米國、カナダ等の格安輸入外國製粉に推された爲に製品の消化不良を來したるこゝ、尙露領向及露支國境地方向輸出か露支鐵道問題の禍の後を受けて杜絶したるこゝは、北滿製粉業を全く窮地に墜らしめた感があつた。かくして昭和五年々末に於ける總決算に於ては昭和四年に比して生産高、生産額共に減退し、哈爾濱に於ける相當有力なる工場を除き不況裡に越年したのであつた。

此小麥の收獲が非常に良好であつたこゝは左に示す如くであつて前年度に比し一割一分弱の増收を示してゐる。今昭和五年度北滿地方小麥收獲高を同四年を比較するに左の如くである。

地方別	昭和五年作付面積	同上收獲高	昭和四年收獲高	増減(△減)	前年を100とした増減率
東支南部線地方	一五二、九八〇	一五〇、六九二	一五一、九二〇	△一、二三〇	△九九
哈爾濱管區	七、五一〇	七、四〇〇	七、四〇〇	—	一〇〇
東支東部線地方	一〇四、六五〇	一〇四、七五〇	九九、七〇〇	五、〇五〇	一〇五
松花江下流地方	二五四、六三〇	二五四、六三〇	二五六、七九〇	△二、一六〇	△九九
呼海線地方	二一六、七五〇	二一一、三三〇	一九〇、三八〇	二〇、九五〇	一一一
東支西部線地方	四三五、九五〇	四三二、四一〇	三六四、七三〇	六七、六八〇	一一九
其他	二三、一九〇	二二、九六〇	二一、五二〇	一、四四〇	一〇七
合計	一、一九五、七六〇	一、一八四、一七〇	一、〇九二、四〇〇	九一、三七〇	一〇八

斯くて小麥の相場は年末に於て昭和五年末の約五〇%の暴落を來したが、製品たる麥粉も大體之に追隨して四〇%方の慘落を示せるを以て油坊の如く原料安の製品高といふ採算有利迄に至らなかつた。

(一) 昭和四、五年度哈爾濱に於ける小麥現物相場表

(哈爾濱取引所現物相場) …… (單位金100斤付、大洋を其時金對相場に換算せるものなり)

月	昭和四年度		昭和五年度	
	一布度付 (100斤付)	一四度付 (100斤付)	一布度付 (100斤付)	一四度付 (100斤付)
一月	一二〇、〇	(四、三九二)	八六、八	(三、一七七)
二月	一二一、四	(四、四四三)	八六、五	(三、一六六)
三月	一一六、九	(四、二七九)	八一、四	(二、九七九)
四月	一一五、〇	(四、二〇九)	八七、九	(三、二一七)
五月	一一五、九	(四、二四二)	八二、三	(三、〇一二)
六月	一一四、三	(四、一八二)	六九、一	(二、九二九)
七月	一一四、五	(四、一九一)	七三、六	(二、六九四)
八月	一一三、一	(四、一三九)	七六、六	(二、八〇四)
九月	一一六、九	(四、二七九)	六九、一	(二、五二九)
十月	一〇七、〇	(三、九一六)	五五、二	(二、〇二〇)
十一月	九三、三	(三、四一五)	五〇、五	(一、八四八)
十二月	九一、八	(三、五六〇)	四六、四	(一、六九八)

(二) 最近五ヶ年間月別麥粉相場(小賣)表

一袋(五布度込)三等粉に付金圓

月次	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
一月	一六、五〇	一七、六二	一三、〇〇	一八、二五	一〇、五八
二月	一六、五〇	一七、〇〇	一三、〇〇	一六、〇〇	一一、七八
三月	一五、七〇	一七、五〇	一三、〇〇	一五、五〇	一〇、九五
四月	一四、〇〇	一七、〇〇	一三、〇〇	一一、五五	一〇、三〇
五月	一三、〇〇	一六、七五	一二、八〇	一一、二五	八、九七
六月	一二、五〇	一六、七五	一四、二五	一〇、九四	八、八〇
七月	一二、五〇	一六、七五	一四、二五	一一、二〇	九、二二

(三) 最近五ヶ年間東支鐵道麥粉(附小麥、麩)輸送統計表

(單位米噸)

年次	品別	麥	粉	小	麥	麩
大正十四年		五一、五五〇	一二六、五〇七	二一、九九九	二〇〇、〇五六	
昭和二年		一四二、九五五	二三一、七一七	四九、八二三	四二四、四九五	
同三年		三〇五、四四五	四三六、八五九	七〇、九八〇	八一三、二八四	
同四年		一七四、九一〇	二八九、一六六	六八、九六七	五三三、〇四三	
同五年		七八、〇〇三	八〇、一〇三	五五、四六六	二一三、五五〇	

(東支鐵道統計に依る)

八月	一二、二五	一六、七五	一四、七五	一二、八〇	九、八五
九月	一一、〇〇	一六、二五	一四、七五	一一、一〇	九、二〇
十月	一二、〇〇	一六、五〇	一五、二五	一一、一〇	八、六五
十一月	一五、七五	一六、五〇	一六、〇〇	一一、〇〇	七、四五
十二月	一二、〇〇	一六、〇〇	一八、二五	一〇、九〇	六、五〇

(四) 北滿に於ける製粉業現勢 (昭和五年十二月末現在)

地方別	工場數	生産能力		昭和四年		昭和五年	
		一晝夜	布度	數量	金額	數量	金額
哈爾濱及其附近	二二	四、六三三	二、三三、六五二	二八、六三、七五〇	九、五〇八、七六	二七、七二、三〇	
東支沿線	一八	三、三九二	四、〇六、四八五	一〇、二六、四三九	四、九七五、七五〇	九、一四四、三三九	
計	四〇	六、〇二五	六、四〇、一三六	三八、八五、一八九	一四、四八四、四七六	三六、八六六、六三九	

(註) 哈爾濱商工會議所調による。

表中昭和四年度金額は標準三等粉五布度入り、一袋十二圓六十三錢、昭和五年度同上、一袋九圓三十五錢の價格にて算定せり。

三、其他の工業 北滿に於ける其他の工業として擧げ得るものは醸造業、毛織業等であるが、就中醸造業は油坊、製粉に次ぐ工業で醸造業中の主なるものは酒精、火酒、麥酒の三三とする。

酒精は北滿酒精シンチケートに統轄せらる(加盟工場は一四箇)昭和五年度に於ける酒精生産高は二十五萬ウエド

ロ（一ウエドロは我が六升八合）にして前年度に比すれば六萬ウエドロの減少であるが、内十八萬ウエドロは哈爾濱に五萬ウエドロ松花江下流地方に、二萬ウエドロは東支沿線一帶に夫々消費せられ生産販賣の統制により無暴なる競争なく加盟工場は概して良好なる成績を挙げ居る模様である。

火酒（ウオツカ）は概して酒精工場の附帶事業として製造せられ昭和五年度の生産高は大約五十萬ウエドロ見當にして内半数は哈爾濱の生産にかゝる、本品は酒精の如く生産販賣統制なきため財界の不況による購買力の減退に伴ひ濫賣行はれ何れも業績は良好ならず。

麥酒工場は哈爾濱に五箇（内露人經營のもの四、支那人經營のもの一）其他一面波、横通河子、綏芬河、滿洲里に各一、合計九箇あり。

昭和五年度に於ける各工場の生産高は百五萬ウエドロ推定せらるゝが、之が需要地は哈爾濱及東支鐵道沿線等北滿一帶に限らるゝが、北滿財界極度の不況と地方通貨暴落との爲需要激減し何れも經營困難に陥り悲況である。

毛織工場としては唯々哈爾濱に裕慶徳あるのみ該工場は一九二二年の創設に係はり主として毛布粗羅紗を製造す。

同工場は北滿財界の不況、通貨暴落による製品による製品賣行減退の爲運轉資金枯渴し營業不振となり、昭和五年九月操業中止の止むなきに至つたが其の後原料羊毛の下落、新關說實施による關稅保護、國民政府の自國産業保護政策の實施並在哈支那銀行團の援助により十二月更び操業を開始したり。生産高は一日毛布三百枚、各種ラシヤ八百碼なるが國産共勵の風潮に乗じ着々支那官廳及各地方に販路を擴張し比較的好成績を挙げつゝあり。

第三節 工業關係主要事項

第一項 燐寸專賣制度條例の佈告

東北燐寸專賣制度條例佈告に到る經過概要 滿洲に於ける燐寸業は日露戰役の直後長春城内に廣仁津火柴公司が邦人の手に依つて創立せられたるを濫觴とし、其後此の工業は滿洲有望工業の一として逐次發達をなして現狀に至つたのである。而して此の發展は大正十一、二年頃に至り頂點に達した感があり、即ち此頃より市場は漸く生産過剰となり延いては販賣競争を逆起することとなり、此の工業も漸次經營困難に遭遇する運命に至つた。折柄大正十四年世界燐寸業界に君臨する瑞典燐寸會社は東洋に於ても其の覇を唱えんとして既に日本燐寸界を征服したる餘勢を驅つて滿洲に來襲し、時に不況を啣つ吉林燐寸會社の株六割を買收せるを手始めとし、翌十五年には日清燐寸會社の株六割並に大連燐寸會社の殆んご全株を買收して滿洲代表會社三社の實權を完全に掌握し、此處に瑞典系は滿洲に進出の強固なる基礎を築いたこととなり、之が今日滿洲燐寸界の大波亂を生ぜしめた遠因ともなり、世の視聽を集めた主題東北燐寸專賣制度條例實施もなつたのである。

斯くて瑞典系は徐々其の獨得の巨腕を擴げ行き、不振の支那側工場を好餌を以つて買收せんとし、一方所謂賣價政策によつてダンピングを續行するなご其の傍若無人の挑戰的行動に關しては經營困難を啣つ日支同業者を睜若せし

むるものがあつた。この賣價政策續行の結果は日支側對瑞典系側との猛烈なる販賣戰を逆起せしむること、なつたが、巨大なる瑞典系の資本力の前には日支同業者は耐え得べくもなく、折柄銀安に祟られて經營は愈々困窮に陥り支那側同業者間には休業又は廢業者續出の傾向になつたのである。而して此の對策は日支の堅き結束になつて表はれ、其の協調機關として先づ東三省火柴聯合會を組織し、瑞典系の賣價政策に對抗して生産上の競争をなす許りでなく種々協力して共存共榮の實を擧げんこと、或は官憲の力を藉りて瑞典系工場使用の製造原料護照の下附を拒絶せしめて其の生産力を壓迫し、奉天に於ける瑞典系の擴張工場を不許可にして其の増産計畫を牽制し、時に不賣同盟によつて陥れんことして對抗大いに努力し、一方官憲も亦國產獎勵を名に積極的保護政策として特稅制度を設けて支那業者を保護するなき官民一致の對策が行はれたのである。

然るに之等の如き方法では到底極力なる資本背景を有する瑞典系に對して最後の勝利を得るには不充分にして支那側工場の不振は益々深刻を加へたるため遂に窮極の案として表現したのが今回世の視聽を集めて實現を見た專賣制度條例がそれである。

東北燐寸專賣制度條例の内容 專賣制度佈告より實現に至る經過の概要は大體上述の如くであるが、吉林省並に遼寧省に於て現在佈告されたる内容譯文は左の如くである。

東北燐寸專賣條例

(吉林省—民國十九年九月三日吉林省政府公報—第四七五號)
遼寧省—民國十九年十二月二日遼寧省政府公報—第三三一號)

- 第一條 東北政務委員會ハ遼寧、吉林、黑龍江、熱河ノ四省内ニ於ケル燐寸ノ專賣權ヲ有ス
- 第二條 東北政務委員會ハ燐寸ノ專賣ヲ實行スル爲メ燐寸專賣局ヲ設立シ燐寸專賣事務ヲ主管セシム
- 第三條 專賣局ノ組織章程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 賣專局カ燐寸製造工場ヲ設置スル迄ハ東北四省内各燐寸工場ニテ製造サレ或ハ輸入サレタル燐寸ヲ買收シ且華商燐寸同業者ニ委託シテ之ヲ請負ハシムルコトヲ得
- 前項華商燐寸同業者ニ委託ノ請負章程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第四條 專賣局ニテ販賣スル燐寸ニ非サレハ東北四省内ニテ販賣又ハ使用スルヲ得ス
- 第五條 各工場ニテ毎年製造スル燐寸ノ種類及數量ハ專賣局ヨリ市場ニ於ケル需要狀況ヲ標準トシテ比例分配ス
- 第六條 專賣局ハ市場ノ需要カ製造額ヲ超過スルト豫想シタル時ハ各工場ニ通知シテ比例數量ニ應ジ其製造ヲ増加セシムルコトヲ得其ノ増加製造能力無キモノハ他ノ工場ヲシテ分擔セシム
- 第七條 燐寸製造工場カ製造ヲ受諾後期限内ニ納付スルヲ得ス又ハ品質劣等ニシテ使用ニ堪ヘサル時ハ專賣局ヨリソノ受數量ヲ其他ノ各工場ニ分配シテ製造ヲ増加セシム但シ臨時製造増加ニ依リ受ケタル損害ハ該工場ヲシテ之ヲ賠償セシム
- 第八條 前條所品ノ燐寸製造ヲ受諾シ期限内ニ納付シ得サル原因カ不可效力ニ因ルモノナル時ハ損失賠償ノ責ヲ免除スルコトヲ得
- 第九條 專賣局ニテ買收スル各工場ノ製造燐寸ハ品種別ニ生産費ニ百分ノ十乃至百分ノ二十ノ利益ヲ加算シタル價格ヲ以テ買價ト爲ス
- 第十條 專賣局カ各工場及輸入燐寸ヲ買收シテ檢收後ハ何時ニテモ代金ノ支拂ヲ爲スベシ

第十一條 專賣局カ東北四省内工場ノ燐寸ヲ買收シ既ニ市場ノ需要ヲ滿タスニ充分ナリト認メタル時ハ輸入燐寸ノ買收ヲ拒絕スルコトヲ得

第十二條 燐寸ノ專賣價格ハ專賣局ニテ決定シ東北政務委員會ニ申請ス但シ買收價格ヨリ多クモ百分ノ三十ヲ超過スルヲ得ス

第十三條 燐寸ノ販賣ハ卸及小賣ノ二種トス

第十四條 卸商ノ販賣ハ箱ヲ以テ單位トシ小賣商ハ色小箱ヲ以テ單位トス共ニ專賣印紙ノ貼有アル各種燐寸ノ色裝ヲ變更シ販賣スルヲ得ス

第十五條 卸及小賣商カ燐寸ヲ販賣スルニ當ツテハ專賣局ニ於テ規定シタル專賣價格以上ニ多クモ百分ノ十ヲ超過スル利益ヲ得ス

第十六條 專賣印紙ハ燐寸同業會ヨリ專賣局ニ申請シテ受領シ工場ニ送附シ燐寸色裝ノ時ニ貼付スヘシ

第十七條 專賣印紙ハ何ノ燐寸ニテモ百本入小箱毎ニ印紙二厘ヲ貼付スヘシ百本未滿ノモノハ百本ニ計算ス百本以上二百本未滿ノモノハ印紙四厘ヲ貼付ス以下右ニ準ス

第十八條 輸入燐寸ハ買收後指定ノ倉庫ニ送附保管シ箱毎ニ印紙ヲ貼付ス其ノ貼付數ハ内容ノ本數ニ依リ計算ス

第十九條 前項二條ノ箱又ハ包トナリタル燐寸ハ專賣局ニテ買收後印紙未貼ノモノハ市場ニテ販賣スルヲ得ス

第二十條 專賣印紙ノ金額ハ燐寸カ販賣セラルルト否トニ拘ラス燐寸同業會ニテ印紙ヲ受領セントスルトキハ金額ヲ專賣局ニ納付スルヲ要ス

第二十一條 總テ東北四省内ニテ燐寸工場ヲ設立セントスル時ハ專賣局ノ許可ヲ受クルヲ要ス

第二十二條 燐寸工場ハ商業登記規定ニ依リ必要事項ヲ專賣局ニ申請スベシ承認登記後營業許可執照ヲ發行ス

第二十三條 燐寸工場ノ設立許可ハソノ製造燐寸專賣局ニテ必ス買收シ得ル數量内ニ限ル若シ燐寸製造高カ既ニ市場ノ需要ヲ滿ス

ニ足ル時ハ新工場ノ設立ヲ許可セス

第二十四條 燐寸工場ヲ他人ニ讓渡セントスル時ハ專賣局ノ承認ヲ要ス

第二十五條 全部華商ノ設立ニ係ル燐寸工場ハ外國人ニ讓渡スルヲ得ス

第二十六條 燐寸工場ハ年度終了後ニ非サレハ休業スルヲ得ス若シ次年度休業セントスルトキハ必ス次年度開始二箇月前ニ專賣局ニ報告スルヲ要ス但シ意外ノ事變發生シタル時ハ此ノ限りニ非ス

第二十七條 燐寸ノ卸及小賣商ヲ燐寸同業會ニ於テ適當ト認メタル時ハ同會ヨリ專賣局ニ申請許可ヲ得テ後營業許可執照ヲ發給シ燐寸ノ販賣ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十八條 燐寸製造専用ノ器具機械ハ專賣局ノ許可ヲ得ルニ非サレハ製造購入或ハ保存ヲ爲スヲ得ス

第二十九條 燐寸製造ニ必要ナル鹽酸加里購入ノ爲護照ノ發給ヲ受ケントスル時ハ工場ヨリ所在地商會ノ證明ヲ受ケ燐寸同業會ヲ經テ專賣局ニ請願シ承認シタル後東北邊防司令長官公署ニテ發給ス

第三十條 專賣條例施行東北四省内ニテ若シ印紙未貼付ノ燐寸ヲ販賣スル者有ル時ハ左ノ區別ニ依リ處罰シ且ツソノ燐寸ヲ沒收ス

(一) 工場カ密賣シタル時ハ發見シタル燐寸ノ價格ノ百倍ヲ處罰シソノ製造權ヲ取消ス

(二) 卸商ハ五十倍ノ處罰ヲナス

(三) 小賣商ハ二十倍ノ處罰ヲナス

第三十一條 第十四條ノ規定ニ違反シ濫リニ色裝ヲ變更シタル者ハ十元以上百元以下ノ罰金ニ處ス又濫リニ定價ヲ變更シ販賣シタル者ハ二十元以上二百元以下ノ罰金ニ處ス

第三十二條 第二十二、二十五、二十七ノ各條ノ規定ニ違反シタル者ハソノ營業ヲ取消ス

第三十三條 第二十四、二十六條ノ規定ニ違反シタル者ハ百元以上千元以下ノ罰金ニ處ス

- 第三十四條 總テ旅客カ專賣品ニ非サル燐寸ヲ携行シテ四省内ニ入ラントスル時ハ一人ニ就キ千本ヲ越ユルヲ得ス違反者ハ五元以上五十元以下ノ罰金ヲ科シ且ソノ燐寸ヲ沒收ス
- 第三十五條 第二十八條ノ規定ニ違反スル者ハ五十元以上五百元以下ノ罰金ヲ科シ且ソノ機器ヲ沒收ス
- 第三十六條 專賣局ハ燐寸工場、卸、小賣商ニ對シテ隨時ソノ帳簿竝ニ一切ノ行爲ヲ検査スル事ヲ得
- 第三十七條 本條例ハ東北政務委員會ヨリ公布後時期ヲ定メテ實行ス
- 第三十八條 本條例施行後未タ足ラサル所有ル時ハ隨時命令ヲ以テ更改スル事ヲ得
- 中華民國十九年八月三十一日

以上

專賣制度條例布告と其の反響 而して此の制度の佈告へるや、果して實現し得る否や大なる疑問を持たれたるに其の及ぶ所極めて大なるものありしして重要視された、殊に滿洲に對して特殊關係を有する日本としては、其の推移に關して深厚なる注意を拂ふ必要のあることは事實であつた。而して當時本制度出現に關し直接間接利害關係を深くする同業者の觀察如何に云ふに本制度が實施のこゝもなれば必然的に其の專賣引受會社の成立となり形式は別とするも多年共同動作を取れる關係上邦人業者は右引受販賣會社の一員として加はり支那側も同様に利益の均霑を受くるものニ確信し居り、一方横暴なる瑞典系の膺懲策として之が一日も早く成功成立することによる滿洲燐寸業界の安定を祈つたのである。

翻つて本條例に關しては專横極まりなき瑞典燐寸も流石に驚嘆した模様であつた。從來支那側によつて計畫し或は實行された壓迫策なり對抗策たる原料護照の下附拒絶問題、特税の實施、製品の不買同盟等々に關しては多少も損害の影響を受けたが、賣價政策による損失より見れば遙に低く、其の誇る大資本力の前には何等恐る所なく更に妥協せず依然として販賣戰を挑んだのである。然るに此の報傳はるや眞に其の實施に伴ふ結果を恐れたか、或は之を逆に利用せんとした結果か同社東洋代表ベドレー氏は日支同業者に妥協を申込むと共に倉皇として上海に赴き同社が常套手段として用ふる借款代償として專賣制度を獲得する方策を折柄財政難の南方政策に提案し、支那燐寸界を獨專し一舉に自己多年の宿望を達せんとして運動を開始し、一時南方政府も之に應ぜんとするこの情報さえ傳はりたるも、東三省總商會其他の猛烈なる運動によつて失敗に終り瑞典系も遂に此の運動より手を引き一時成行を熟視の形勢となつたのである。

前述の如く主題專賣制度は滿洲燐寸業界平靜の安全瓣として遂に東北四省官憲の英斷を以つて怖告の運びに至つた譯であるが其後の推移を窺ふに左の如くである。

日本出先官憲の解釋と抗議 滿洲に專賣制度を施行することは滿洲燐寸工業のみならず他の産業に關する影響を考慮すべき必要が充分ある、或は本專賣條約施行による利益は邦人企業者にも業者等の云ふ如く均霑されるかとも思はざる、が、然し意義とし重大なるこの專賣制度が將來支那側の意志一つで施行されること、なれば特種關係にある日本としては影響する所大で其の立場上、充分検討すべき問題であると共に條約上より見れば當然反對されるべきものであるを解釋せる模様であつた。即ち茲に於て在奉天林總領事は事の重大なるを想ひ斷然抗議の事に決し、一八四四年七月米支間に締結されたる望厦條約に依つて左記の如き意味の反對抗議書を外交部駐遼寧特派員王鏡寰氏に提出して

制度施行反對の態度を明にした。

公文第四二四號

昭和五年十月二十日

在奉天總領事 林 久 治 郎

外交部駐遼寧特派員 王 鏡 寰 殿

拜啓陳者東北諸省に於ては最近燐寸の專賣を實施する趣なる處燐寸の專賣は邦人の有する營業の自由に制限を加ふるものにして現行貴我兩國の條約の規定に照し之を容認し得ざるは勿論貴國と米國との間に締結せられたる望厦條約第十五條には關係國民は專賣其他の有害なる束縛に依つて其業務を妨害せらるゝことなしと明白なる規定ある處該規定は當然本邦人民にも均霑適用せらるべき筋合なるを以つて假に東北諸省に於て本件專賣を實施することありとするも一般邦人は何等其營業の自由を奪はれ又は束縛を受くるものに非ず必然貴我相方に紛争を來し面白からざる結果を齎すの懸念有之に付ては若し東三省に於て軍資實施の意嚮有るに於ては事前に之を中止し邦交を保持する様相成度此段特に申進候

敬具

(註) 望厦條約第十五條を摘録すれば

廣州ニ於テ支那國政府ノ指定セル行商ニ對スル舊外國貿易制限規定カ廢止セラレタルニ因リ輸出入品ノ購買若クハ販賣ニ從事スル合衆國人民ハ何等ノ差別ヲ設クルコトナク支那國民ト取引ヲ許容セラルヘシ該人民ハ新シキ制限ヲ課セラルルコトナク又ハ專賣ソノ他ノ有害ナル束縛ニヨリテソノ業務ヲ妨碍セラルルコトナシ。

東北燐寸聯合會の開催

支那側は之等日本官憲の抗議を一方に奉天に東北四省燐寸業者を以つて一九三〇年十一月十五日より三日間に亘り開催して專賣制度實施に關する要要協議を行つたが其等は盡くが經濟上重大

なる問題に屬するため協議事項も三十餘件に及んだが決定せるものは二、三に過ぎない状態であつた。

仄聞するにその當時の決議事項の主なるものは、

(一) 新に東北四省をもつて一とした東北四省燐寸聯合會を設立すること。而して會長に金哲沈を選任すること共に日本側に對しては長春洋火工廠代表者佐藤精一氏長春寶山燐寸工場主前田伊織氏兩氏を顧問に推薦すること。

(二) 日支當業者に專賣權を附與し製造並に販賣權を與へ數量は比率を定め互に侵害せぬこと。

而して日支合辦による販賣會社設立のことは日本官憲の反對抗議により未決となつた模様であつた。

尙此の會議に於て東三省火柴同業聯合會が東北火柴同業會を改稱され專賣制度實施に伴ふ販賣機關として經理處設置のこゝとなりたる其の章程及經理處章程は左の如くである。

東北火柴同業會章程

第一章 總 則

第一條 本會ハ遼、吉、黑、熱四省ノ各火柴公司ニ由リ之ヲ組織シ東北火柴同業會ト稱ス

第二條 本會ハ同業ノ公共利益ヲ維持シ營業上ノ弊害ヲ矯正スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ事務所ヲ遼寧省城ニ設ク

第四條 本會ノ營掌事務左ノ如シ

一 同業ニ弊害ヲ及スヘキ事情ノ考査

二 同業改良事項ノ研究

第五章 工 業

- 三 同業者間ノ爭議和解ニ關スル評議
- 四 同業者カ商行爲上ノ必要ニ基キ請願事項生シタル時ハ本會ハ官廳ニ對シ之カ陳情ヲナスコトヲ得
- 五 隣寸專賣局ノ委託ヲ受ケ隣寸專賣事務ヲ管掌ス
- 六 各官廳ノ委託事項並ニ其他本會目的ニ違反セサル事項

第二章 會 員

第五條 凡ソ東北各隣寸工場ニシテ隣寸專賣局ヘ登記ヲナセルモノハ均シク本會會員タルコトヲ得、一會員毎ニ一人乃至三人ノ代表ヲ指定スルヲ要ス

第六條 會員入會ニ際シテハ入會願書ヲ提出スヘク本會ノ二名ノ會員ヨリ紹介アルヲ要シ主席ノ認可ヲ經テ始メテ許可ス紹介保證書ヲ具シ會費ヲ納入シ正式ニ本會ニ入會セルモノハ本會一切ノ權利義務ヲ享受乃至負擔スルモノトス

第七條 左記各項該當者ハ本會々員ノ代表タルヲ得ス

- 一 公權ヲ剝奪サレタル者
- 二 國是違反ノ行爲アル者
- 三 破産ノ宣告ヲ受ケ未解決中ノ者
- 四 行爲無能力者

第三章 會 議

第八條 本會々議ヲ左記二種ニ分ツ

甲、會 員 會

一 定期會議 毎年二回定期的ニ陽曆六月、十二月ニ之ヲ開催ス

二 臨時會議

召集ス

乙、委 員 會 必要アル毎ニ主席ニヨリ之ヲ召集ス

第九條 開會ニ際シテハ會期前一箇月迄ニ議題ヲ示シテ各會員ニ通知ス、緊急事項ニ遭遇セシ時ハ之ヲ十五日ニ改ムルコトヲ得

第十條 會員代表ハ各提案權ヲ有ス但シ會期前五日迄ニ本會ニ提案事項ヲ通達シ以テ豫メ本會議案ニ加フルニ便セシム

第十一條 本會ノ開催ニハ會員代表三分ノ二以上ノ出席ヲ要シ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

第十二條 會員代表ハ各表決權ヲ有ス、事故ニ因リ會議ニ出席スル能ハサル者ハ他ノ本會々員代表ニ委任シテ代理タラシムルコトヲ得、該出席不能代表ハ工場名ヲ記載捺印セル委任狀ヲ提出スヘキモノトス

第十三條 各會員ニシテ開會ニ際シ其代表ヲ出席セシメサルカ又ハ代理者ヲ委任セサル者ハ本會議事項ニ付異議ヲ唱フルコトヲ得

第十四條 會議ニ際シ必要アル時ハ書面ヲ以テ之ヲ表決スルコトヲ得但シ此場合工場名ヲ記載捺印シ代表ノ署名アル文書ヲ以テシ且會期前五日迄ニ到達スルニ非サレハ無効トス

第四章 役 員

第十五條 本會ニ委員十一名ヲ置キ各會員代表ヨリ之ヲ選舉シ更ニ各會員ヨリ常務委員三名ヲ互選シ且委員中ヨリ主席一名ヲ選任ス均シク名譽職トス、但シ會務執行上要シタル費用ハ實費調査ノ上手當ヲ支給スルコトヲ得

第十六條 本會ノ選舉ハ均シク記名投票法ヲ用ヒ得票法ニヨリ當選ヲ決定シ同數得票者出テタル場合ハ之ヲ抽籤決定ス

第十七條 本會々員代表ハ各選舉權及被選舉權ヲ有ス

第十八條 役員ノ任期ハ均シク二年ト爲シ其中途補缺補選任者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス滿期後重任ヲ妨ケス

第十九條 舊役員ハ新役員ノ就任後ニ非サレハ解任スルコトヲ得ス
 第二十條 主席ハ會務ヲ總括シ對外的ニハ全權代表ト爲ス常務委員ハ會務ヲ處理シ、若シ主席カ會務ヲ執行シ得サル時ハ常務委員中ヨリ一名ヲ推定シ之ヲ代理セシム

第二十一條 本會事務所ノ事務員ハ常務委員會議ノ議決ニヨリ主席之ヲ任用ス

第二十二條 本會ハ燐寸業ニ經驗研究心ヲ有スルモノヲ招聘シ諮問ニ應セシムヘク顧問タラシムルコトヲ得

第五章 會費

第二十三條 本會々費ハ之ヲ入會費、通常會費、特別會費ノ三種ニ分ツ

一 初入會々員ハ入會費現大洋二百元ヲ納入スヘシ

二 通常會費ハ各公司ノ公定比率ニ準シ一箱ニ付現大洋四錢ヲ納付スルモノトス

三 特別會費ハ本會ニ特別支出シタル時會員代表ノ議決ニヨリ公定比率ニ準シ之ヲ分擔スルモノトス

第二十四條 入會費ハ入會ト同時ニ納入シ通常會費ハ毎年四期ニ分チ一、四、七、十ノ各月初旬ニ於テ納入シ特別會費ハ徵收期內ニ之ヲ徵スルコトトシ一時拂前納乃至寄附金ノ納入ヲナシ得ルモノトス

第二十五條 本會ノ各年度豫算ハ主席之ヲ編成シ定期會議ニ提出協賛ヲ經ルモノトス

第二十六條 特別會費ハ專ラ各團體ニ對スル地方公益費義捐補助金等ニ備フルモノトス

第六章 罰則

第二十七條 會員ニシテ不正行爲アリ本會ノ名譽信用ヲ毀損妨害セル者ハ本會ヨリ除名スルコトヲ得

第二十八條 本會ハ永久ニ同業ヲ維持シ互助精神セルモノニシテ均シク各力量ニ應シ進歩ヲ圖リ相提携スヘキモノトス、若シ小利ヲ貪リ大局ヲ誤リ本會章程則及議決事項ニ違反シタルモノニシテ確證ヲ以テ查出セラレタルモノハ之ヲ除名スル外情狀ノ如何ヲ問

ハス一律ニ現大洋五千元ノ罰金ニ處ス

第二十九條 本會役員ニシテ章程則ニ違反スル重大問題ヲ惹起シタルモノハ會議ヲ開キ之カ除名ヲ裁決ス

第三十條 本章程ハ有効期間ヲ二年ト暫定シ此期間內ニ在リテ退會ヲ聲明セルモノハ違約金現大洋一萬元ヲ支出スヘシ

第七章 附則

第三十一條 本章程中未タ明カニ規定セラレサル事項乃至修改スヘキ事項ハ主席ニヨリ或ハ委員二分ノ一以上又ハ會員代表三分ノ二以上ノ決議ニヨリ之ヲ修改スルコトヲ得

第三十二條 本章程ハ批准ノ日ヨリ之ヲ施行ス

東北火柴同業會火柴經理處章程

一 本會ハ東北火柴專賣條例第三條ニ據リ燐寸專賣事務ヲ引受ケ經理處ヲ組織シテ之ヲ管掌ス

二 本會ハ遼寧省城ニ總經理處ヲ設ケ遼寧・吉林・黑龍江・熱河等各地ニ夫々經理處ヲ設ク

三 本會經理處ハ專ラ卸賣燐寸ノ買收業務ヲ營ミ空賣買並其ノ他ノ業務ヲ營ムヲ得ス

四 本會經理處ノ資本金ハ二百萬元ト定メ二分ノ一拂込ノ完了ト共ニ開業ス

前項資本金ハ本會々員ヨリ募入スルモノトス

五 本會經理處ハ火柴專賣條例第五條ノ規定ニ據リ各會員ノ製品買收比率ヲ酌定スルモノトス

六 本會經理處ノ各會員燐寸買收價格ハ火柴專賣條例第九條ノ規定ニ據リ之ヲ處理ス

七 本會經理處ハ火柴專賣條例第十條ニ據リ買收燐寸ニ對シテハ均シテ現金ヲ交附スルモノトス

八 本會經理處ハ輸入燐寸ヲ買收スルコトヲ得但シ各會員製造燐寸ニシテ既ニ其供給カ市場ノ需要ヲ滿セル時ハ火柴專賣條例第十

一條ノ規定ニ據リ買收ヲ拒絶スルコトヲ得

- 九 本會經理處ハ各會員ヨリノ買收燐寸檢收後ハ當該各會員ノ倉庫ニ寄託入庫スルモノトス
- 一〇 本會經理處ハ燐寸ノ販賣ニ際シ商店ヲシテ之ヲ委託代理セシムルコトヲ得
- 一一 本會經理處ノ燐寸販賣利益ハ專賣條例第十五條ノ規定範圍ヲ超過スルコトヲ得ス
- 一二 本會經理處ノ會員買收數量ニシテタトヒ製造不足ノ爲第五條ノ比例數ニ達セサル時ト雖モ之ヲ翌月ニ於テ補充スルコトヲ許サス
- 一三 會員ニシテ若シ意外ノ故障ノ爲第五條ニヨル比例數ヲ製造ン能ハサル者ニ對シテハ本會ノ決議ヲ以テ故障發生日ヨリ起算セル該遲延日數ヲ限り補充セシムルコトヲ得
- 一四 各會員倉庫在貨品中經理處ノ既ニ買收セル燐寸ニシテ危險發生シタル時ハ經理處ノ責ニ任ス、但シ危險ノ發生原因カ該會員ノ責ニ歸スヘキ場合ハ此限りニ在ラス
- 一五 若シ賣足鈍ク經理處ノ在貨多キニ過クル時ハ本會ヨリ會議ヲ召集シ各會員一律ニ休業セシメ以テ同業維持ニ資セシムルコトヲ得
- 一六 各會員ノ製造燐寸ニシテ品質不良ナルカ不發火ナル場合ハ經理處ハ之カ買收ヲ拒絕スルコトヲ得、但シ減價賣却ヲナシ以テ比例實數ヲ滿サント請願セルモノニシテ本會ノ認可ヲ經タルモノハ此限りニ在ラス
- 一七 各會員ノ製造燐寸ニシテ經理處カ買收後品質不良乃至不發火品ヲ發見セル場合ハ之ヲ返却スルコトヲ得、返却ニヨリ生シタル損失ハ當該會員カ賠償責任ヲ負フヘキモノトス
- 一八 經理處ニ經理一名ヲ置キ業務ヲ總括セシメ副經理一名ヲ以テ之ヲ協助セシメ監察一名ヲ以テ帳簿並ニ業務狀況ヲ監査セシム
- 一九 經理處ノ經理及監察ハ均シク本會委員中ヨリ輪番之ヲ選任シ任期ハ一箇年トス
- 二〇 經理ハ營業員ヲ各會員ヨリ按分推薦セシメ所屬該會員ノ推薦書ヲ本會ニ提出セシムヘキモノトス

- 二一 各會員所屬營業員ニシテ若シ職ニ堪エサル者アル時ハ經理ヨリ本會ニ報告シ當該會員ヲシテ別ニ選定セシムルモノトス
- 二二 經理及其ノ他ノ營業員ニシテ横領、持逃、着服其他章程違反ノ行爲アリタル者ニ對シテハ所屬當該會員ニ於テ全責任ヲ負フヘキモノトス
- 二三 經理及其ノ他ノ營業員ハ順ラテ經理處ノ章程及指圖ヲ遵守スヘク單獨ニ所屬會員ノ命ヲ奉シ公務ヲ妨害スルコトヲ得ス
- 二四 經理ハ營業員ヲシテ自己ノ内命ヲ以テ私カニ懸賣セシムルヲ得ス若シ之ニ違反シ損失ヲ生セシメタル者ニ對シテハ所屬會員ニ於テ責任ヲ負フヘキモノトス
- 二五 各會員ニシテ荷造ニ亞鉛板ヲ使用スル者ハ經理處ヨリ之ヲ交附使用セシム、荷造手數料現大洋二錢ハ經理處ヨリ之ヲ負擔ス
- 二六 代理契約ヲ締結セントスル經理ハ監察ノ詮議認可ヲ經テ本會ニ報告之カ許可ヲ受クルニ非サレハ效力ヲ發生セス
- 二七 經理處ハ毎月末ニ於テ各會員ヨリノ燐寸賣買詳細數量及價格表ヲ本會及總經理處ニ分報スルモノトス
- 二八 經理處ハ帳簿ヲ毎月ニ一回締切り半年ニ一回決算ヲナシ、更ニ年末ニ總決算ヲナシ隨時ニ本會及總經理處ニ分報スルモノトス
- 二九 經理處ハ年末總決算ニヨリ得タル餘剩利益中ヨリ各株主ノ株式數ニ應シ月一分ノ割合ヲ以テ配當金ヲ分配スルモノトス
- 三〇 經理處ハ年末總決算ニヨリ得タル餘剩利益ヨリ株主配當金及事務費ヲ控除シタル金額ヲ十割トシ之ヲ下記標準ニヨリ分配スルモノトス
 - 一 三割ヲ公益慈善事業ニ充當ス
 - 二 三割ヲ同業會ノ經費補助ニ充當ス
 - 三 一割ヲ各經理處ノ積立金ニ充當ス
 - 四 三割ヲ各經理處及同業會事務員ノ賞與金ニ充當ス

- 三一 經理處一切ノ經費ニ對シテハ豫算表ヲ編成シ本會ノ決議協賛ヲ經ヘキモノトス
- 三二 經理處ノ買收スル各會員ノ燐寸ハ一小盒毎ニ八十本以上九十本以下ヲ以テ標準トス
- 三三 本章程ニシテ不適宜ナル事項アル時ハ同業會ノ決議ニヨリ之ヲ修改スルコトヲ得

其後の推移 かくて支那側當事者は日本側當局の抗議を省みる所なく、目的達成に最善の努力を惜まず漸次實施實現に近いた。即ち昭和六年一月十五日附公報に張學良の名に於て曩に公布された專賣制度條例第二條による東北火柴專賣局組織章程を公布した。更に東北委員會は昭和六年三月七日附を以つて現遼寧省財政廳長張振鷺氏を專賣局長に任命し、吉林、黑龍江、熱河各地方分局長には夫々各省の財政廳長に委任し、實施期を四月一日とし實施方の佈告を專賣局長の名に於てなせる模様であつたが、尙實施に際しては四省商民貯藏燐寸多數ある見込につき、若し直ちに實施すれば專賣税を補徴する必要を生ずる關係あること、其他の事情によつて延期され五月一日より愈々支那側のみに於て實施を開始された模様である。

東北火柴燐寸專賣局組織章程

(東北政務委員會訓令
財字第一二二號)

- 第一條 本局ハ東北火柴專賣條約第二條ニヨリ之ヲ設立ス
- 第二條 本局ハ東北政務委員會ニ直屬シテ遼寧、吉林、黑龍江、熱河四省ノ火柴專賣事務ヲ主管スルモノトス
- 第三條 本局ハ遼寧省城ニ設置シ遼寧、吉林、黑龍江、熱河四省内ニ分局ヲ設置スルコトヲ得。分局長ハ各省政府ヨリ推薦シ局長ヨリ東北政府委員會ニ申請委任スルモノトス。
- 第四條 本局ニ局長一名ヲ置キ全專賣局事務ヲ總括セシム、局長ハ東北政府委員會ヨリ任命スルモノトス

第五條 本局ハ左記兩科ヲ置ク

第一科 第二科

第六條 第一科ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、印章ノ保管及檢印ニ關スル事項
- 一、章則及文書ノ作成保存ニ關スル事項
- 一、文書ノ受發及筆耕ニ關スル事項
- 一、人事ノ異動及職員ノ成績考査ニ關スル記録事項
- 一、本局ノ會計及庶務ニ關スル事項
- 一、其ノ他關係事項

第七條 第二科ノ管掌事務左ノ如シ

- 一、税金ノ取立及保管ニ關スル事項
- 一、燐寸印紙ノ發行及保管ニ關スル事項
- 一、「營業許可執照」ノ發行及保管ニ關スル事項
- 一、燐寸製造販賣及價格ニ關スル調査事項
- 一、燐寸運送免稅運單發給ニ關スル事項
- 一、其ノ他關係事項

第八條 本局ニ科長二名ヲ置キ局長ノ命令ノ下ニ各當該科事務ヲ綜括セシム。

科長ハ局長ヨリ推薦シ東北政務委員會ヨリ申請委任スルモノトス。

第九條 本局ニ科員、調査員及技術員各若干名ヲ置キ局長ノ命令ノ下ニ主管事務ヲ分擔セシム。科員、調査員及技術員ハ局長ヨリ委任シ東北政務委員會ヘ届出ツルモノトス。

第十條 本局ハ文書ノ淨書及讀合セノタメ雇員ヲ使用スルコトヲ得。

第十一條 本局ノ事務細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十二條 本章程ハ公布ノ日ヨリ施行シ不備ノ點ハ隨時改修スルモノトス。

結 語 滿洲產業界に一大センセイションを惹起した燐寸專賣制度も一時は日本官憲の反對抗議に逢ひ一頓挫の形勢であつたが、其後支那側當業者の實施熱望も、東北政務委員會の決心によつて、其間多少曲折はあつたが遂に前述の如く專賣局の設置より今日の實施まで推抄したのである。此の事實は近時目覺しく拓げゆく支那產業界にこつては空前の大革命であると共に、此制度が果して如何なる程度近運用され實益を得らるるか極めて興味津津たるものがある。

此間に介在して邦人經營事業たる長春寶山洋火公司、同じく長春洋火公司が同專賣制度に参加して支那側同業者と協調してゐる事實は曩に日本官憲が正當抗議の下に反對せるに對し見方により些か邦人方策の不徹底の嫌ひもないではないが、確に所謂日支親善の實を擧げたもの云へる。唯此の專賣制度なるものが瑞典系燐寸會社の暴威に對する自營政策なり、報復手段なりを解する場合邦人當業者は此の制度の推移に經營内容に對しては深厚なる注意をそそぐべき對する方案を以つて處すべく迫られて居り一方關係官廳方面も亦能く大局を誤ざる指導を永遠の對策を樹立すべきであるに確信する。眞に本事業の推移如何は延びて我國對滿產業政策上に重要關係のあることを高唱したいと思料する。

るのである。

工場名	所在地	國別	年生産能力
惠臨火柴公司	(奉天)	(支)	七三、四七〇箱
三明火柴公司	(營口)	(支)	七七、〇二〇
姓々火柴公司	(營口)	(支)	六六、二二〇
關東火柴公司	(營口)	(支)	五六、一七〇
寶山洋灰公司	(長春)	(日)	四五、〇〇〇
長春洋灰工廠	(長春)	(日)	四五、〇〇〇
衆志火柴公司	(吉林)	(支)	四三、六七〇
金華火柴公司	(吉林)	(支)	三二、三五〇
泰豐火柴公司	(吉林)	(支)	三〇、〇〇〇
大連燐寸株式會社	(大連)	(瑞)	三〇、〇〇〇
日清燐寸株式會社	(長春)	(瑞)	三六、三五〇
吉林燐寸株式會社	(吉林)	(瑞)	七〇、五七〇
圓華火柴公司	(安東)	(支)	四四、〇〇〇
明遠火柴公司	(阿付河)	(支)	四三、六七〇
振興火柴公司	(呼蘭)	(支)	二八、〇〇〇
魯昌火柴公司	(齊々哈爾)	(支)	三〇、〇〇〇
計			七五一、六六〇

最近五ヶ年間生産高(單位箱)

昭和元年	一九〇、六八六	同	四年	四二〇、〇〇九
同 二年	三二二、二七二	同	五年	三六一、八七五
同 三年				五七四、六八四

第二項 大連油坊と哈爾濱油坊

不況に終始した昭和四年度の油坊業界は五年度に入つて原料安と製品販路の順調に恵まれて、稍々好轉した感があることは、滿洲大豆粕大需要地たる日本向滿洲輸移出高が増加したこゝによつて此の事情の一端を雄辯に證據立ててゐる。

即ち最近五ヶ年間の總輸出高を示すに次の如くである。

昭和元年	一、四六九、四三五	同	四年	一、〇〇二、六五九
同 二年	一、四八一、四三二	同	五年	一、一四五、一五五
同 三年	一、一四六、三二五			

最近五ヶ年間滿洲四港(大連、安東、營口、浦鹽)の輸移出高推勢 (單位吨)

未だ昭和三年度以上には及ばないが、不況の前年度に比すれば一四二、四九六吨(一割四分二厘弱)の増加であつた。今滿洲油坊業を代表し一つは北滿斯業の中心をなし、一は南滿斯業の重鎮をなす哈爾濱油坊と大連油坊との事情を詳述するこゝにする。

哈爾濱油坊、哈爾濱及其の勢力圏内にある油坊數は、昭和五年度末に於て三九軒、投資總額現大洋一、七一一、〇〇〇元、一晝夜製造能力豆粕四七五、〇二〇枚、豆油四四、〇〇五斤の勢力である。

哈爾濱油坊が近來大連油坊の不況を外に異常に發展して來たこゝは種々原因もあるが、

- (1) 東支鐵道の運賃政策をはじめ各種の人爲的政策が施されてゐること。
- (2) 一般市況の不振に伴ひ北滿においても大豆の慘落を見たること。
- (3) 大連油坊の競争力か減退したること。

等であつて、昭和五年度は歐州市況不振のため原料大豆の需要減退のため、銀安による原料大豆の暴落は製品價格が原料費の高下によつて左右される斯工業に取つて非常な強味であつて、大連油坊の悲境を外に盛況を呈した有力な原因となつたこゝは事實である。

大連油坊 昭和五年度に於ける大連油坊數は四八軒(内十軒は休業中)一晝夜生産能力一六九、五一五枚豆油、八四七、五七五斤の現勢である。

而して昭和五年度に於ける豆粕月別生産高を昨年度と比較對照するに左の如くである。

月	昭和五年	昭和四年
一月	二、四六六	二、〇二八
二月	二、四〇五	一、六八七
三月	三、〇八六	二、三四三
四月	二、五三一	一、六八〇
五月	一、九四〇	一、一六三
六月	一、二七五	四七二
七月	四五七	四七二
八月	七	五〇二
九月	九	一五二
十月	二三〇	七八八
十一月	一、一四八	一、七七八
十二月	一、五四三	二、九二六
計	一七、五四三	一七、七六三

即ち本年度の豆粕總生産高は千七百五十四萬三千枚であつて、昨年度と其の差は二十二萬枚の減少であつて、六、七月頃よりの油坊界の不振は特に甚しく、殊に夏枯時は云へ八、九兩月は殆んど操業は全体の形であつた、かくして昭和五年度に於ける大連油坊は、極端なる生産減を豫想されたにかかはらず、年末に於ける結算に於ては昨年度に

比し、比較的上成績を得たことは上半期に於ける増産の餘榮であつて、此の事は彼の露支鐵道問題を中心に露支紛争に關聯し、北滿大豆の南下を誘致し延びて大連油坊が惠まれた、謂はゞ露支紛争の反映であるを稱せられてゐる。上述の如く昨年度に比して多大な懸隔はないが勢としては近年漸減の一途を辿りつつあることは否むことが出来ないのであつて、

大正八年以降の豆粕の生産高を見れば此間の消息を知り得やう。

年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
生産高	二七、九三四	二五、七五六	二九、二七四	二六、七七〇	三〇、四〇五	二七、五三〇	同	同	同	同	同
單位千枚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

米價、生糸安に依る日本内地農家の疲弊之に伴ふ肥料購賣力の減退は勿論のこと油坊界を廻る各種の材料は油坊業の將來に光明を與へず此の工業の好轉は今の處望みなく悲觀の状態に置れてゐると稱してよい。

第三項 奉天製麻株式會社工場閉鎖す

在滿邦人企業の業績が少數の例の除き凡てに面白からず、企業毎に失敗と云つてよい状態であるが、其例に洩れず奉天鐵西奉天製麻株式會社工場も最近の業績特に面白からず、製品麻袋需要の減退、未層有の銀安等による原料高、製品安の不良材料に禍されて經營困難となり、昭和五年三月五日數度の重役會開催の結果、遂に麻袋採算の可能時期迄一時工場を閉鎖することに決した。

かくて先には南滿洲製糖株式會社（拂込資本金八四〇萬圓）滿洲製粉株式會社（拂込資本金三、二七五萬圓）奉天化學工業株式會社（拂込資本金二五萬圓）等の大工業工場の閉鎖を見、今回又奉天製麻會社工場の閉鎖あり、僅に滿蒙毛織株式會社が氣息を保つて居るのみで、全く奉天鐵西滿鐵附屬地工業地帯は全滅の感がある。

奉天製麻株式會社が其の經營に其人を得、經營そのものには何等缺點を見出さざりしも、印度製品の壓迫と銀安による製品安に禍さるる、一方同社の大株主にして且つ融通資金をなせる、安田側の融通資金回収態度の強硬なることによつて經營困難を來したものと稱されてゐる。事實安田保善社及同投資系帝國製麻會社が（奉天製麻に對し同社三萬株、七十五萬圓拂込資本金の中一萬株を所持する外、今日迄百、七八七萬圓を融通せるが）近來同系事業の不振から之等資金の回収態度が嚴重であつたことにあると云はれてゐる。

こにかく同工場が再び活躍するためには對內的關係に於ては、先づ第一に不良資金の整理（昭和二年下半年期營造物及機械評價一五、八六〇、〇〇圓）を必要とし、隨つて安田側の態度如何が注目されてゐるが、同系事業は最近萎微不振の傾向に在り、帝國製麻自身の業績不振から日本大津工場を閉鎖しつつある有様なるが、故に、株主として腰を

入れ果して會社の更生復回策に努力するや否や極めて疑問で先づ困難と見てよい状態である。

尚今回の突如たる工場閉鎖に際し氣遣はれたる失業職工の態度であるが、職工も會社の實情を諒して極めて平穩裡に退散した模様であつた。

因に奉天製麻株式會社創業以來十二ヶ年間の成績並に閉鎖當時第二十三期貨借對照表は左の如くである。

創立以來十二ヶ年間損益計算表

年次	決算期	收 入	支 出	損 益(△は損)
大正八年度	第一期	五、八九三	九、四八一	△ 三、五八八
	第二期	一一、〇一四	八、九二二	△ 三、〇九二
	第三期	九、九七八	一〇、二五二	△ 二七六
同 九年度	第四期		一四八、三四〇	△ 一五、七九三
	第五期	二五三、六二三	二三六、〇〇四	△ 一七、六一九
	第六期	一五六、一五四	三八三、三七三	△ 二二七、二一九
同 十年度	第七期	二八〇、〇四四	三二八、四〇五	△ 四八、三六一
	第八期	三三、八四二	七九、三五九	△ 四五、五一六
	第九期	一一、〇八八	一二、〇八四	△ 九九六
同 十二年度	第十期	六、〇三〇	六、三六四	△ 三三四
	第十一期	七二、六二三	六一、八三八	△ 一〇、七八五
同 十三年度				二五五

同	十四年度	第十二期	二六四、一八四	二六六、四七七	△	二、二九三
同	十四年度	第十三期	六〇二、六八九	五三四、一九七		六八、四九二
同	十五年度	第十四期	七四七、四二八	六八三、八八八		六三、五四一
同	十五年度	第十五期	七〇六、〇九三	六五九、八一七		三三、五四五
昭	和二年	第十六期	六二九、二四四	六九一、四七三		六二、二二八
昭	和二年	第十七期	四六九、八一三	五一〇、〇二四	△	四〇、二一一
同	三年度	第十八期	四一三、七八五	三九五、四三八		一八、三四六
同	三年度	第十九期	五三二、六六五	五二〇、八七七		一一、七八八
同	四年度	第二十期	四六〇、〇五九	四八〇、三六六	△	二〇、三〇七
同	四年度	第二十一期	四九八、二七一	五五七、六七三	△	五九、四〇二
同	五年度	第二十二期	五五三、〇二四	五八二、七三六	△	二九、七一三
同	五年度	第二十三期	六一七、八五四	八九〇、八八三	△	二七二、九七八
同	五年度	第二十四期				

創立以來の麻袋生産高

(單位枚)

大正	九年	同	十五年	一、八〇四、八六八
同	十年	昭	和二年	一、八二八、八四五
同	十一年	同	三年	一、九一九、一六六
同	十二年	同	四年	二、〇六二、九五四

貸借對照表

同	十三年	同	五年	三五七、七三三
同	十四年	同	五年	

勘定科目	負債之部	勘定科目	資産之部
資本金	一、五〇〇、〇〇〇圓	未拂込株金	七五〇、〇〇〇圓
法定積立金	一五、〇〇〇、〇〇〇	地所	六、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	五、〇〇〇、〇〇〇	造營物	六七八、二三一、一八
固定財産償却金	三五、〇〇〇、〇〇〇	機械	九六〇、五五九、二四
配當未拂金	三六三、七五	什器	二九、四八一、八一
仕拂手形	一、八三六、七二七、〇八	得意先勘定	二三、三五九、六二
諸預り金	三、七四五、六二	受取手形	一四、七三一、九三
社員身元保證積立金	八一八、五六	銀行勘定	五、九〇五、七九
買掛金	二五、八一六、二〇	現金在高	一、八八八、一五
未拂金	五、三七四、一四	郵便振替貯金	五四七、七〇
帝國製麻會社勘定	一七、九三九、四一	假拂勘定	二七、〇九五、七三
		用品在高	六七、八〇九、六七
		原料在高	一〇二、六六〇、八四

合計 三、四四五、七八四、七六

合計

三、四四五、七八四、七六

(安村)

仕掛品在高

一〇、〇一九、八三

製品在高

二八七、六四八、四八

前期繰越損失金

二〇六、八六六、一一

当期損失金

二七二、九七八、六八

第六章 商業

第一節 滿洲及支那の貿易概況

第一項 支那の貿易

昭和五年に於ける支那の對外貿易は種々の事情に依り前年に比し少しく減少を見た様である。即ち之を最も簡單なる數字にて示せば左の如くである。(單位百萬海關兩)

年 度 別	輸 入 額	輸 出 額	合 計	入 超 額
大 正 十 年	九三三	六二八	一、五六一	三〇五
同 十 一 年	九七五	六八五	一、六六〇	二九〇
同 十 二 年	九四八	七七八	一、七二六	一七〇
同 十 三 年	一、〇三九	七九三	一、八三二	二四六
同 十 四 年	九六五	七九四	一、七五九	一七一
昭 和 元 年	一、一四四	八八五	二、〇二九	二五九
同 二 年	一、〇三四	九四〇	一、九七四	九四
同 三 年	一、二一〇	一、〇〇五	二、二一五	二〇五

同 四年	一、二八一	一、〇三一	二、三三三	二五〇
同 五年	一、一五〇	一、〇五〇	二、二〇〇	一〇〇

註 昭和五年度分は上海商務官の推定にして五年十二月十八日大阪朝日新聞所載に依る。

以上の如く昭和五年を前年度に比較すれば、現在の推測に於ては輸入に於て一億三千万兩の減少、輸出に於て二千万兩の増加、差引一億一千万兩の減少である。前表に見るも明かなるが如く支那の對外貿易は年々増進の一途にあり、昭和五年も若し普通の状態にあつたならば對外貿易の増進を齎したであらうと想像せられるのであるが、年初以來の急激な銀價の暴落は銀貨國たる支那の對外購買力を著しく殺いだ。而かも之に政狀の不安と海關金單位の徴收等が作用して各國の投賣戦にも拘らず前述の如く減少を見てゐるのである。

然るに銀價暴落は支那の對外輸出に好影響を齎した。即ち爲替關係に依つて金本位國に對する輸出が刺戟せられたと共に、一面勞銀安其他が益々粗工業の勃興を促がして輸入の防壁に役立つと共に、更に進んでは我國の海外市場を侵蝕すると言ふ結果にもなつた。即ち印度、南洋等の方面に於ける支那綿糸布の進出、米國に對する生糸の進出等である。尙注目すべきは我國に對してさへ綿糸の逆輸出行はれた事である。以上の如く貿易總額に於ては幾分の減少を見たが、輸出増の結果入超額は大いに減少を見、國際貸借上に於ては大いに慶賀すべき状態を示した譯である。

第二項 日本の對支貿易

昭和五年日本の對支貿易は、(一)世界的不況(二)未曾有の銀價大暴落(三)従つて起る購買力の減少(四)關

稅制度の變更等の原因に依つて近年に無き不振裡に終始した。即ち昨年度に比し輸出に於ては一億三千万圓減、輸入に於ては約一億圓減、輸出入計約二億二千万圓の減少である。而して出超額の如きも前年に比し約四千万圓減の一億一千九百萬圓に止まり、近年に無き小額である。試みに簡單なる數字を以て最近五ヶ年間の我對支貿易を比較すれば左の如くである。

第一表 最近五箇年間比較 (單位千圓)

年 別	地方別		滿洲	北 部	中 部	南 部	關東州	香 港	合 計	出入計	出超額
	入	出									
昭和元年	三六、〇九五	六七、九八一	一〇一、九五三	二二、三三〇	二六、〇四二	二二、三三〇	九九、六〇七	五、九七三	三九七、七四二	九七、三三二	一七、七五二
昭和二年	四五、一五三	五五、三三六	一〇四、七九〇	二六、三三八	二六、三三八	五、一六四	九、二七一	六、五五九	四九一、九八三	八五、〇八四	一三、九〇二
昭和三年	六二、七四四	六九、一八八	一〇四、二四六	一九、六四四	一九、六四四	一、四六六	一一、一九〇	五、二〇四	五三九、五五五	九三、六四六	一五、四三三
昭和四年	五〇、五七六	六四、七三三	八五、八〇〇	一八、八五九	一八、八五九	一、四七〇	一三、四七六	六、〇六五	五三三、一九三	九〇、〇九七	一五、二八九
昭和五年	四三、一九七	三五、五七五	七六、六六七	一三、七七七	一三、七七七	六、八〇七	八、八二四	五、六四六	四〇三、二八六	六六、八九六	二九、六七六

次に重要輸出入品を四年度に比較すれば、先づ輸出品に在りては大宗たる綿布は一億八千六百萬圓より一億一千四百萬圓に著減し、小麥粉は二千五百萬圓より一千萬圓に、砂糖は二千九百萬圓より二千七百七百萬圓に、水産物は千七百萬圓より千三百萬圓に、絹織物は千百萬圓より五百萬圓に、綿糸は九百萬圓より五百萬圓に何れも減少を見てる。此の間に在つて僅かに紙類が二千二百萬圓より二千三百萬圓に微増を見せてゐるのみであつて、之れは新興支那に於ける印刷業の勃興を物語つてゐる言はれる。其他鐵は三百萬圓増の七百五十萬圓、セメントは四十萬圓増の三百萬圓に微増である。

輸入品に在りても豆粕は六千五百萬圓より五千八百萬圓に、綿實及繰綿は三千三百萬圓より二千二百萬圓に、石炭は三千四百萬圓より二千六百萬圓に、鳥卵は四百萬圓より三百萬圓に、鉄鐵は九百萬圓より七百萬圓に、皮類は七百萬圓より四百萬圓に夫々減少を見せ、更に注目すべきは從來年々増加の傾向に在つた大豆及豆類が七千五百萬圓より四千八百萬圓に、採油原料が三千五百萬圓より二千三百萬圓へ執れも減少した事である。以上の如く重要輸出入品は盡く減少したと言へるのである。

翻つて五年度對支貿易を地方別、月別に表示し、一年中に於ける趨勢を見れば左の如くである。

第二表 輸出額月別比較表 (單位千圓)

月別	地方別						計	出	超	額
	滿洲	北	部	中	部	南				
一	三、五〇	五、九五	二、四九二	四八五	五、六一	四、四三三	三、一六五	九、〇八		
二	三、八九九	八、〇三二	二、一〇五	四〇〇	六、二四九	四、一七八	三、九三三	一六、三二		
三	四、九〇七	八、五四三	二、二六三	四四一	九、四二六	四、三三六	四〇、三三六	二〇、〇六五		
四	四、四三四	六、六八五	七、八二二	四一三	八、四七六	三、七三〇	三、五五九	一一、九四五		
五	三、四四五	六、九六四	九、〇一八	五四八	七、二二七	四、四二五	三二、二二七	九、七三		
六	一、四六四	三、一六三	七、七四〇	二五三	五、二四〇	二、六三五	二〇、四九五	五、三六四		
七	一、六九五	五、五七一	一〇、三〇四	三五六	四、六六四	三、三二九	二五、九〇九	一三、八六〇		
八	三、三五〇	五、三五三	八、三三五	四一三	七、〇八八	三、九七二	二八、四〇九	一八、四九六		
九	二、八五〇	六、三五五	九、六九四	四九六	七、二五九	四、五〇七	三二、一六一	二二、一二七		
十	二、四三二	七、四五三	二、八七六	五八六	五、七九三	四、六二四	三三、七五四	二〇、八七四		
十一	二、〇四五	六、二三四	九、八五三	八九七	五、八二〇	五、〇〇一	二九、八五〇	一七、九三		
十二	九二〇	五、三四六	二、一八五	六七八	四、九七四	四、一三八	二七、二四一	一一、九〇八		
總計	三三、五三二	七六、一三三	二、三、五七〇	六、七三三	八六、一七九	五、一八九	一、九、四四四	一三、〇三〇		

第三表 輸入額月別比較表 (單位千圓)

月別	地方別						計	出	超	額
	滿洲	北	部	中	部	南				
一	三、五〇	五、九五	二、四九二	四八五	五、六一	四、四三三	三、一六五	九、〇八		
二	三、八九九	八、〇三二	二、一〇五	四〇〇	六、二四九	四、一七八	三、九三三	一六、三二		
三	四、九〇七	八、五四三	二、二六三	四四一	九、四二六	四、三三六	四〇、三三六	二〇、〇六五		
四	四、四三四	六、六八五	七、八二二	四一三	八、四七六	三、七三〇	三、五五九	一一、九四五		
五	三、四四五	六、九六四	九、〇一八	五四八	七、二二七	四、四二五	三二、二二七	九、七三		
六	一、四六四	三、一六三	七、七四〇	二五三	五、二四〇	二、六三五	二〇、四九五	五、三六四		
七	一、六九五	五、五七一	一〇、三〇四	三五六	四、六六四	三、三二九	二五、九〇九	一三、八六〇		
八	三、三五〇	五、三五三	八、三三五	四一三	七、〇八八	三、九七二	二八、四〇九	一八、四九六		
九	二、八五〇	六、三五五	九、六九四	四九六	七、二五九	四、五〇七	三二、一六一	二二、一二七		
十	二、四三二	七、四五三	二、八七六	五八六	五、七九三	四、六二四	三三、七五四	二〇、八七四		
十一	二、〇四五	六、二三四	九、八五三	八九七	五、八二〇	五、〇〇一	二九、八五〇	一七、九三		
十二	九二〇	五、三四六	二、一八五	六七八	四、九七四	四、一三八	二七、二四一	一一、九〇八		
總計	三三、五三二	七六、一三三	二、三、五七〇	六、七三三	八六、一七九	五、一八九	一、九、四四四	一三、〇三〇		

月 別	地 方 別							總 計
	滿 洲	北 部	中 部	南 部	關 東 州	香 港	合 計	
一 月	三三九	五,二〇一	三,九二五	八八八	二,七六六	三六	二三,〇五七	
二 月	六四四	四,一九七	二,五七〇	二,二七九	八,〇七五	一七	一七,七九三	
三 月	二,三三七	四,一〇五	三,一九四	一,二〇〇	九,四九六	一九	二〇,二七一	
四 月	二,六〇〇	四,七六六	三,九〇一	一,〇三〇	七,二七三	四四	一九,六二四	
五 月	五,三三七	四,三七七	三,九〇三	九四四	七,〇四一	二九	二二,五〇五	
六 月	二,四八六	三,六〇〇	三,〇九一	九三一	五,〇三七	四四	一五,一三二	
七 月	二,二六一	二,六三三	二,九二六	八二二	三,三〇六	六三	一二,〇四九	
八 月	一,〇〇八	二,九四四	二,〇六一	六三三	三,一四二	六三	九,九二一	
九 月	一,〇三三	三,五八六	二,三三〇	五八一	二,九一〇	四四	一〇,〇四四	
十 月	一,二二二	三,八四三	二,六九〇	七九元	三,三三〇	三六	一,一八八〇	
十 一 月	一,〇七七	三,五六一	二,四三二	七九元	三,九九〇	一八	一,一九三七	
十 二 月	一,五八二	四,九七〇	二,八〇〇	八五元	五,四九六	四九	一五,六三三	
總 計	四四,三三九	五二,八八九	五二,八九四	二二,〇〇九	二八,三七七	五三六	二二八,三四四	

註、以上二表共月別數字は横濱、神戸、大阪、長崎、門司（下關を含む）函館の六港分にして、總計は十二月分を除く外全國の計である。

以上月別趨勢表に概説を加ふれば、先づ一月は輸出三千百萬圓、輸入二千二百萬圓に相當の額に上つたけれ共、前年度が關稅引上の見込輸出の爲頗る旺盛を極めたる結果孰れも著しい減少を見せてゐる。二月一日より海關金單位徵收が開始され、更に三月十六日よりは此の率が當初の一・五より一・七五に引上徵收さるる事となつた爲、二月下旬より三月中旬に至るまで見越輸出頗る盛んにして、尙下旬に入りても雜貨の積出引きも切らず、遂に三月は輸出四千萬圓に上り前年同月を超過したのみならず、年中に於ける最高記録を示してゐる。之に連れ輸入も二千萬圓を示して前年同月を超過した。

其後四月、五月も不振裡に推移したのであるが、六月初旬に至り銀塊は遂に十五片臺に落ち込み、爲に買手側は一齊に見送り僅かに輸出二千萬圓に過ぎず、年中に於ける最低記録を見せてゐる。七月に於ても此の状態は續いたが、日本側輸出商が國內に於ける需要不振を切抜ける爲砂糖、綿布、鐵、セメント、雜貨、建築材料等を北支及中支に向け投賣りを行つた爲、北支に於て二百萬圓、中支に於て三百萬圓を夫々増加し前月に比し五百五十萬圓を増加した。

其後九、十、十一月も政狀並びに銀價の小廉及び農産物豊作に依つて買氣萌し輸出入共幾分の好調を見せてゐる。十二月に這入つてよりは銀塊益々安く買手側は不利の市場に立つた譯であるが、一面新年早々より實施せらるる自主關稅の見込輸入に依り、豫期程の減少を見ず、輸出に於ては六、七月に次ぐ小額を以て昭和五年を終つた。

以上を顧るに年中を通じて前年度に超過したのは三月の輸出入及二月の輸出あるのみに過ぎない。而かも前年の二月は輸入税率の引上の結果、一月に多大の見込輸入あり、甚だ不振を極めたのに依るものである。斯くて前述せるが如く輸出入出超額共多大の減少を見、其の總計は昨年比するも七割五分に過ぎず、大正十四年に比較するならば僅かに六割六分に當るのみである。

第項三 滿洲の貿易

昭和五年に於ける滿洲の貿易を南滿三港に就いて見るに、營口及び安東は増加し、大連は著しき減少を呈した。先づ大連に就いて見るに、

年 度	輸 移 入 額	輸 移 出 額	輸 移 出 入 總 額	出 超 額
昭 和 元 年	一四四、六五三	二一七、六六三	三六二、三一五	七三、〇一〇
同 二 年	一四六、三八九	二三〇、〇三一	三七六、四二〇	八三、六四二
同 三 年	一六八、九四七	二六二、四六五	四三一、四一一	九三、五一八
同 四 年	二〇六、〇八四	三〇二、四四四	五〇八、五二八	九六、三六〇
同 五 年	一八二、八四二	二四〇、〇四三	四二三、八八五	五七、二〇一

前表の如く年々一路増進を示し、四年度に於ては輸移入二億臺、輸移出三億臺、從つて其の總計五億臺を突破したのであるが、五年度に於て再び逆轉を見た。即ち輸移入に於て一割一分三厘減、輸移出に於て二割六厘減、總計に於て約一割七分の減少である。而かも輸移出減少の度合が甚だしかった爲出超額は五千七百萬圓兩ミ前年に比し約四千

萬兩の著減である。

以上の如き貿易の減少が銀安ミ世界的不況にある事は改めて言ふまでもないが、輸入に於て安東陸境減稅廢止が連絡運賃の遞減に依つて期待程に綿糸布の大連通過が行はれなかつた事、更に奥地行の貨物が營口に陸上げせられ、支那鐵道に依つて運送せられた事等に依り、綿糸、綿布、小麥粉等著しい減少を見る。輸出に於ても歐洲筋の買氣を阻まれた爲大豆の夥しき減少、高粱、玉蜀黍、粟等の農産物及び石炭の減少等に依つて全體の減少を見た譯であるが、此の間に在つて豆油及豆粕の増加は注目すべきである。前者は大豆輸出の停頓に原因し、後者は大豆及銀安に依り屢々圓以下に低落した事が内地農村の買氣を刺戟した事に原因してゐる。

次に安東に就いて見るに、

年 度	輸 移 入 額	輸 移 出 額	輸 移 出 入 總 額	出 超 額
昭 和 元 年	四四、六六二	四九、五一一	九四、一七五	四、八五一
同 二 年	四二、六一六	六四、三九二	一〇七、〇〇九	二一、七七六
同 三 年	四八、七八六	四九、八八六	九八、六七二	一、一〇〇
同 四 年	四九、七八九	四二、五七二	九二、三六一	(一) 七、二一七
同 五 年	(四四、一五三)	(五二、九二二)	(九七、〇七五)	(八、七六九)
	四三、〇三五	五〇、四六六	九三、五〇一	七、四三一

註、昭和五年右側括弧内の數字は戎克貿易を含んだものである。

即ち輸移入額は支那品に於て二百五十萬兩を増加したに拘らず、外國品に於ては(主として日本品であるが)綿糸

布、セメント、水産物、燐寸、砂糖等重要輸入品各れも減少を見て九百二十萬兩減少し、差引六百七十萬兩の激減を來してゐる。之に反し輸移出に於ては豆粕及柞蠶糸が僅かに減少を來してゐる他、粟、大豆、高粱等の穀物及び其他輸移出品多くは増加を見て、全體に於て約八百萬兩の増加となつて居る。斯くて總計に於て百二十萬兩増、七百四十萬兩の出超額を來して従前の状態に轉じてゐる。

更に營口に就いて見るに、
(單位千海關兩)

年 度	輸 移 入 額	輸 移 出 額	輸 移 出 入 總 額	入 超 額
昭 和 元 年	五八、八一九	三二、三三一	九一、一五〇	二六、四八八
同 二 年	四九、〇三六	三三、一八二	八二、二一八	一五、八五四
同 三 年	四八、六四九	三五、六八六	八四、三三五	一二、九六三
同 四 年	五二、二六九	三四、二九五	八六、五六四	一七、九七四
同 五 年	五七、七七九	四六、六三五	一〇四、四一四	一一、一四四

以上の如く輸移出入共に増加を見せ、總額に於て約千八百萬兩の著増である。輸移出に於ては豆粕其他一、二の減少を見たる外大豆、高粱、豆油、粟、鉄鐵及石炭等各れも増加を示してゐるが、之等は採算の關係上大連よりも營口積出しを選んだのに依るものである。又輸移入に於ては砂糖及スマトラよりの石油を除けば、外國品は一般に減少を見てゐる様であるが、支那品綿糸布、麥粉等の増加著しく、尙外國品に於ても奥地向のものは運賃安の支那鐵道を利用すべく従來大連を通過したのも本港に回されたものが多い様である。斯くて其の總額は遂に一億兩臺を突破した。

之を要するに昭和五年に於ける南滿洲三港の貿易は、安東の微増及び營口の著増があつたに拘らず、大連に於て八千五百萬兩の激減を見た爲、全體的には六千七百五十萬兩の減少であつた。然し乍ら此の間に在つて支那側の鐵道政策が營口に反映し、其の貿易總額は千八百萬兩を増加して安東を突破し、更に多大の影響を大連にも及ぼした事は注目する所である。
(齋 藤)

第二節 滿洲特産物の輸出と其の市況

昭和五年に於ける滿洲特産物の輸出概況を四港に就いて見るに、浦鹽が露支紛争の解決に依つて著増を見た事は改めて言ふまでもあるまいが、其他南滿三港に於ては大體前節に於ける貿易全體の數字と足取りを同じくし、大連に於ける百萬噸の激減は營口及浦鹽の増加を以てしても補ふ事を得ず、四港の各品合計噸數は前年に比し七十萬噸の減少を示して居る。以下各品別に就き其の概略を述べよう。

大豆 世界的不況に依る各地の買控え、就中歐洲筋の需要不振は大連に於ける大豆輸出をして百萬噸の減少を來さしめた。勿論前年に於ける二百四十萬噸なる莫大なる數量は、東行不能に依つて南下せざるを得ざりに依るものではあるが、若し本年に於ても歐洲筋の需要が旺盛であつたならば、四港計に於て約九十萬噸の減少を見なかつた筈であり、一に不況に災されてゐると思はれる。大連が此くの如き減少であつたに反し、營口に於ては十萬噸の著増である。之は前節にも述べたるが如く南支向の大豆が採算の關係上多くは營口積出しを選んだ關係による。其他安東は日

本向半減し、支那向三倍となり合計に於て二千噸を増加し、浦鹽も言ふまでもなく増加を見せてゐる。今之等の關係を數字を以て表はせば左の如くである。(單位米噸)

(一) 大連大豆輸出累年表

仕向地	日 本	支 那	歐 洲	蘭領印度	其 他	合 計
昭和元年	二六二、五五五	一六六、三五一	二四五、八八三	六八、二九二	二九、九八六	七七三、〇六七
同 二年	二六〇、五二六	二二六、〇五二	四一四、四二八	八一、二七四	三八、三七〇	一、〇二〇、六五〇
同 三年	四五九、〇三二	一七七、六五二	七一五、九六二	九五、五七〇	五四、七八〇	一、五〇二、九九六
同 四年	五九五、八〇五	二四五、六四五	一、三六七、〇二二	一一五、四二〇	四二、八六八	二、三六六、七六〇
同 五年	三八二、二六〇	一八一、〇一五	五五七、七七三	一〇三、九九六	一〇〇	一、二二五、一四四

(二) 營口大豆輸出累年表

仕向地	日 本	支 那	歐 洲	蘭領印度	其 他	合 計
昭和元年	一、七二四	七三、〇三九	—	—	四九四	七五、二五七
同 二年	二、七八五	七二、三二五	—	—	三、一九〇	七八、三〇〇
同 三年	七、二〇三	九四、〇四二	—	—	六、〇七五	一〇七、三二〇
同 四年	一〇、六一七	六二、七八一	—	—	四、三六二	七七、七六〇
同 五年	九、八二四	一六七、二〇七	—	—	一、五七二	一七八、六〇三

(三) 安東大豆輸出累年表

仕向地	日 本	支 那	歐 洲	蘭領印度	其 他	合 計
昭和元年	五、三〇三	五、四八四	—	—	—	一〇、七八七
同 二年	九、四七五	二六、六九〇	—	—	—	三六、一六五
同 三年	一一、一二二	二二、一六六	—	—	—	三四、二八八
同 四年	一一、三一四	四、七五三	—	—	—	一七、〇六七
同 五年	六、六二六	一一、九九六	—	—	—	一九、六二二

(四) 浦鹽大豆輸出累年表

仕向地	日 本	支 那	歐 洲	蘭領印度	其 他	合 計
昭和元年	一七六、五六六	二〇〇	五〇〇、五四六	—	—	六七七、三二二
同 二年	一三一、六五三	九九九	七七四、四六六	—	—	九〇七、一一八
同 三年	四九、一六二	—	九三四、七〇八	—	—	九八三、八七〇
同 四年	一四、三九五	—	五六二、一八四	—	—	五七六、五七九
同 五年	八一、八五三	—	六四二、七三三	—	—	七二四、五八六

(五) 四港大豆輸出累年表

仕向地	日 本	支 那	歐 洲	蘭領印度	其 他	合 計
昭和元年	四四六、一四八	二四五、〇七四	七四六、四二九	六八、二九二	三〇、四八〇	一、五三六、四三三
同 二年	四〇四、四三九	三二六、〇六六	一、一八八、八九四	八一、二七四	四一、五六〇	二、〇四四、三三三

同三年	五二七、五一九	二九三、八六〇	一、六五〇、六七〇	九五、五七〇	六〇、八五五	二、六二八、四七四
同四年	六三三、一三一	三一三、一七九	一、九二九、二八六	一一五、四二〇	四七、二三〇	三、〇三八、一六六
同五年	四八〇、五六三	三六一、二一八	一、二〇〇、五〇六	一〇三、九九六	一、六七二	二、一四七、九五五

豆粕 次に豆粕に就て見るに、日本及朝鮮向は浦鹽を除いては盡く減少を見せてゐる。之に反し南滿三港よりする支那向は各れも増加を見せて四港計に於ては約十五萬噸の増加であつた。之は日本に於ける農民の困窮が買氣を阻喪せしめたに反し、南支其他に於ける農民が銀價の低落に拘らず其價格に騰貴を來さず、否寧ろ下落さへも見せた滿洲粕を盛んに買つたのにも依るであらうが、此の事實は一面滿洲大豆粕の販路の變遷を物語るものでもある様である。最近數年間の各港輸出數量を示せば左の如くである。(單位米噸)

(一) 大連 豆粕輸出累年表

仕向地	日 本	朝 鮮	支 那	歐米其他	合 計
昭和元年	一、一〇八、四二一	一、四〇九	二二三、九〇一	一八、八九一	一、三四二、六一三
同二年	九四二、五三三	六、八三一	三二〇、六六二	二三、八八〇	一、二九三、九〇六
同三年	七五六、三五七	五、八七八	一七一、一四四	五〇、九五三	九八四、三三二
同四年	六三九、四二七	七、四四五	一一二、九六〇	一一、九一四	八七一、七四六
同五年	六二〇、七八九	七、二三六	一七一、三五〇	一一、三七八	九一〇、七五三

(二) 營口 豆粕輸出累年表

仕向地	日 本	朝 鮮	支 那	歐米其他	合 計
昭和元年	三一、八五七	—	一四九、六〇二	—	一八一、四五九
同二年	一一、一七二	—	一七三、七一四	—	一八五、八九七
同三年	五二、七四三	—	一五一、九一二	—	二〇四、八〇八
同四年	九九、七七七	—	一一一、一九〇	—	二一一、〇〇三
同五年	一一、四八七	—	一一八、二三九	—	一三〇、七二六

(三) 安東 豆粕輸出累年表

仕向地	日 本	朝 鮮	支 那	歐米其他	合 計
昭和元年	四九、六四四	八五、九一三	四一、八四〇	—	一七七、三九七
同二年	二四、六四七	一〇七、七二六	八九、九八二	—	二二二、三五五
同三年	七、〇三三	一〇一、一八八	五五、七八二	—	一六四、〇〇三
同四年	三一、六六二	七七、四九四	四八、八九八	—	一五八、〇五四
同五年	一八、四五七	六七、八九四	六五、九五五	—	一五二、三〇六

(四) 浦鹽 豆粕輸出累年表

仕向地	日 本	朝 鮮	支 那	歐米其他	合 計
昭和元年	四二七、四〇八	三三九	—	—	四二七、七四七
同二年	五五二、七九四	六三	二一七	—	五五三、一三六

同三年	四六七、八九六					四六七、八九六
同四年	三二三、〇九〇					三二三、〇九〇
同五年	五一二、二四〇					五一二、二四〇

(五) 四港豆粕輸出累年表

仕向地	日	本	朝鮮	支那	歐米其他	合計
昭和元年	一、六一七、三三〇		八七、六六一	四〇五、三四三	一八、八九一	二、二一九、三三五
同二年	一、五三二、一四六		一一四、六二〇	五八四、五七五	二三、九五三	二、二五五、二九四
同三年	一、二八四、〇二九		一〇七、〇六六	三七八、八三八	五一、一〇六	一、八二一、〇三九
同四年	一、〇九三、九五六		八四、九三九	二七三、〇四八	一一一、九五〇	一、五六三、八九三
同五年	一、一六三、九七三		七五、一三〇	三五五、五四四	一一二、六九七	一、七〇七、三四四

豆油 更に豆油に就いて見るに、四港計前年が十三萬噸なりしに五年は十四萬三千噸を増加してゐる。之は大連及浦鹽に於ける歐洲向著増に原因するものであつて、即ち大連に於ては前年の五萬六千噸より十萬二千噸に増加し、浦鹽に於ては前年の二千噸より九千噸に増加してゐる。而して之等歐洲向増加の原因は歐洲筋の大豆買控えから其の製品の不足を來したのに依るものである。其の他に於ては營口、安東共減少を見てゐる。最近數年間に於ける四港豆油輸出數量は左の如くである。(單位米噸)

(一) 大連豆油輸出累年表

仕向地	日本	支那	歐洲	米國	其他	合計
昭和元年	六九	一三、〇七六	一一一、九四六	一二、一六七	五〇二	一四七、七六〇
同二年	八五	一七、五三〇	一一四、四二九	九、八九六	六〇四	一四二、五四四
同三年	五五一	六二、九七四	三八、一九八	七、五九三	一、一一四	一一〇、四三〇
同四年	三二二	四六、四五三	五六、一五八	一三、四六五	一、五一〇	一一七、九〇八
同五年	二六四	一八、六七二	一〇二、五〇九	七、八四五	一、〇二四	一三〇、三二四

(二) 營口豆油輸出累年表

仕向地	日本	支那	歐洲	米國	其他	合計
昭和元年		一〇、四四三				一〇、四四三
同二年		一三、八六六				一三、八六六
同三年		一五、六八八			三七	一五、七二五
同四年		九、〇三三				九、〇三三
同五年		三、一四二				三、一四二

(三) 安東豆油輸出累年表

仕向地	日本	支那	歐洲	米國	其他	合計
昭和元年	三八〇	三八				四一八
同二年	六六	二二				八八
同三年	七二	一、二三八				一、三一〇

同 四年	六七	一、三六八				一、四三五
同 五年	八一	一、二二〇				一、一〇一

(四) 浦鹽豆油輸出累年表

仕向地	日本	支那	歐洲	米國	其他	合計
昭和元年			四〇、六六四			四〇、六六四
同 二年			四三、四七三			四三、四七三
同 三年			一六、二六二			一六、二六二
同 四年			二、〇〇五			二、〇〇五
同 五年			九、〇五四			九、〇五四

(五) 四港豆油輸出累年表

先向地	日本	支那	歐洲	米國	其他	合計
昭和元年	四四九	二三、五五七	一六二、六一〇	一二、一六七	五〇二	一九九、二八五
同 二年	一五一	三一、四一八	一五七、九〇二	九、八九六	六〇四	一九九、九七一
同 三年	六二三	七九、九〇〇	五四、四六〇	七、五九三	一、一五一	一四三、七二七
同 四年	三八九	五六、八五四	五八、一六三	一三、四六五	一、五一〇	一三〇、三八一
同 五年	三四五	二二、九三四	一一、五六三	七、八四五	一、〇二四	一四三、七一一

市況 昭和五年に於ける滿洲特産物の市況は諸々の悪材料に依つて一、二の反潑はあつたが、全般的に軟弱に推移

した。即ち深刻なる世界的不況に依る歐洲筋の需要不振、日本に於ける米、繭の低落に依る豆粕の買控え、加ふるに滿洲に於ける農産物は前年に比し二割方の豊作を傳へられたので、未曾有の銀價暴落にも拘らず、銀建價格其物さへもが、年末に至つては前年の數字を割るの低落振りであつた。

年中に於ける市況推移の概略を見るに、先づ年初に於ては北方時局の終焉に依り東支鐵道の運行は略原狀を回復し之が爲南行出廻減少見越に依り、各品共前年末に比し割高の相場を維持した。即ち大豆に於て六圓六、七十錢より七圓四十錢内外、豆粕に於て二圓二、三十錢、豆油に於て十九圓より二十圓程度のものであつた。而して四月、五月に市面は閑散ではあつたが銀價の漸落に依り此の相場を保合つたのであるが、六月に至り銀價の急落に依る反潑、その端境期に近づきたるに、更に八月に至り米國に於ける旱害を傳へられたる爲、六、七、八月に大豆相場は昂騰し、之に連れて各品共強調を示し、夏枯時としては市面は相當に活況を示してゐる。然るに八月頃より新穀の豊作傳へられ更に十月に至りてはハルピンに於ける官商筋の投資りが、各地一齊に影響を與へ、大連に於ては十一月七日、大豆五圓六十六錢と言ふ昭和三年十月以來の安値を示現してゐる。而して斯の如き相場低落は大連、内地間の逆鞘相場を出現せしめ、二十年來の奇現象さえも呈せしむるに至つてゐる。斯くて十二月に入るや銀價の新安値にも拘らず、相場は更に下落して昭和五年を終つてゐるが、試みに大連取引所に於ける十二月十日の相場を採り、之を前年の同月と比較し、金に換算して下落率を求むれば左の如くである。

昭和四年(鈔票八〇・三〇)

昭和五年(鈔票五二・〇五)

大豆(當月限、前場引値)	銀建相場(金換算)	銀建相場(金換算)
六・四八(五・二〇)	六・一〇(三・一八)	
豆粕(同 前)	二・二八(一・七五)	一・八六(〇・九六八)
豆油(同 前)	一七・九五(一四・四一)	一九・〇〇(九・八九)

即ち大豆に於ては二圓二錢の三割八分八厘、豆粕に於て七十八錢の四割四分七厘、豆油に於て四圓五十二錢の三割一分の下落である。

因に大連取引所に於ける三品及び鈔票の各月平均相場を示せば左表の如くである。

月	大豆		豆粕		豆油		銀對金相場
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
一月	七・〇八	六・六六	二・三五	二・二四	一九・七〇	一八・五五	七三・四三〇
二月	七・三三	六・九二	二・四四	二・二七	二〇・二〇	一九・四〇	七〇・六七七
三月	七・四三	六・六一	二・五〇	二・二二	二〇・六〇	一九・二五	六九・六六
四月	七・四一	六・九七	二・三七	二・二六	二〇・四〇	一九・六〇	六九・六三
五月	七・五四	六・九五	二・三六	二・二五	二〇・五〇	一九・七五	六五・六〇
六月	八・二八	七・三三	二・六一	二・三五	二〇・五〇	二二・三〇	五四・九〇
七月	八・四八	七・二六	二・六六	二・四四	二四・〇〇	二二・三五	五五・六〇
八月	八・〇〇	七・〇九	二・五五	二・三六	二三・五〇	二〇・九〇	五三・三〇

第三節 支那の關稅問題

(齋藤)

本年度に於ける關稅に關する劃紀的事實は、日支關稅協定の締結である。一九二八年中葉より關係列國の關稅平等條約を締結せる支那は、これ等條約に盡く最惠國條款を挿入せるを以て、日本との舊約存する限り、事實に於て自主權を行使するを得ざりしが、五月六日遂に日本との間に關稅協定締結さるゝにより、九十年來の桎梏より脱して名實共に關稅自主權を獲得するこゝとなつた。これ正に支那に於て特筆大書すべき事項である。年初より内亂頻發により財政上極度の窮迫に陥り、或は海關稅の徵收を金單位を以てするに改め、或は南滿地方に於ける輸出附加稅の徵收等により、これが補填に汲々たりし政府も、今や自主權獲得により財政々策上より將又國內商工業保護政策の見地より獨特の新稅率を作成せんものこゝ、下半期には稅率表の作成に専念し、支那關稅上誠に輝しき場面を現出した。唯吾人の聊か遺憾に堪えざるものは、折柄の南北の爭亂により、一時的ながらも、天津海關が叛徒の手に落ち、總稅務司の統制を紊し、更に關係列國の貿易上に少なからざる。障害を與へた事これである。以下之等事實に就き詳述する所があらう。

第一項 輸入税の金單位徴收

一九二九年二月一日、自主税率公布前の過渡辦法として七種差等過渡税率を實施したる支那は、その豫定實施期間が滿一ケ年なりし爲、本年二月一日を前にして、國民政府としては愈々自主税率發布の急に面したるも、未だ關稅自主に關する列國との關稅條約悉くは完成せず、強いて自主税率を實施するに於ては、國際的に非常の紛糾を來すは勿論、事實上これが實行困難なる實情に鑑み、折柄の銀價暴落による政府財政難と相俟つて、一月十五日の中央政治會議は外國輸入品に對し銀建輸入税率を金建に改正する事を決定し、同日國民政府令を以て左の如く公布した。

『最近金價の暴騰に伴ふ銀價低落は金融に影響する所大なると共に、外債償還に受くる所の損失巨大なるが爲、國民政府はこれが補救の策として海關輸入税を一律金建徴收に改め、六〇・一八六センチグラムの純金を以て標準單位となし、輸入税を納付すべし。右は財政部に於て正式の新法を作成し海關に令して本年二月一日より之が實施を期すべし』。

右政府令發布と共に、財政部長は總稅務司メイズ氏に訓令して曰く、

『政府は二月一日より海關輸入税の徴收を一律に金單位徴收に改む。この單位は六〇・一八六センチグラムの純金を以てす。即ちこれが換算率、一海關金は日本金八十錢二厘五毛、米金四十セント、英金一九・七二六五ペンスとなす。而して二月一日より三月十五日迄の輸入税は舊海關兩一兩を一・五〇海關金で換算することとし、三月十六日以後は舊海關兩一兩を一・七五海關金を以て換算收納すべし。規銀一兩は一志一片の換算率を以て銀貨を以て納稅するを許可すべし』

こゝ、かくて愈々金單位徴收の用意を整へたる財政部は、金建實施に就ての内外への聲明書を財政部長宋氏文氏の名に於て發表して曰く

『今回決定の金融救濟辦法は、現行稅則を公布したる當時の輸入稅額を回復すると共に、從量稅と從價稅との元來の關係を回復し政府の財政を鞏固にする爲に外ならぬ。政府は毎年外債に對し九百萬磅以上を償還せざるべからざるが、斯く銀價が暴落したる結果、爲替關係よりこれ等外債償還に巨額の損失を見つゝある。今回の辦法を實施することゝならば、三月十六日以後は現在より二三割の増收となり、二月一日より三月十五日迄の間はさほど期待するを得ない。然るが故にその反面商業上大なる影響なかるべしと思惟す。要するに今次政府がかかる辦法を採用したるは、之によつて不當の利益を收めんとするに非る事に、特に一般の留意を望む』

支那政府がかゝる海關稅の金單位による徴收を疾風迅雷的に發表せる結果は、内外商人の蒙れる影響甚大なるものがあつた。支那が金建制を發表せる一月十六日のみの市場相場に就いて見るも、當日に倫敦向二志一片なりしが故に、三月十五日迄の過渡期は六%の増稅となり、三月十六日以降は約二三%の増稅となり、更に貿易業者の蒙る損害は單にそのみには止まらず、從來海關兩と地方通貨との換算率が大體一定し居りたるものが、この結果常に不安定なる銀相場變動の危險に晒される事となつた。

帝國政府としては、當時未だ條約上支那の關稅自主權を承認し居らず、従つてその稅額の變更を來すが如き條約違反の事實は、須く日支兩國の協定に俟つべきものにして、支那一國が單獨公布によりよくその效力を發生せしめ得べきにあらず、特に關東州内にある大連海關に於ては、その實施に關しては關東長官の承認を要する規定あり、故に支那のかゝる舉に對しては條約の成章に照し、日本としては明らかに之を拒否すべき根據を有せしも、當時の日支關係に基き帝國政府は之を默認した。

第二項 日支關稅協定の締結

關稅に關する日支間の關係は、目下改訂交渉中に屬する日支通商航海條約中に規定せらるべきものであるが、本問題が他の條項に比し日支兩國にこつて實際的利害關係多く、且早急に之を解決すべき必要に迫られ居りしを以て、一月中旬、重光代理公使新任と共に、この問題だけを條約改訂交渉に切離して、支那側と交渉を開始した。爾來榦俎折衝をなすこゝ三ヶ月有餘、三月中旬、兩國代表の間に假調印をなし、夫々本國政府に報告の上その承認を経て、五月六日日本調印を了した。その協定全文左の如くである。

日 支 關 稅 協 定 正 文

日本國政府および支那共和國國民政府は各自の代表者により左の諸條を協議締結せり。

第一條 日本國及び支那國の政府は、日本國の領域内及び支那國の領域内に於ける物品の輸入及び輸出に對する稅率・戻稅・通過稅ならびに噸稅に關する一切の事項が、それら日本國及び支那國の法令により、専ら規律せる可きことを約す。

第二條 日本國及び支那國の政府は、物品の輸入及び輸出に對し、適用せしむる噸稅・戻稅・通過稅及びその一切の同様の内國の課金・噸稅に關し、並びに右に關する一切の事項に關し、自國民又はその何れかの外國政府及びその國民に與へられ、又は與へらるべき所に比し、不利益ならざる待遇を互ひに他方に對し、及び他方の國の國民に對し、相互に許與すべし。

日本國または支那國の領域内に於て生産せられ又は製造せられたる物品にして、他方の領域に輸出せらるるものは、輸出稅・戻稅・通過稅及び他の一切の同様の内國課金に關し、並びに右に關する一切の事項に關し、同一の領域内に於て生産せられ、又は製造せられたる同様の物品にして、他の何れかの外國に輸出せらるるものに與へられ、又は與へらるべきところに比し、不利益

ならざる待遇を受くべし。

噸稅及びこれに關する一切の事項については、日本國及び支那國の船舶は各地方の領域内に於て、他の何れかの外國の船舶に與へられ、又は與へらるべき處に比し、不利益ならざる待遇を受くべし。

第三條 前記諸條及本協定附屬公文に掲げられる規定は、日本帝國と支那共和國との間になるべく速かに商議せられ、かつ締結せらるべき通商航海條約に含まれ、且つその一部を構成すべし。

第四條 本協定の日本語・支那語およびイギリス語の本文は慎重に比較せられ、且つ照合せられたり。

但し右本文間に異議の處ある場合においては、イギリスの本文に表示せらるる意議によるべし。

第五條 本協定はその署名の日の後十日日より實施せらるべし。

昭和五年五月六日即ち支那共和國十九年五月六日南京市に於て本書二通を作成す。

支那國駐紮日本國臨時代理公使 重 光 葵
支那共和國國民政府外交部長 王 正 廷

附 屬 書 (第 一)

一、前記協定の實施の日より起算し支那國政府は、本輪附屬表第一部の第一、第二及び第三項目の下に課せられる稅率を三年間又右附屬表第一部の第四項目の下に課せられる稅率を一箇年間、日本國の領域内に於て生産せられ、又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして、支那國領域内に輸入せられたるものに對し、右それらの期間内に課せられる輸入稅の最高率として維持すべきこと、但し支那國政府が稅率の引上げに關し、右附屬表に於てなしたる留保に従ふべきものとす。

二、日本國政府は、前記協定の實施の日より三箇年は、本輪の附屬表第三部の三項目の下に課せられる稅率を支那國の領域内に於て生産せられ、又は製造せられたる右諸項目に屬する物品にして、日本國の領域内に輸入せられるものに對し、右の期間内に課

せられる輸入税の最高率として維持すべきこと

表

第一部

項目番號	品目	一九二九年の支那國輸入税表に於ける番號
一	綿製品	一乃至一〇、三乃至一四、二二乃至二四、二六乃至三二、三七、三八、四〇、四三、四六、四七、五一、五三、五八、五九
二	漁獲物及海産物	一九六乃至一九九、二〇一、二〇五、二〇六、二二三、二二六、二一七、二二八、二三一
三	小麦粉	二八〇
四	雜品	三〇一、五六七、五六八、六〇三乃至六〇五(イ)六一二、六四七、六五一(ロ)六六六(ロ)六七七(ハ)六八五、七〇六、七〇九(ト)七〇九(ト)七一〇、七一五

本表第一部に掲げられる番號は、一九二九年の支那國輸入税表に於ける當該番號の下に掲げられると同一の物品を示す、但し左記番號はその下に列記せられる物品のみを示す。

- 六二五(ロ) ゴム製の短靴及び長靴並びに全部または一部ゴムにて作られたる履物
- 六六六(ロ) 掛時計及び一單位に組立てられたる「ムーヴメント」(一打につき價格四〇海關兩を超えざるもの)
- 六六七(ハ) 海狸毛又は毛以外の材料にて作られたるフェルト製の帽子(一打につき價格十五海關兩を超えざるもの)
- 七〇六 魔法瓶及び同部分品(一打につき價格十五海關兩を超えざるもの)
- 七〇九(ハ) 電氣機械及び同部分品
- 七一〇 玩具及び遊戯品

七一五 車輛別號に掲げられざる「ヴェロシビード」(例へば自転車など一箇につき價格四〇海關兩を超えざるもの)

本表第一部に掲げられる物品に對する税率は、前記税率表に於ける當該番號の下に記載せらるゝ税率と同一たるべし、但し側線を附せられざる番號に屬する物品に對する税率に關しては、支那國政府は前記税率を從價二分五厘を超えざる範圍内に於いて引上げるの權利を留保するものとす。

從量税率については右に規定せらるゝ引上げは、前記税率表に於ける税率が決定せられたる原課税價格を一率に又は一九二八年の税率協定委員會により採擇せられたる課税價格を基礎として一率に行はるべし、支那國政府は輸入關稅以外に輸入綿織絲(番號第五十一號)に對し消費税を課するの權利を留保す。

附屬書(第一)

項目番號	品名	現行日本國輸入税表に於ける番號
一	夏布	二九九、五(巾四八センチメートルを超えたるものを除く) への一、いの一乃至いの四
二	絹織物	への二、いの一乃至いの四
三	刺繍布	三三、三の甲(い)及び(ろ) 三の八(手工品に限る)

本表第二部に掲げらるゝ番號は、別に明記なき限り現に實施中の日本國輸入税表に於ける當該番號の下に掲げらるゝと同一物品を示す。

本表第二部の第一項目に掲げらるゝ物品に對する税率は、現に實施中の日本國輸入税表に於ける當該番號の下に記入せらるゝ税率と同一たるべし、また本表第二部の第二及び第三項目に掲げらるゝ物品に對する税率は贅澤品などの輸入税に關する法律による

現に課せられる税率に比し三割を減税せらるべし。

附 屬 書 (第二)

支那國と日本國との間に本日署名せられたる協定に關し、本部長は右協定の實施が四月の期限の満了と同時に、支那國と日本國との間に陸境を通過して輸入せられ、又は輸出せらるゝ物品に對し、從來課せられたる支那國關稅輕減率が廢止せらるべく、且つ輕減せられざる關稅率が右物品に對し適用せらるべし。

附 屬 書 (第三)

支那國政府は支那國に於ける通商の促進の障礙たる釐金・常關稅・沿岸貿易稅及び通過稅並に他の同様の課金の如き一切の租稅及び課金をなるべく速に廢止するの意向を有す。

附 屬 書 (第四)

日本國債權者に支拂はるべき支那國の無擔保及び不確實擔保の債券の多數且つ多額なるに鑑み、右債務の迅速なる整理は極めて望ましきことなりと認め右目的のため債權者の代表者の會議が支那國政府により最近の期日に於て招集せらるべきこと。

支那は既に早くより日本を除く列國との間に關稅平等條約を締結し居りしも、該條約には皆最惠國條款の挿入ありし爲、日支新關稅協定成立を見ざる迄はその效力を生ぜざりしが、右協定の締結により支那は始めて關係列國により關稅自主權を承認せらるゝに至つた。この結果、支那は多年翹望已まざりし新自主稅率を作成公布し得るの自由を獲得せるものにして、爾來財政部は七種差等過渡稅率の實施豫定期間も一月末を以て滿了せる折柄きて、銳意新稅率の作成に着手すること、なつた。

第三項 南滿各港に於ける輸出附加稅の徵收

輸出附加稅二分五厘の徵收は、民國十五年(一九二六)年廣東に於ける對支ボーイコット解決の條件として、支那側より強要し、英國政府之を默認せしに始まり、爾後北伐國民軍の北上と共に漸次その勢力範圍内に徵收區域を擴大し、民國十八年(一九二九年)全支統一と共に、總稅務司を経て全國海關に之が徵收を命令した。而して右附加稅徵收の理由として擧ぐる所は、附加稅を以て輸出品が原產地より開港場に至る迄に徵收せらるゝ、諸内地稅廢止の代稅となすに云ふにあり。然れども以上の理由のみを以てしては、既に早くより子口半稅制度の規定あり、全く同稅を重複するものなる上、一八五八年の英支天津條約第二十四條、一八五八年の佛支天津條約第四十條にも違反するものなるを以て、帝國政府としては斷然これに對し反對し、支那政府に對し抗議を提出する所があつた。

然し帝國政府が實力を以て右附加稅徵收を拒絶し得べき開港場を除き、其他開港場に於ては、右帝國政府の反對意思に基き、日本商人にして納付を肯んぜざる時は、徒らに通關の圓滑を缺き、商機を逸する事少なからざりしを以て在支各開港場に於ける日本商民は領事官を協議の上、抗議附納付なる形式を以て、事實上納付するの已むなきに至つた。南滿三港特に大連海關に於ては、その大連海關設置に關する協定により、海關稅率の改訂は帝國政府の承認を要する爲、既に日本政府が反對抗議を提出したる以上、支那としても徵收するを得ず。其他安東、營口二港海關に於ても邦人輸出商側は附加稅納入を拒絶し、正稅のみを納付する旨附記せる申告書を提出し、海關は之に對し附加稅を留保

する者の條件附輸出許可書を發行する辦法を協定して、事實上輸出附加税を納付せずして終つた。然るに昨年（一九三〇年）五月六日、日支關稅協定の締結を見、支那は完全に關稅自主權を得る事となるや、日本政府の了解を得て、六月一日大連海關を始め他の二關に於ても、左の如き告示を揭示して、七月一日以逢南滿三港にも事實上輸出附加税を徵收さるゝこと、なつた。

大連關告示第四一七號

來る七月一日より左記の附加税を徵收す

- 一、輸出支那產貨物（機製洋式貨物を含む）に對し輸出税の半額
 - 一、輸入支那產貨物（沿岸貿易）に對し沿岸貿易税の半額
 - 一、民船による輸出貨物に對し民船輸出税の半額
- 但し外國向輸出せらるゝ豆粕及豆油に對しては右附加税を免除す
- 右總稅務司の電命により告示す

昭和五年六月一日

大連關稅務司 岸 本 廣 吉

第四項 天津海關強請接收事件

本年初より約半載に亘りし南北の戰亂は、六月に至り劃然南北各その地盤を兩分して割據するに至り、偶々北軍たる閻錫山の地盤圈内に入れる天津海關は、總稅務司の管轄下より離れて北軍により強請接收さるゝの事態を現出した蓋し當時に於ける海關は這般の輸入稅改訂により大いにその稅收増加し、關稅擔保外債償還額を控除するも、尙多額

の剩餘金を残すに至りたる結果、折柄軍費窮乏に迫りし北軍は、天津海關關稅剩餘によりその軍費を補充せんとしてこの舉に出でたるものである。

天津海關事件は六月十六日、閻錫山氏より天津海關監督等に對し左の如き訓令を發せしに始つた。

『本總司令は六月十二日附を以て、總司令部顧問シンプソンをして天津海關稅務司に轉任せしめたり。シンプソンの海關事務接收後は債務擔保に充つべき部分の關稅收入は妥當且慎重なる方法により保管し、一切の稅收は從來指定せられたる銀行をして取扱はしむ。尙海關吏員に對しては從前の給與を支給す』

右訓令と共に、閻氏は天津警備總司令、公安局長、市長等の名を以て天津海關を強請的に接收せしめ、新稅務司シンプソンを就任せしめた。而してシンプソンは就任後、十九日左の聲明を發して曰く

『海關接收後海關事務は順調に進行しつゝあり。海關收入中外債務擔保部分は之を滙豐銀行に納め、その他部分は之を交通銀行に預金す。北方としては後者の部分に屬する收入を南方に送致せらるゝを極力防止す』

即ちこれにより、總稅務司の管下各海關に對する統制は、外債擔保部分收入に就ては依然たるものありしも、其他部分に對するものに對しては全く破壊さるゝに至つた。

閻氏のかゝる舉に對し、南京政府としては、その外交部長王正廷氏の名を以て次の如く聲明を發して曰く

『閻氏は過日英人シンプソンを派し強請的に天津海關を占領せるも、國民政府は既に關稅自主を實行しつゝあるを以て、今回の事件に對しても之を國內に解決するに決し、左の處置を執り又執らんとしつゝある事を聲明す。

1 國民政府は近日中に命令を發し直ちに天津海關を取消す。

- 2 國民政府は軍艦を大沽沖に派し、今後一切商船の天津出入を禁止す。
- 3 従來天津海關を經由せる輸出入品に對する海關稅は、爾後青島、大連、秦皇島等の各海關をして之を代行受理せしむ。
- 4 天津海關の舊職員は財政部をして他に轉任せしむ。
- 5 英人シンプソンの行動は國際公法の規定中『居留外人が該居留國政變に於て、その逆行行爲を援助する時は、居留國は該外人の驅逐を主張する事を得』とあるに該當するを以て、外交部は英公使に對し十九日附シンプソンを支那より永久退去せしむる旨通知せり。
- 6 天津海關取消に關しては、外交部は既に十九日關係各國に對し正式に之を通告せり。

右聲明を發するに共に、國民政府外交部は天津海關稅務司ベル氏に對し『直ちに海關を閉鎖し全職員は事務を停止して海關を去るべし』との令を發したるを以て、二十日以來新稅務司シンプソン一名を残し、舊海關員は海關一切の事務を停止し貨物の輸出入は全く停頓状態に入つた。茲に於て同地に於て最も通商上密接なる關係に立つ我國に於ては、直ちに支那側に對して應急的對策の有無を照會したる所、支那側では之に對し何等の對策もなく、一時一切の措置を關係國領事に委任する旨回答せるを以て、二十日帝國總領事は左の如き方法を以て應急的に海關事務一切を代行すること、なつた。

1 日本總領事館警官を派して輸出入貨物を検査し、簡便なる手續を以て、日本國商人の貨物を停滯せしめざるやう通過せしめ、關稅は一時總領事館に保管して、後日合法的支那機關に引渡すべし。

2 日本國船舶の出入は、海關の閉鎖により之を社絶せしむる能はざるを以て、領事領の手によつて其手續を執り自由に出入せしむ。

これに對し英國は我國に追從する見解をこりしも、米・佛側は本事件を法理上より解決し、既に海關閉鎖されし

以上、國際法上より見て當然自由港に解すべしとの意見を持ち、領事團としての一致は見ざるも、二十一日崔天津市長、霍海關監督より領事團に對し左の如き通牒ありしを以て、二十三日、日本はその代行を中止し、右意見の不一致は自然解決した。

『海關は總稅司よりの命令により一時閉鎖せるも、當方より國民政府に對し直接交渉の結果、二十一日より即刻開くべしとの命令あり。仍つて貴總領事館の應急措置を取消され度し』

かくて、愈々閩派による天津海關は事實上二十三日より海關事務を執行すること、なつたが、右情報に接したる南京政府總稅務司は各地海關に對し大要左の如き命令を發した。

- (1) 天津向土產品に付ては、直接積出し或は他港經由積出しに論なく、其地に於て輸出稅の外、沿岸貿易稅として正稅の半稅及其附加稅を納付せしむべし。
- (2) 關稅未納の外國品にして、天津に於て積替へ其地に輸入せるものは、其地に於て輸入稅を賦課すべし。土產品にて天津より、其地に積出せるものは其地に於て輸出稅及同附加稅を徵收すべし。
- (3) 六月十八日以降天津經由外國品には其地に於て輸入稅を課す。
- (4) 其地經由天津への積出貨物は其地に於て輸入正稅を課すべし。
- (5) 天津向貨物に對しては戻稅票を發行すべし。
- (6) 六月十八日以降天津海關發行噸稅票は無效とす。

右により、天津への各貨物は積出各港海關に於て、天津海關に納付すべき輸入稅或は沿岸貿易稅を前徵せられ、天

津へ入港の際再び閩派の天津海關により輸入税及沿岸貿易税を徴收せられ、この反對に天津より支那各開港場に積出されたるものは、その積出に際し内國品は輸出税を徴收せられ、陸揚の各開港場海關に於て再び輸出税を追徴せらるゝが如き、又外國品にして天津經由其他開港場に至る場合、天津港と陸揚港とに於て二重に輸入税を徴收せらるゝが如き不當なる二重課税が實施さるゝこととなつた。而して始め關係列國間には之に對し未だ何等支那側との間に解決法を講ずる事なく、唯天津輸入貨物にして、積出港に於て既納税済のものは、領事を通じて天津海關に對し天津に於ける免税方をその都度交渉了解を得つゝあつたが、二十七日、天津海關に於ては、『他の海關にて關税を前納せるものは再徴せず』と發表したるを以て、この部分の問題のみは解決を見た。

大連海關は日本の行政權下にあり、その徵稅規則の變更はすべて帝國官憲の承諾を求めざるを得ざる關係にあるを以て、この事件勃發以來總稅務司の旨を受けたる大連海關稅務司と關東廳との間に善後措置協議中なりしが、二十六日左の如く決定發表した。

(イ) 天津より入港せる場合は、清國產貨物は關東州租借地稅關假規則第三條により、總稅務司に於て認めたる納稅濟證を所持せざる事となるを以て、輸入税に相當する金額を稅關に供託せしむべき筈なれど、商人の不正により納稅濟證を所持せざるに非るを以て別に供託金を徴せず。單に輸出税及附加税(外國品なる場合は輸入税)を大連海關に於て徴收す。

(ロ) 大連より天津向の場合は天津に於ける關税は前徴せず。

以上の如くにして、其の後天津海關は引續き閩派の手により開關徵稅され居りしも、九月末、張學良の和平通電により南北の戰況一變し、北軍潰走するに共、天津海關も九月二十日天津に入れる張派の手學忠の手に歸し、直ちにシンプソン稅務司を罷免し、前稅務司ベル氏を復活せしめ、更に海關監督として韓麟生を任命し、茲に再び天津海關は國民政府總稅務司の管轄下に歸するに至つた。(中 濱)

第四節 取引所概況

第一項 各取引所の業績

昭和五年に於ける取引所界は他の凡有る財界諸機關と同様に銀價の大暴落が最も主要なる材料を爲り、之に世界的不況、歐洲筋の特産買氣薄が作用して、一般的に言ふならば錢鈔取引旺盛を極め、特産取引は比較的閑散に推移したと言ふ事が出来る。

即ち大連に於ける錢鈔取引は、年初以來の軟弱材料に相場は一路慘落し、二月四日、初立會に七十五圓四十錢に生れた鈔票相場は、年末大納會に至るまでに二十四圓餘を下げて五十一圓十五錢にまで低落してゐる。従つて市場は常に活況を呈し、六月までに既に十二億八千九百萬圓の出來高を示し、開所以來の半期最高レコードたる大正九年下期の十二億七百萬圓を遙かに突破し、年計に於ける二十二億七千四百萬圓は之亦開所以來の最高レコードたる大正九年の二十二億三千八百萬圓を凌駕した。然し乍ら其の價格たる十三億九千八百萬圓は數量の増加にも拘はらず、大正九年の三十五億三百萬圓の四割に充たず、即ち其の當時に比し如何に鈔票相場が下落せるかを物語つてゐるものである。

以上の如き未曾有の出來高は、多額の手數量收入を招徠し、即ち上期廿二萬四千圓、下期廿三萬二千圓と手数料收入のみに就いて言ふならば、最高記録たりし大正九年下期の廿六萬四千圓に接近し、錢鈔信託は兩期共餘裕ある一割配當を爲してゐる。

次に安東に於ける鎮平銀の賣買も目覺しき活況振りを示した。其の出來高六億三千四百萬兩は、言ふまでもなく開所以來の最高レコードであり、從前の最多額たる昭和二年の二億二千萬圓の約三倍である。之は株式市場に於ける活況と相俟つて兩期共未曾有の好績を示し、即ち前年に於ては上期無配、下期四分なりしに拘らず、五年度に於ては上期一割配當を爲し、下期二分減の八分に減配はしたけれ共、手数料收入十四萬八千圓、純益十二萬七千圓と驚く可き良績を示し、約十二萬圓を積立金として社内に留保してゐる。

其他滿鐵沿線の各取引所に於ける錢鈔取引は恰も建値變更の過渡期に在つた爲、即ち奉天票建に依る金票、鈔票の賣買漸次廢止せられ、現大洋建に依る賣買が開始せられたる初期であつた爲、各れも減少を見せてゐるのは餘儀ない事であらう。

次に特産方面に就いて見るに、大連に於ける大豆は、銀價騰落の思惑が之に集中し、盛んに投機取引が行はれた爲前年の約八萬車に比し、四萬車増の十二萬車と多額の出來高を示したる外、沿線の一、二を除けば其他は不振裡に推移した。開原、四平街、公主嶺等各れも不況を啣つた譯であるが、殊に開原に於て甚だしく、即ち大豆前年の十萬七千車より二萬八千車に、高粱一萬車より四千車に著減を見てゐる。

之が爲長春が前年同様各六分配、奉天が上期一割二分、下期一割配を爲せる外、其他の各取引所信託會社は、各れも相當の減配を餘儀なくされ、開原が上期一割四分より下期七分に減配せるを筆頭に、四平街上期一割より下期五分へ半減し、公主嶺は上期一割より下期八分四厘に、全體の出來高は寧ろ増加せる大連の如きも、銀建に依る手数料收入減の結果、上期七分四毛、下期五分六厘と各減配を爲してゐる、かくて開原豆信の如きは現在の二百萬圓から資本金四分の一減の計畫さへあり、大連豆信に於ても別の意味に於て減資説が傳へられてゐる。(五月末千五百萬圓(六百萬圓)より千五百五十萬圓(四百萬圓)に減資に決定)

更に株式商品市場に就いて見るに、安東に於ける株式出來高は極度の不振なりし前年の三千九百枚より二萬枚と著増を見たが、大連に於ては減資前後の當所株立會休止に依り、甚だ振はざりし前年より更に減少を見、定期十一萬二千、現物二十八萬二千枚の出來高があつたに過ぎない。綿布、麻袋等の商品延取引に就いては各四分の一に減少したと言ふ外特記すべき程の事もないが、只綿絲定期取引は年中を通じて比較的活況を示し、前年の八千捆に比し約七倍の五萬七千捆の出來高を示したるは注目すべきである。尙以下年内に惹起したる重要な項目に就き概況を試みよう

第二項 取引所關係主要事項

一、取引建値の變更 昭和五年取引所界に於て最も注目を要する事項は蓋し沿線各取引所に於ける特産物取引建値の自然的變更であらう。即ち開原を初め四平街、公主嶺等奉天票を以て取引の建値としたる各取引所は永らくの間、

此の建値に惱まされたものである。大局上より言ふならば、奉天票建を廢棄して、他の孰れかに變更する事が得策である事は、當局者の知悉する所で、唯永らくの慣習の一部業者の反對に依つて實現を見得なかつたものであるが、奉天票の其の紙幣實價をも維持し得ざるが如き暴落は、遂に完全に各取引所より之を驅逐せしめた。

昭和四年其の價額の暴落に、現大洋票が市場に勢力を占むるに至れる頃より、右の傾向は漸次醸成せられ、即ち昭和四年九月公主嶺取引所先づ現大洋建を併用し、次いで十月四平街取引所之に倣ひ、後れて開原取引所も五年二月より現大洋建を併用した。而して併用の結果は言ふまでも無く、取引の中心漸次現大洋建に移り、四平街に於ては四年十一月、公主嶺に於ては五年三月、開原に於ても五年六月を以て奉天票建は完全に取引所市場より其の姿を没したのである。其後各取引所規程の中より、奉天票を建値とする取引は削除せられ、茲に名實共に奉天票建は驅逐せられた。

顧れば奉天票建を中心としてあらゆる議論が戦はされた。而して有力なる論據を持ち乍ら、之を建値から削除するを得なかつた奉天票も、今自らの暴落に依つて自らを追放した。華やかなりし過去を思へば亦一沫の淋しさを禁じ得ない。(公主嶺は現大洋錢建にして其他は現大洋票建なり)

二、大連株式商品取引所の資本金減 大連株式商品取引所は、周知の如く、大正九年二月十日、十ヶ年の期限を以て其設立を免許せられたものである。従つて昭和五年二月九日を以て、其の期間は満了し、改めて營業繼續の認可を得る必要に迫られてゐた。然るに前年末理事長の更迭を機會に、遂に前任者の不正事實暴露し、繼續認可の條件として關東廳より現實資産に基づいて減資を爲す事を命ぜらるゝに至つた。

當初四分の一減、三分の一減及二分一減等諸説紛々として纏らず、各自己の立場より自説を固持して譲らなかつたが、理事者の決斷に依つて二分一減資説が採用され、七月二十三日の臨時株主總會に於て遂に資本金半減、即ち一千萬圓(四分の一拂込)より五百萬圓(四分の一拂込)に減資する事を可決した。

斯くて理事者は一方に於て資産の整理を爲すと共に、他方賣買方法、計算整理方法、限月等を改善し、更に早受渡制度、指定提供證券制度等を新設して市場の振興を策するに至つた。永らくの經營放漫に不振より、更正の第一歩を踏み出した此年は、同取引所に取つては紀念すべきであらう

三、滿洲取引所の立會再開始 奉天總領事館管轄内に在る株式會社滿洲取引所は、從來株式及米穀を上場し、殊に米穀に就いては、滿洲米の唯一の大量市場として、相當の期待を以つて見られてゐたのであるが、昭和三年頃より財界の不況と共に市場取引衰微し、同八月より休場の止む無きに立到つてゐた。

然るに同所の認可期限は、昭和六年三月迄であり、若し此儘休場を續くるに於ては、繼續認可を得らるゝや否やさへ危ぶまるゝに至つたので、五年春頃より關係當業者は市場の復活に奔走し、新資金を得る方法として、先づ東京に新設の資本金百萬圓滿洲商品證券株式會社を合併を見んじたのであるが、條件に於て合併談成立せず、同社は遂に解散して第一次救濟策は破れたが、其後滿洲銀行の好意に依り、新資金十萬圓を得て新たな陣容を整へ、十一月先づ株式市場再開し、次いで十二月米穀市場も再開を見、従前通り撃柝の音を聞くに至つた。従つて憂慮せられてゐた營業繼續認可問題も、其後に至り五ヶ年の期限にて認可する旨の指令に接するに至つた。

四、沿線取引所に於ける現大洋建錢鈔の上場 本問題は前述せる特産物取引の建値に關連するものであるが、特産物取引が漸次現大洋建に變更を見たる結果、當然決濟用として現大洋票の需要が起り、一面には奉票建に依る錢鈔の賣買を補はんとする見地から、奉天取引所が四年十一月より金票に就いて賣買を開始したのは、前年の本誌に就き詳報せる所であるが、開原に於ては特産の建値として現大洋を採用せるに同時に、即ち五年二月二十五日より金票に就き賣買を開始し、次いで四平街に於ては従前金票を建値として大洋錢を賣買してゐたのであるが、昭和四年以降出來不申に終始してゐた所から、五年六月改めて現大洋票を建値として金票の賣買を開始するに至つた。

最後に公主嶺に於ても五年七月一日より、現大洋錢を建値として金票及び鈔票を賣買するに至り、大連及長春を除く關東廳取引所に於ては、錢鈔取引に於ても現大洋が完全に奉天票に代位するに至つた。(公主嶺は現大洋錢其他は現大洋票)

五、長春取引所に於ける哈大洋建錢鈔の上場 吉林官帖暴落の結果、長春方面に於ける賣買取引に就て、哈爾濱大洋が相當重要な地位を占むるに至つた所から、當業者の一部に哈大洋の取引所上場説が擡頭し、遂に五年六月に至つて其の實現を見、十三日より哈大洋建に依る金票及鈔票の賣買が開始せられた。然し乍ら金對哈大洋は六、七兩月に於て九萬圓の出來高を示したるのみで以後出來不申に終始してゐる。

尙鈔票對金票も大正十一年及十五年に小額の出來高を示したるのみにて中絶の形に在つたが、取引人の希望に依り五年三月より復活する事となつた。

六、其他 以上の外大連取引所錢鈔市場に於ける手数料引下問題、反對に特産市場に在つては手数料引上問題、奉

天取引所の特産物上場問題等があつたが、各れも年内には解決を見ず、昭和六年に入つて錢鈔手数料問題を除く二問題が解決せられた。(齋藤)

第五節 在滿邦人小賣商狀況

不況の深刻化に依つて小賣商が一樣に經營難を叩つた年である。特異な販賣方法も、奇抜な廣告も、一般的物價の下落も、消費者の購買力減退の前に大なる偉力を發揮し得なかつた様である。夫丈けに小賣商は困憊し、金融難に陥り、輸入組合、金融組合等を利用する所が多かつたことも言へる、又一面に自分自身の消費生活を合理化せんとする企ても實現され、町内會等にて購買組合を組織した所も相當にある。以下組合及連鎖商店等を通じて現はれた小賣商に關する狀況の一斑を示そう。

第一項 輸入組合の成績

輸入組合に取つては設立後第三年目の年であつた。従つて不確實な分子は略淘汰され、制度運用の上にも經驗を得着々改善の途に上つた年である。各地組合の如きも前年の十五に開原及大石橋を加へて十七組合に増加し、組合員數こそ寧ろ減少を見てゐるが、其他種々の點に就いては異常の進展を見せてゐる。

更に組合員の金融難を緩和する爲、第二回定時總會に於ては貸付限度擴張の議が論ぜられた。即ち現在の貸付限度

は信用貸に於て出資額の二倍、擔保貸に於て同三倍であるが、之を組合共同仕入及見本市仕入商品の決済仕金に限り各々三倍及四倍に擴張せんとする案である。而して未だ決定を見るには至らないが、相當の考慮は拂はれつゝある。又大連汽船と協定して組合員の共同仕入貨物に對する運賃割引の交渉も行はれ、既に大連輸入組合は其の議纏り漸次沿線組合員に擴張せんとしてゐる。

以上の如く着々其目的に向つて邁進しつゝあるが、昭和五年末に於ける組合發展の跡を前年及前々年と比較すれば左の如くである。

年次	出資		組合員		商團		
	積立金	貸付高	員數	口數	商團數	加入員數	加入金額
昭和三年	九八、四三五円	(一、四八四、九三二)	一、四七六	二三、九七六	二六五	九〇三	二〇、三〇九
同 四年	一、七〇〇、五五〇	(二、六六八、八二七)	一、四三五	三五、一三七	三三八	一、〇八二	三三、〇四四
同 五年	二、〇〇〇、八五三	(三、一五二、八〇八)	一、三四四	四二、七〇三	三五六	一、一九九	三九、八四四

- 註 一、昭和三年の數字は大連、旅順、營口、鞍山、遼陽、奉天、撫順、本溪湖、安東、鐵嶺、四平街、長春、吉林、哈爾濱の十四組合の合計なり。
- 二、昭和四年は以上に公主嶺を加へたる十五組合の合計なり。
- 三、昭和五年は更に開原及大石橋を加へたる十七組合の合計なり。
- 四、貸付高の括弧内は擔保貸を表示す(普通貸出資額の二倍なるに擔保貸付は三倍まで)

第二項 都市金融組合の成績

滿洲に於ける都市金融組合は、従前より設立されたる關東州村落金融組合の好成績に鑑み、之を農村より都市に及ぼし、以て資金難に悩みつゝある中小商工業者の金融緩和を目的として昭和三年十月より施行せられた制度である。而して同年十一月旅順、大連、沙河口及奉天に組合の設立を見たるを初めとして四年七月には開原、營口を初めとして七ヶ所に設立を見、八月には四平街を加へて年末までに十二ヶ所の組合を有するに至つたが、昭和五年に這入つてよりは益々組合員の加入を見、年初長春、撫順、公主嶺に組合の設立を見て益々順調なる發展の途上に在る。五年六月旅順に第一回定時聯合總會を開催する頃には各組合共資金需要旺盛の結果、現在の貸下資金にては不足を告げる程までに良く利用せられるに至つてゐる。従つて運用資金増加に關する熱心なる希望が各所より提出せられ、當局に於て考慮せられつゝある。何れにするも資金が窮乏を告ぐるに至れば、何等かの形に於て補充は爲されるであらうが、今日の如き中小商工業者金融難の時代に於ては其の前途は期待を以て見られてゐる。左に昭和五年末の狀況を擧げて之を前年末に對比し發展の跡を見よう。

運轉資金の内譯

年次	組合員數	出資		準備金	貸下資金	預り金	雜勘定	經費		利益金	合計
		口數	金額					補助金	補助金		
昭和四年	一、三三三	九、〇一五	四五、一三五円	五、一〇〇	五九、〇〇〇	一八二、六四四	九、二三五	六二、八六一	四六、五四四	一、四七七、四四四	
同 五年	一、六三三	一一、一〇一	六〇、五、〇〇〇	三七、三三三	七〇、〇〇〇	一七七、八七一	一五、六三四	六三、二〇〇	一〇四、五六一	一、八三三、六八八	

資金運轉の内譯

年次	拂込未済		貸付金		所有物	預ケ金	雑勘定	現金	損失金	合計
	出資金	手形貸付	短期證書	長期證書						
昭和四年	三五、六四五 ^四	四一九、八〇七	二、四〇〇	三、〇〇〇	一四、〇四六	四七一、九九一	九、九九九	一三、二七二	五九、三四	一、四七、四四四
同五年	四四、九三六	八〇三、六〇六	三、三七五	三、九六九	一六、六三三	四七三、九三三	一〇、四七六	一三、六七三	七五、三五六	一、八三、九〇八

註 一、昭和四年の数字は旅順、大連、沙河、瓦房店、大石橋、營口、鞍山、遼陽、奉天、鐵嶺、開原及四平街の十二組合の合計なり。
 二、昭和五年の数字は以上の外長春、撫順及公主嶺の三組合を加へたる十五組合の合計なり。

第三項 連鎖商店の經營概況

昭和五年は大連々鎖商店に取り開業後の第一年であり、極めて意義深い年であつた。諸設備の點に於ては開業後日尙淺かつた爲に不完成なるもの多く、従つて十分の成績を擧ぐるには至らなかつたが、不況の際ではあり、創草の時代としては或は好結果を収めたとも言ひ得るかも知れない。

先づ店舗の開業數に就いて見るに、社員店舗九十一軒、貸店舗八十軒の内五年三月末に於て開業中のものは社員店舗六十、貸店舗一九、即ち合計僅かに七十九軒に過ぎなかつたのであるが、四月、五月に激増し年度末六年三月末に於ては社員店舗八十八、貸店舗六十七の開店あり、契約済にして未開店のもの社員店舗三、貸店舗二ありて合

計百六十軒に達し空家は十一軒に過ぎざるに至つた。参考迄に開業中及契約済店舗の營業種別を示せば左の如くである。(年度末現在)

營業種別	軒數	營業種別	軒數
吳服織物	六	菓子	五
小間物雜貨	一一	菓子	六
食糧雜貨	五	債券	一
洋服裁縫	九	書籍	四
洋酒煙草	二	文籍	二
白米	二	家具	二
布團夜具	三	世帶道具	二
時計貴金屬	二	金庫	二
眼鏡	一	履物	三
漆器	一	棉花取引	一
糸	一	飲食	二
ゴム靴及藥	一	金錢登録器	一
陶磁器	一	美容院	二
電氣器具	三	醫院	一
雙物	一	湯屋	一
植木	四	理髮店	一
		硝子器具	二
		藥	四
		婦人小供洋服	二
		木材防腐劑	一
		帽子店	二
		運動具	三
		玩具	五
		樂器	四
		ゴム足袋	一
		麵包製造	一
		物産紹介所	二
		味噌醬油製造	一
		自動車	一
		自轉車	一
		機械金物衛生暖房	四
		印版印刷	二

額	一	象牙紫檀石炭細工	二	絨	一
額	一	表	一	緞	一
額	一	寫真	一	美術工藝	一
海產物	一	ゴム製品	一	茶	一
				事務所	三
合計					一六〇

註 尙以上の他連鎖商店共同經營のものとして映畫館一、支那料理店一、浴場一、俱樂部一、事務所一、アパートメント一七、警官派出所一、郵便局一、變電所及倉庫一、暖房ボイラー室一、地下道倉庫一、B區地下室倉庫一、B區地下室賣店及娛樂店預定室一六、それに前述せる空家一軒を加へて總計二一五軒となる譯である。

次に連鎖店の賣上高を見るに、昭和五年度に於て約五百五十萬圓に上り、一ヶ月平均約四十五萬圓程度である。従つて一ヶ月一店當り約二千八百圓なる譯である。右賣上全計を大連に於ける卸小賣總賣上高一ヶ年約三億三千萬圓に比すれば約一・七パーセントに當る。

最後に合資會社大連々鎖商店の財産狀態を明かにする爲五年度の貸借對照表を表示すれば左の如くである。

貸借對照表 (六年三月末現在)

借方	貸方
未拂込出資金	出資金
九五二、一九二・四五	一、五〇八、八〇四・三三
土地補償金	借入金
一五九、五一四・三一	一、三四〇、一九二・四九
建物	支拂手形
一、八四八、五二六・〇三	一八九、四〇四・一二

諸機械什器	敷金
二六、七四二・八七	一一、一八七・九七
現金	未拂金勘定
一、一〇六・一三	三七、四二四・三九
輸入組合	商品券
五、五三八・六九	一一、二九六・三八
預ケ金	月賦均等拂込金
一七、七七一・〇〇	四二八・八一
貯藏品	假收
三、五一九・三五	二、八一三・五九
商品券貸付	當期利益金
一〇、四七八・一〇	八六三・七九
假支	
三、四〇〇・〇〇	
未經過保險料	
一、〇〇七・〇四	
未經過利息	
五、一六七・七七	
未收金勘定	
六一、三四七・五九	
前期繰越損金	
九、一六四・五四	
計	計
三、一〇一、四一五・八七	三、一〇一、四一五・八七

第四項 第一回見本市の開催

日滿貿易の進展と共に内地各府縣又は都市等の主權に依つて、滿洲に於て見本市を開催するものは從來年々増加の傾向に在つた。而して夫等が勿論優良商品の紹介、取引方法の改善等貿易の促進に與つて力ある事は言ふまでもないが、一面に於ては各府縣の團體が個々に開催する結果、徒らに費用を時日を費し、又中には統制なき見本市が介在して一般の聲價を失墜する等の事情もあり、更に在滿仕入商としては引切りなしに開かれる見本市に對して、寧ろ煩雜

を感ずる様な有様であつたので、見本市をより効果的にするには年に一回乃至二回、内地各府縣の合同に依つて統一せる大見本市を開催するに如かず主張する者を生ずるに至り、昭和五年春頃より具體化し、七月七日より三日間大連取引所及大連商工會議所を會場として、第一回滿洲見本市として實現するに至つた。

參加府縣三府、一道、一州、二十三縣、出品者五百三十餘名に上り、出品小間數も當初の豫想二三百を突破して五百小間に達し、入場者延人員八千五百餘を算してゐる。而して直接の目的とする成績高の如きも、

- 一、一般財界不況、殊に銀暴落の折柄支那側の仕入並びに消費力が極度に減殺されてゐる事。
- 二、開催の發表後日尙淺く宣傳が行き渡らなかつた爲、既に冬物の仕入手當を爲した向もある事。
- 三、在來の仕入關係を急速に斷ち難き事。
- 四、物價先安の折柄大量仕入を躊躇したる事。

等の惡材料に依り、初は寧ろ悲觀せられてゐたのであるが、場内取引三十一萬餘圓、場外取引六、七十萬圓と見られ、可成りの好成績を擧げることが出來た。今滿洲各地別及府縣別に成約高を示せば左の如くである。

第一表 滿洲各地別成約高 (順位取引高順、單位金圓)

地名	邦		華		合		計
	件數	金額	件數	金額	件數	金額	
大連(1)	七三七	一七五、〇九〇	九七	八、二四五	八三四	一八三、三三五	

地名	件數	金額	件數	金額	件數	金額
奉天(2)	一四九	一六、九八一	八	一〇、六一五	一五七	二七、五九六
長春(3)	一八三	一三、四六二	六二	五、〇〇七	二四五	一八、四三三
營口(4)	六八	一一、八二三	四	三二八	七二	一二、一一一
鞍山(5)	一〇〇	一一、〇九六	一	一	一〇〇	一一、〇九六
撫順(6)	六九	八、〇〇一	一	一	六九	八、〇〇一
安東(7)	一〇一	六、二四六	一	八	一〇二	六、二五四
旅順(8)	五九	五、五一九	六	一七〇	六五	五、六八九
大石(9)	四五	五、二九八	一	一	四五	五、二九八
遼陽(10)	八四	五、〇五七	三	一七八	八七	五、二三五
哈爾濱(11)	四二	三、一六七	一〇	一、七二一	五二	四、八八八
開原(12)	六一	四、二三〇	一	二〇七	七二	四、四三七
鐵嶺(13)	五三	三、七三二	一	七九	五四	三、八一
公主嶺(14)	三七	二、九二二	一	四三六	三八	三、三五八
四平街(15)	四五	二、三八七	二〇	六一八	六五	三、〇〇五
本湖(16)	四四	二、二一三	二	一〇四	四六	二、三二七
天津(17)	二三	一、八九〇	二	七八	二五	一、九六八
吉林(18)	一七	一、四九四	九	三三六	二六	一、八三三
青島(19)	九	七三四	一	一	九	七三四

芝罘	三	八四	三	八四
其他	七	四五六	五	八九五
合計	一、九三三	二八三、七六四	二四五	三二二、四六八
平均		一四七	一一七	一四三

第二表 府縣別成約高 (順位取引高順、單位金圓)

府縣名	邦		華		合計	
	件數	金額	件數	金額	件數	金額
大阪	五二八	八八、八二三	七一	一六、四一九	五九九	一〇五、二四二
東京	二八八	六二、八六五	四一	一、八四六	三三九	六四、七一三
愛知	一六二	三一、八七二	四七	四、二六九	二〇九	三六、一四二
兵庫	一一一	二一、四〇六	三	六六九	一一四	二二、〇七五
廣島	九二	一四、五一六	二	五八	九四	一四、五七四
神奈川	一一三	一二、二三五	一七	一、五一二	一三〇	一三、七四七
靜岡	四〇	九、一五四	一九	一、一六九	五九	一〇、三三三
其他小計	五八九	四二、八九三	四五	二、七六一	六三四	四五、六五三
合計	一、九三三	二八三、七六四	二四五	二八、七〇三	二、一七八	三二二、四六八

先づ第一表に就いて見るに、大連が全體の約六割を占めて第一位に居り、奉天、長春が之に次いでゐる、日華兩商を比較すれば、華商の成約高は日商の夫に比し十分の一に過ぎず、前述の悪材料が濃厚に華商に働いた事を首肯せしめる。

次に府縣別成約高を見るに、大阪が全額の三分の一を占めて第一位に居り、東京が五分の一にして第二位、愛知が九分の一にして第三位であり、兵庫、廣島、神奈川、靜岡等が之に次いでゐる。而して以上七府縣を以て全體の八割五分を占めてゐる。

更に商品別に約定高を見れば、和洋雜貨が六萬三千圓にして第一位、金物及機械器具が五萬六千圓にして第二位を占め、以上兩者が嶄然頭角を顯はし、吳服及織物類が二萬六千圓、建築材料が二萬五千圓、文具及紙類が一萬七千圓にして之に次ぎ、以下一萬圓以上の金額を占むるものはゴム製品、皮革履物、世帶道具、家具及裝飾品並びに洋服及生地等である。

之を要するに第一回の見本市は成約額に就いて見れば、非常なる好成绩を収めたことは言ひ難いかも知れないが、二つの表に於て明かなるが如く其の件数は頗る多額に上り、總平均に於て百五十圓に満たない状態であるが之は一面多數の新取引關係の設定を意味し、本邦品の支那滿蒙に對する販路開拓の足掛りとなるものであらう。此の意味に於ては第一回の見本市が多大の効果を收め得たを稱すべきであらう。(齋藤)

第六節 華商の倒産

昭和五年銀價の大暴落に依つて最も打撃を受けたのは蓋し華商方面であらう。即ち折柄の世界的大不況に相俟つて輸出特産物の取扱商に於ても、輸入雜貨其他の取扱商に於ても一様に打撃を蒙り、更に日支人銀行の貸出の手控え、貸付金の回収督促、手輕な小口金融機關たりし錢舖の營業停止乃至は閉店に依つて極度の金融難に陥り、舊正、端午及仲秋等を境として倒産者續出した。而して之等大小の倒産者を數へ上ぐるならば恐らく莫大な數に上るであらう。以下各地の倒産狀況に就き一瞥を加へよう。

第一項 各地の倒産狀況

昭和四年下半年よりの銀價の漸落に依り、華商の大節期たる舊正即ち新歷二月半頃に於ては相當の倒産者を出すであらうことは一般の見るところであつたが、未だ此の時分までは打撃深刻化せず、即ち越年後の四月末現在に於ける倒産者を關東廳警務局の調査に依つて見るに、旅順一、貔子窩一三、瓦房店一八、大石橋一五、營口二七九、鞍山四六、奉天五〇〇、撫順三〇、本溪湖一三、鐵嶺五〇、長春五九、之れに大連の二十數軒を合して計約一千五十軒位のものであつた。而かも之等は各れも三、四流乃至五流の小店舗にして信用ある大店舗には及んでゐない。

次の節期たる端午に於ても、信用ある商店は互に融通して之を持こたえたる事、一部のモラトリアムが實行せられたる事、信用ある商店が連帶にて銀行より借入れる方法を探つた事等に依つて未だ大商店の破綻は見なかつたのである。然るに時日の経過と共に打撃は漸次浸潤して行つた。今迄辛じて維持したる大商店も仲秋節を前後して續々破産を宣言し、舊正の決済を控へて更に其の勢を益した。

先づ奉天に於ては舊正以來端午に至る期間に八百八十五軒の倒産者を算してゐるが、之等は各れも資金尠少ななる三四流商店であつた。然るに仲秋前八月末に至り城内に廿餘年間營業を営む信義長(資本十五萬元)徳立宏(十六萬元)興隆徳(二十一萬元)泰山玉(二十五萬元)の大絲房及び増福(六十萬元)増盛和(四十萬元)等の大金店が相前後して休業を發表し、財界に多大のセンセーションを興ふるに至つた。之をきつかけこして相當の信用を有する商店續々閉店し、毎月百二、三十乃至二百戸の倒産者を出してゐる。

次に長春に於ても端午、仲秋を通じて相當數の中小華商の一倒産は見たるも、未だ一流商店には及ばなかつたのであるが、歲末十二月二十八日に至り福升慶銀號先づ破産を宣言し、次いで大晦日卅一日寶隆銀號倒産し、従つて別動隊たりし寶隆峻之に續き、明けて六年一月七日、長春取引所の波瀾を導火線として、多年長春特産界に蟠居せる巨商三盛棧が遂に倒れた。蒙りし損失約二十六萬元、再び起つ能はないであらうと見られてゐる。此の外大商店としては特産商天成公錢舖長盛源、雜貨商魁發祥等あり、其他の飯店、綿商、客棧等を擧ぐれば少なからざる數に上るのである。

更に哈爾濱を見れば南滿に於けるよりもより激甚なる打撃を受けてゐる。小商店の倒産は言ふまでもないが、一流商店に於ては決済の繰延に依つて仲秋節頃まで瀕縫によつて漸く支へて來たのであるが、八月廿日資本二十五萬元を

有する雜貨商萬泰店が七十二萬元の負債に依つて倒産せるを始めまして、仲秋越節後間も無く、新城大街の大百貨店同發隆はダリバンクよりの負債三十萬金圓の返済見込立たず、遂に自ら破産申請を爲すに至つた。然るに更に北滿財界に衝動を與へたるは十一月七日突如として起つた、巨商蘭海公司の倒産である。其の原因は奉天に於ける同公司の投資先たる廣來源の破綻に原因する言はれてゐるが、孰れにするも資本百萬元を有し、從來特産に金融に毛皮に手廣く活躍せる同公司の破産が、財界にセンセーションを與へたのは無理もない、更に同公司の出資に掛る資本十五萬元を有する特産商會升恒が之に續いて倒産せるは當然であらう。之が爲日支諸銀行は今更らの如く特産商の業態惡化に愕然とし、一層新規貸出の警戒、舊貸付金の回收方針に出づるに至り、北滿特産界は相當の打撃を蒙つた。

以上三地の外大連、鐵嶺、開原、四平街、遼陽、吉林、營口其他各れも少なからぬ倒産者を出したのであるが、就中營口の如きは此の一ケ年に三百五十戸乃至四百戸の倒産を出したと言はれる。中にも巨商東記、信昌、義生慎天生厚、永生德等の油房、同盛遠、恒言昌等の錢莊、公益堂信記、德興順、義成宏等の大屋子が相次で倒産せるは哀れである。

第二項 官民の對策

以上の如き頻々たる大小店の倒産を見て、中國側官民は種々之が對策を購究してゐる。即ち先づ奉天に於ては商工總會が主となり、省政府に申請して銀行團より低資を融通せしめる事、日貨を排斥して國貨を提唱せしめ産業の發展を企てる事、倒産に頻する者には總會より極力保護維持手段を講ずる事を決議して之を漸次實行に移し、長春に於ても

官民協力して市場の維持に努め、破産事實あるも極力之を隱蔽して累を他に及ぼさざらんとし、進んでは東三省官銀號及邊業銀行をして現大洋百萬元の融資を爲さしめん事を吉林省政府に請願してゐる。更に遼陽に於ては商務會の斡旋に依り遼陽財政廳の同意を得て官銀號分號より一口現大洋五百元の融資を實行し、鐵嶺に於ては大商店廿五名の連名に依り鮮銀よりの融資を得て金融難を幾分緩和し、四平街に於ては遼寧省農商救濟公債資金二十萬元を得る外、平均二分より五分位の支拂可能者は夫々保證人を樹て、相當期間の取立延期を實施してゐる。

以上の如く各地夫々應分の對策は講じたのであるが、之等の努力は澎湃たる流の前には甚だ微力であつたと言つて差支へ無い様である。

第三項 結 言

言ふまでも無く中國の商人は一般的に甚だ信用を重んずる。而かも特殊の企業經營組織は相依り相助けてお互の救済に甚だ役立つてゐる。従つて彼等が閉店乃至倒産を宣するに至るはよく／＼の事である。以て今次の不況乃至銀安が如何に彼等に打撃を與へたかを察すべきである。而かも尙上述の理由に依つて倒る可くして今尙倒れざる數多くの商店が存する事と思はれるが、之等は現在の不況状態が今後相當に續くものと思すれば、漸次其の内容を曝露するに至るであらう。従つて本年度に於ても引續き相當數の華商の倒産を見るのではなからうか。

(齋 藤)

第七節 物價の變動

昭和五年に於ける滿洲の物價趨勢は、金建物價にあつては累月暴落に次ぐに暴落を以つてし、最近十數年來の最低レコードを作りつゝ、越年した。

先づ年平均指數に就て之を觀察するに右の如き物價の低落は世界的趨勢であつて、獨り大連のみの現象で無いことは次表に示す如くである。

年	卸賣物價指數 (金建年平均)				
	大連	東京	倫敦	紐育	銀相場指數
大正三年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
大正四年	一〇六・九	一〇一・六	一二九・二	一一四・八	九二・六
同五年	一二八・三	一二二・九	一六八・三	一三八・五	一一九・八
同六年	一六二・二	一五四・七	二一四・四	一八三・六	一五一・〇
同七年	二一六・四	二〇二・六	二三六・〇	二一五・四	一七八・六
同八年	二六〇・二	二四八・一	二四六・八	二一六・一	二一一・六
同九年	二九九・〇	二七二・八	二九七・四	二〇八・六	二〇四・九
同十年	二一四・三	二一〇・八	一九〇・一	一二九・三	一二五・六
同十一年	二〇七・八	二〇六・八	一六七・三	一四一・四	一二八・八
同十二年	二〇七・八	二〇九・五	一七〇・二	一五三・五	一二一・八
同十三年	二二一・二	二一七・三	一七四・七	一四八・四	一三三・〇

同十四年	二二六・七	二二二・二	一六九・一	一六〇・二	一三四・二
昭和元年	一九七・七	一八八・二	一五七・〇	一四八・四	一一五・三
同二年	一八七・〇	一七八・六	一五一・〇	一四七・五	一〇四・七
同三年	一八六・四	一七八・九	一四八・二	一五二・〇	一〇八・八
同四年	一八一・八	一七四・八	一三九・六	一四四・三	九九・四
同五年	一四七・二	一四三・九	一一七・六	一一一・三	七〇・〇

註 一、滿洲參考物價統計による。前年度本書に掲載せる數字とは修正を加へたる點少からず。大連は調査課指數、東京は日銀指數、倫敦はエコノミスト誌指數、紐育はブラッドストリート誌指數、銀相場指數は倫敦、紐育及大連の三銀相場平均指數なり。

右に據れば昭和五年は昭和四年に比較して、大連は一割九分、東京に於て一割七分七厘、倫敦に於て一割五分八厘紐育に於て一割六分の夫々低落率を示して居る。之は一面毎月の對前年比率の平均も見得るが、兎に角大連が最も低落率の著しかつたことを示すものである。

次に月々の低落の歩調を尋ねる爲月別指數を掲げやう。

年	卸賣物價指數 (金建月別)			
	大連	東京	倫敦	紐育
昭和四年 一月	一八七・二	一八一・二	一四三・〇	一四九・一
昭和四年 十二月	一六七・七	一六三・〇	一三三・〇	一三四・一

昭和五年	一月	一六五・二	(二・五)	一六〇・一	一三〇・〇	一三二・二
同	二月	一六二・九	(二・三)	一五八・八	一二七・一	一二八・九
同	三月	一五九・五	(三・四)	一五五・八	一二五・五	一二八・四
同	四月	一五七・八	(一・七)	一五三・三	一二三・二	一二五・六
同	五月	一五二・六	(五・二)	一五〇・六	一二一・七	一二三・七
同	六月	一四六・五	(六・一)	一四四・一	一一九・〇	一二一・三
同	七月	一四四・六	(一・九)	一四〇・四	一一七・二	一二〇・〇
同	八月	一四三・四	(一・二)	一三九・六	一一四・九	一一九・七
同	九月	一四〇・六	(二・八)	一三六・三	一一〇・五	一一八・二
同	十月	一三四・一	(六・五)	一三〇・九	一〇九・三	一一五・五
同	十一月	一三一・四	(二・七)	一二九・〇	一〇七・一	一一二・九
同	十二月	一二八・二	(三・二)	一二七・八	一〇五・七	一〇九・二
同	一月	一二四・三	(三・九)	一二六・〇	一〇〇・一	一〇六・九
同	二月	一二二・六	(一・七)	一二五・六	一〇〇・四	一〇五・三
同	三月	一二四・一	増(一・五)	一二五・九	一〇〇・〇	一〇六・〇

下落率の最も大であつたのは五、六月と十月であるが之は大體東京と同じ足取りで進んだものである。昭五年一箇年間の下落率換言すれば、昭四年末の指數と昭五年末の指數との比較減少率を見るに、大連は二三・五%、東京二一・六%、倫敦二〇・五%、紐育一八・六%即ち大連が最も率が大であつた。之は滿洲に於ける産地物資が銀貨

國産品なる關係上低落の度が甚だしかつたに依るものと考へられる。

次に大連に於ける卸賣物價の種類別指數によつて滿洲の物價下落の内容を窺はんに、大正十、十一、十二年の三箇年平均を一〇〇とすれば、昭五年末の物價は次表第一欄に見る如く何れも七六以下を示し即ち二割五分乃至五割二分の低落振を示してゐる。

昭和五年中の下落率は平均二三・五%であつて昭和四年中の一一%に比すれば二倍以上の激落率であるが之を種類別に見れば、次の如く最も下落の激しかつたのは穀類次が肉類であつて、下落の少かつたのは燃料及調味嗜好品等である。衣料品の低落も亦甚だしかつた。

大連卸賣物價種類別指數 (大正十、十一、十二の三箇年平均——一〇〇調査課調)

種 類 (品種類)	昭和五年末指數	昭和四年末指數	昭和三年末指數	最近一箇年間下落率
穀 類 (八)	五六・二	九四・〇	一一六・三	四〇・二
調味及嗜好品 (八)	七三・六	八二・八	八六・五	一一・二
肉 類 (四)	七五・一	一一一・三	一一九・四	三二・五
衣 料 品 (一〇)	四七・八	六六・五	七七・八	二八・一
建築材料 (一三)	五六・二	七〇・〇	八〇・五	一九・七
燃 料 (五)	六九・八	七四・四	七七・八	六・二
雜 品 (八)	六五・八	八三・二	九〇・三	二〇・九

總平均 (五六)

六一・一

七九・九

八九・九

二三・五

更に品名別に詳述することは之を略するが、四〇%以上の下落を示したものは高粱、粟、豆粕、小豆等で三〇%以上四〇%以下の下落を示したものは大豆、白米、小麦粉、肉類、砂糖、豆油及若干の絹及綿製品である。今五十六の重要商品を輸入品と滿洲産品とに分けて其の動きを比較すれば昭和五年中に於て滿洲産品二十三品の平均は二八・一%の下落を示したが、輸入品三十三品の平均は一九・四%の下落を示すに過ぎず此の間相當著しい差のあることは注目すべき事項である。

次に金建小賣物價を一瞥するに、累年の指數の好資料を有しない爲昭和五年分のみを見る(滿洲經濟統計月報) (昭和五年十二月號による)

南滿洲各地小賣物價指數 (關東廳資料により調査課にて計算せるもの單純算術平均)

月	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	長春	安東	全滿平均
一月	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二月	九九・五	九九・八	九九・七	九九・〇	九九・〇	九九・三	九九・七	九九・〇	九九・三
三月	九八・一	九八・三	九九・九	九七・五	九八・一	九八・七	九八・一	九七・九	九八・三
四月	九五・七	九八・〇	九七・六	九六・四	九六・七	九七・五	九七・三	九七・二	九七・二
五月	九六・〇	九五・四	九六・四	九五・二	九五・六	九六・二	九六・三	九五・六	九六・〇
六月	九二・五	九三・四	九五・一	九三・六	九三・七	九七・三	九四・〇	九五・〇	九四・五
七月	九〇・七	九一・七	九二・四	九一・一	九一・五	九四・六	九一・三	九一・四	九二・二

八月	八九・八	九一・一	九〇・九	九〇・九	九一・〇	九三・三	九〇・九	九〇・二	九一・四
九月	八八・二	九〇・一	八八・一	八八・六	八九・五	九一・五	九〇・九	九〇・三	九〇・三
十月	八五・五	八八・八	八五・九	八五・八	八七・三	九〇・六	八九・四	八八・五	八七・九
十一月	八四・四	八七・〇	八二・〇	八四・一	八五・一	八九・九	八七・四	八七・六	八五・九
十二月	八四・三	八五・七	八〇・八	八二・六	八四・〇	八八・五	八六・三	八六・一	八四・七

右表によれば小賣物價も全滿各都市を通じ下落の趨勢を示したが、卸賣物價に於ける程甚しくない。即ち卸賣物價は一月と十二月との比較に於て二二・四%の下落であるが小賣物價は一五・三%に過ぎず、之を他の調査即ち大連商工會議所の調査によるも一九・一%である。之は指數に編成せる商品が消費商品に限られ居る否で異なるのであるが、一面小賣物價の動きは緩慢なりといふことを事實に示すものである。

小賣物價に就て、大連の物價を一〇〇とし他の各都市の物價を示す指數が、關東廳文書課より毎月發表されるが、之の一ヶ年平均を採れば上表の如き狀況である。

尙物價調査に關して昭和五年中の重要な出來事として特記すべきことは、關東廳文書課に物價勞務銀調査係なるものが昭和四年末より設置され、滿洲各地の小賣及卸賣物價の統一的調査が開始せられたことである。既に一年を経過したが毎月月報を以て之等の貴重なる資料を公刊しつつ、あることは此方面の調査に光明を與へるものである。

銀建物價に就て一言せんに、昭和五年中に於ける銀價の下落の著しかった割合に銀建

昭和五年平均 滿洲各地小賣物價比較指數

大連	一〇〇・〇
旅順	一〇三・二
安東	一〇六・五
四平街	一一一・一
奉天	一一一・六
營口	一一二・一
長春	一一二・四
撫順	一一五・六

物價が騰貴しなかつた理由は、一般金建物價が下落した爲彼此相殺された結果によるものと見られる。(安盛)

昭和五年各地銀建物價(滿洲參考物價統計による)

月	大連小洋建 小賣物價 (昭和二年 四月一〇〇年)	天津労働者 生活費指數 (昭和元年 平均一〇〇年)	上海生活費 指數 (昭和元年 平均一〇〇年)	上海卸賣物 價指數 (大正二年 三月一〇〇年)	北支那卸賣 物價指數 (昭和元年 平均一〇〇年)
一月	一〇一	一一九	一一四	一七〇	一一一
二月	一〇四	一一九	一一四	一七五	一一四
三月	一〇七	一一八	一一二	一七四	一一四
四月	一〇六	一一一	一一一	一七四	一一三
五月	一〇七	一一八	一一一	一七三	一一五
六月	一一四	一一七	一一〇	一八六	一一九
七月	一一四	一一七	一一〇	一八六	一一九
八月	一一一	一二〇	一一七	一九〇	一二一
九月	一一〇	一二七	一一八	一八九	一二〇
十月	一〇五	一二二	一一一	一八二	一一八
十一月	一〇三	一一六	一一五	一七八	一一六
十二月	一〇三	一一二	一一四	一七八	一一五

第七章 通貨及金融

第一節 各種通貨の流通高

昭和五年中に於ては滿洲に流通する各種通貨は其多くが銀に基礎を有するものだけに、銀價の慘落に追隨して崩落を餘儀なくされたが、就中世界的不況に伴ふ滿洲特産物の沈衰は、銀安に反して却つて農産品價格の低落を誘致し支

日本側銀行券發行高

種別	金 票	鈔 票
昭和5年1	103,835,026	5,772,000
2	99,926,902	7,377,000
3	95,993,427	8,471,000
4	90,149,020	5,454,000
5	81,852,930	5,573,000
6	82,467,272	7,947,000
7	72,600,857	5,302,000
8	72,251,477	4,995,000
9	73,777,068	4,196,000
10	73,462,545	4,093,000
11	83,550,233	3,967,000
12	90,615,165	5,218,000

註 1. 月末現在發行高を示す
2. 金票は朝鮮にも流通す

の需要激減し、發行高の萎縮顯著なるものあり、他方銀價並に各種物價の大低落は金票の購買力を増大せしめ金票の

信用に對する支那人の觀念を一變せしめた觀がある。

日本側銀行券の中、金票の發行高は五月より漸減の傾向を示し、夏枯閑散期切迫と共に鮮滿を通じ資金の需要激減せるに、他方財界の不況深刻なるに隨つて發行高は連日縮少の一途を辿り八月には遂に最低六千萬圓臺を出現し大正十五年六月以來の記録を示すに至つた。

鈔票の發行高は三月の八百萬圓臺より十一月には四百萬圓臺割れを示したが、特記すべき程の増減ではない。唯夏期閑散期に目される六―七月の交に比較的巨額の發行高の維持されて居る所以は、東三省官銀號等が特産物を賣却して得たる鈔票を正金銀行に預金せず、自己の手許に保管せるためであると謂はれて居る。

發行高	
摘	要
昭和5年末現在	
昭和5年末現在	
”	
”	
昭和5年5月現在	=於ケル蓋印 哈洋新票發行高ハ 37,300,000元 無印舊票流通高ハ其1割ナリシ ガ同年8月27日= 200萬元ヲ回 收燒棄セリ。
昭和5年10月現在	ノ數字ナルモ 其後増發サレタル形跡ナシ
推定額	
昭和5年末現在	
昭和5年末現在	

支那側紙幣中、奉天票は最近全く現大洋票の補助貨として通用されることによつて辛ふじて其地位を保ちつつある。且つ從來奉票發行機關の一つであつた公濟平市錢號は最近紙幣の發行を停止して専ら銅元の流通乃至

支那側紙幣

種類	發行銀行名	發行高
奉天票	東三省官銀號	奉大洋 1,178,940,000元
奉天現大洋票	東三省官銀號	26,227,000元
	邊業銀行	26,000,000
	聯合準備庫	15,000,000
	合計	67,227,000
哈大洋	東三省官銀號	151,000,000元
	邊業銀行	8,950,000
	中國銀行	3,650,000
	交通銀行	9,100,000
	黑龍江省官銀號	2,200,000
合計	39,000,000	
永衡大洋	永衡官銀錢號	10,000,000元
吉林官帖	”	9,500,000,000吊
黑龍江大洋票	黑龍江省官銀號	5,000,000元
黑龍江官帖	”	5,000,000,000吊

銅元相場の調節に力を盡しつつあるものの如くである。なほ現大洋一元に對する奉天大洋五〇元(奉小洋六〇元)の公定相場は今日も依然として略々完全に保持されて居る、従つて奉大洋十一億七千八百萬元の發行額は現大洋に換算して約二千九百萬元に過ぎない。中國交通兩行の發行に係る奉天票に關しては今

日に於ては既に論議の價值を認め難い。

奉天省の新興通貨たる現大洋票は從來遼寧四行號聯合準備庫券、邊業銀行券、中國銀行天津票、交通銀行天津票の四種に限られて居たが、東三省官銀號は昭和五年七月一角小額券を發行せるを手始めとして、十月には大額票を發行するに至つたことは注目に値する。且つ同號は奉軍の關内進出に前後して天津に兌換所を設け、天津地名の現大洋票をも發行するに至つたが、其額は約五百萬元に見積られて居る。中交兩行天津票の遼寧省内流通高に關しては信憑す

支那側發表哈大洋發行額

發行銀行名 年 月	東三省官銀	邊業銀行	中國銀行	交通銀行	黑龍江省官銀	永衡官銀錢號
1929年9月19日	15,000,000元	9,000,000元	3,500,000元	9,000,000元	2,100,000元	—
1930年3月16日 蓋印新票	14,000,000	8,700,000	3,500,000	9,000,000	2,100,000	—
1930年末 推定流通額	15,100,000	8,950,000	3,650,000	9,100,000	2,200,000	—
1931年2月23日 增發決定額	5,500,000	3,500,000	1,000,000	500,000	5,500,000	5,000,000

るに足る數字がない。
 哈大洋の發行高に關しても諸説紛々として歸趨に由なく、一説には昭和五年末に於ける東三省官銀號の發行高は二千四百六十萬元、黑龍江省官銀號の夫れは二百五十萬元と云ふ見積りもあるが、昭和六年二月二十三日、東省特別區行政長官張景惠氏は哈大洋の現在流通額を三千九百萬元、新票増發額は二千百萬元に決定せる旨を發表した。なほこれを機會として永衡官銀錢號も哈大洋の發行權を獲得するに至つた。

吉黑官帖の發行高は、最近二ケ年間に頓に増加した。昭和四年十月現在に於ける吉林官帖の發行高は八十億吊と計上されて居るが、其後永衡官銀錢號が奉軍關内出兵費として鈔票を買進んだことや、特産物の買漁りに腐心したこゝ等のため、約十五億吊の官帖が増發された形跡がある。昭和六年三月には吉林に於ける吉林官帖建金票相場は平均六百九十六吊を示して居る。この相場を以て九十五億吊を換算すれば金票の一千三百六十萬圓となる。

次に昭和五年末現在に於ける、黑龍江官帖の發行高を、五十億吊と見積るのは過少に失する嫌がある。廣信公司の經營が、放漫に流れて改組の已むなきに至つた經

緯や、江帖暴落の事情等を考慮に入るとは、總發行高を百十億吊内外と見積るのが妥當の様である。昭和六年二月十日には哈爾濱に於ける黑龍江官帖建哈大洋一元の相場は九百四十五吊と云ふ驚異的高値を示現した程で、江帖の信用失墜の程度を如實に物語つて居る。(南郷)

第二節 各種貨幣相場

前述の如く、昭和五年度中に於ける滿洲の各種通貨の多くは、銀安の影響を受けて一齊に慘落を辿つたが、就中吉黑官帖は發行銀行の機宜を失せる政策と誤れる措置とに、一段と波瀾に富んだ相場を残して居る。次に主要通貨の二三に就き動搖の概要を述べてみよう。

第一項 遼寧の現大洋票と奉天票

昭和四年六月支那官憲が、現大洋對奉天票の相場を公定してより、奉天票に對する需要は頓みに減退し相場は現大洋の高低に追隨して騰落するのみにて妙味薄きたため、奉天取引所に於ける錢鈔取引の興味も自然金票對奉天票先物取引より金票對現大洋票先物取引に遷り、特に七月上旬、東三省官銀號が小額現大洋票を發行してよりは、奉天取引所に於ける金票對奉天票の商内は、愈々衰退し、八月十四日限は遂に發會を見るに至らず、七月二十三日に於ける、七月二十八日限一萬一千三百二十元を最後とし、同限受渡後は殘玉皆無となり、遂に昭和六年三月五日に至り、關東廳

令第五號を以て、奉天取引所の錢鈔先物取引は金票鈔票共に現大洋票のみを以て賣買されることとなつた。

金100圓對現大洋票相場

月別	最高	最低	平均
1	144.00	131.50	138.43
2	145.00	140.00	142.63
3	148.40	141.50	144.93
4	147.85	145.30	146.56
5	179.60	145.85	159.80
6	203.00	172.60	188.51
7	192.00	176.20	184.96
8	182.50	173.30	177.84
9	178.60	171.00	174.92
10	181.84	174.30	177.64
11	181.80	173.70	176.02
21	199.30	177.50	190.67
全年	203.00	131.50	171.36

奉天取引所先物相場

一方同取引所の現大洋票建金票相場は、銀價の暴落に反比例に昂騰の一途を辿つたのであるが、奉天の支那官憲はこれを以て、支那人が金票を信用し、現大洋、竝に現大洋票を輕視せるに基くものごなし、四月十日先づ臧式毅を會長とする遼寧省金融委員を組織して對策を講じて居たが、六月二十五日臧式毅の名を以て各縣各

府及總商會に宛て、十一條よりなる金融整理辦法を通過して日貨の購入、日本人よりの借款金票の蓄積並に金票の空賣買を禁止するに至つた。これより先、支那官憲は聯合準備庫券の發行に前後して、現洋の境外搬出取締令を發して居たが八月二十七日偶々、奉天附屬地に營業所を有する廣福銀號員が、城内四行號聯合準備庫に至り一萬八千元の現大洋票を現大洋に兌換し、自動車に積込み附屬地境界に差掛つたところ、豫め準備庫より通知を受けて居た支那巡警は自動車に停車を命じ、現大洋の搬出先を取調べた後城内より附屬地には規定額たる三十元以上の搬出を許さずして現大洋を公安總局に搬送した事件がある。爾後、支那官憲は愈々現大洋の搬出を嚴重に取締り、聯合準備庫成立當時頒布した遼寧省金融管理章程及現銀出境禁止章程に改修を加へて、遼寧省管理金融暫行章程なる名稱に変更したが、

これに關する詳細は十二月十九日の東三省民報上に掲載された。同章程は次の如く十一箇條よりなり、現銀の出境取締は勿論現大洋票の發行機關にも制限を加へて居る。第二條の外埠銀行發行紙幣の回収は中國交通兩行天津票の驅逐を意味するものご解せらる。

- 一、本省は金融を劃一し、現大洋の出境を禁止せんが爲め特に遼寧省管理金融暫行章程を定む。
- 二、本省金融は官銀號及四行準備庫（以下準備庫と簡稱す）發行の現洋兌換券を以て本とす。
- 三、本省は官銀號及準備庫の現洋兌換券發行以後は其他の外埠銀行の發行せる兌換券を逐次回収せしむべし。但し邊業銀行の現洋券にして特に批准を経たるものはこの限りに非ず。
- 四、官銀號及準備庫發行の兌換券に全額現銀準備をなましめ、省政府より隨時之を監察す。
- 五、官銀號及準備庫發行の現洋券は現大洋と一律に通用せしめ割引を得ず、違反するものは嚴罰に處す。
- 六、官銀號及準備庫發行の現洋兌換券は省城の兌換所に於て現大洋或は本位相當の現洋紙幣と兌換することを得。
- 七、官銀號準備庫發行の現洋兌換券による商民の爲替取組は無制限に之を許すと共に市況に應じて爲替料を收受することを得。
- 八、本省は金融市場を安定せしむるため現大洋を省城境より搬出することを禁ず。
- 九、前項省城の範圍は省會公安局所轄の區域を云ふ、即ち瀋陽市區及商埠局を指し、この境界を出づるものは出境と見做す。
- 十、各稅關出張所停車場埠頭は軍警機關より、人を派して駐守検査せしめ、若し硬貨を携帶出境せんとする者を軍警より查出せる場合には現大洋を沒收して公用に充當する外、金融擾亂罪に處し、沒收せる現大洋の一部は賞金に充つ、但し現大洋百元以下の場合には携帶出境を許し、この制限に含まず。
- 十一、本章程は公布の日より之を施行す。

右の如き規定を設くるに共に、遼寧省政府は、聯合準備庫並に外交部遼寧駐在特派員王鏡寰に對し、現大洋の兌換搬出に對する具體的對策を協議せしむるころがあつた。準備庫並に王鏡寰は協議の上、爾後、現大洋を附屬地に搬出せんとする支那人を發見せる場合には禁令に照して現大洋全部を沒收することとし、一方附屬地の錢商並に日本人等の現大洋兌換に對しては、公安局に命じて毎日準備庫に私服探偵を派遣して監視せしめ兌換の行はるる都度電話を以て、馬路灣及附屬地境界の各要路公安局に通知して輸送中の現大洋を一應抑留する。而して、同現大洋が全然搬出を目的として兌換せられたものなる場合には、全部沒收するも運搬者が日本人なる場合には日本官憲に引渡して處罰を要求する。又搬出を目的とせずして兌換されたものなる場合には、現大洋票を交換して返還すべしと復命した由である。

斯くの如く支那官憲が現大洋の境外搬出を嚴重に禁止する所以は、全く、銀紙間に開きを生ぜんことを恐るるがため、官憲の取締が效を奏したものが、全年を通じて銀紙平價を以て通用せらるる場合が多く、十一月末現大洋百元に付現大洋票百元七十仙を示したのが最高で、四月の如きは硬貨百元に對し票九十九元九十仙を示し却つて票高を告げたこともある。但し四月は滿洲特産物の端境期に向ふ季節なる上に、當時金融の梗塞甚しく、一般商取引不振を極めたるため、奉天現大洋相場は天津地方に比し一萬元に付八十元位の安値となり、天津賣り、奉天買の現大洋翰取商内盛大となりしが、これが現送には紙幣を有利とする關係上、票に對する需要起り紙幣高を呈したものである。なほ東三省官銀號は十月十八日、一元五十元十元の同行現大洋票見本を添へて、新兌換券發行の旨を奉天取引所に通知し更

に同月中、二角、五角の小額現大洋券を、十一月十日には額面百元の新現大洋票をも發行するに至つた。

第二項 哈 大 洋

昭和五年度中の哈大洋相場騰落の大勢は、上海大連等の南方市場銀相場に支配されたが、特に一月、二月、十二月の如きは地場特有の事情により、銀價低落の大勢に反して獨り強調を迫るの珍現象を演じた。

昭和四年十月以降軟調を辿りつた銀塊相場は、新春を迎へて驚異的暴落を示現し、一月九日、大連銀相場は七十圓丁度に寄付き、前途一段の暴落を豫想せられつつある折柄、獨り哈大洋のみは昨秋以來の懸案たる舊券交換問題に絡る市中流通券の拂底特産取引に關聯する現物需要喚起に、大勢に逆行して一月八日、五十四圓七十錢に寄付き（濱江貨幣交易所の現物相場）翌九日には高値五十五圓八十錢を示すに至つた。

二月に入るや、支那官憲の舊券流通禁止あり、六日頃よりは東支鐵道關係の買占めと思はるる極東銀行の買進み現はれしに、偶々現物薄の際にて南方銀市場が、大勢軟弱なるに拘らず連日昂騰して月末には六十三圓に急騰した。哈大洋の恢復斯くの如く顯著なるものあり、投機筋はこの間に處して目覺ましき活躍を演じたが特に三月一日の如き特産交易所にて大豆七百七十車小麥二百車の手合せあり、買方の大手筋は廣信の如き官商筋なるため、哈大洋相場は急落を餘儀なくされ、其後銀價の恢復、大洋現物薄、特産物に對する手當増加により多少引戻したるも、三月中旬以後は哈大洋増發説による人氣落ち、糧棧の破産、商店の閉鎖續出に弱調裡に越月した。

四月以降は大體南方銀相場に追隨して漸落し六月二十三日には四十圓六十錢を全年中の安値に慘落し、四十圓臺割れの近きを物語るものの如く思はれたが、六月末官憲の大洋相場維持説に多少持直して爾後十一月迄凡調を持續した

哈大洋100元 對金票相場

月別	最高	最低	平均
	円	円	円
1	57.40	53.35	55.96
2	63.00	54.80	56.66
3	63.10	56.25	58.80
4	57.55	55.00	56.59
5	57.45	49.20	55.26
6	50.60	40.60	44.68
7	45.40	42.25	43.68
8	46.75	44.00	45.17
9	46.10	43.80	45.22
10	48.00	43.80	45.14
11	47.40	46.50	46.91
12	46.90	43.60	44.90

註 (1)高低は濱江貨幣交易所出來高の最高、最低
(2)平均は同交易所引値の算平均

出兵決定に備へんことをあつたが、訓令相場は、市中相場に比べて四元七十仙の開きあるため遵守に困難なる事情あり、支那側銀行たる中國、交通、邊業、東三省、黑龍江省の各發行銀行は、公定相場の強要より逃れんことを苦慮しつつありしに、恰もよし、九月二十八日行政長官が大洋相場維持の訓令を出せるを好機とし、大洋相場を維持するには、大洋流通高の縮少に若くものはなしこの口實を設けて、九月三十日に至り、貸出停止を發表するに至つたものであると云ふ。然るに仲秋節を前にして、發券銀行の貸出停止の哈市財界に及ぼす影響は測り知る可らざるものあらんとし、官憲側に於て銀行側に對し貸出緩和を懇願せんせば、公定相場を強要するに由なく、斯くて右訓令は有耶

無耶の裡に葬り去られた姿であつて、南方向現大洋爲替相場は約百三十一二元の氣配を示しつつ越月した。

十月の哈大洋相場は、上旬、中旬を通じて四十四圓の値頃を保合つて居たが、下旬に入り、江省官銀號の熱狂的買進みに強調に轉せる上、糧食交易所に於ける大豆小麥の買方は、特産相場の急落に追證を徴せらるることとなり、其金額哈大洋二百萬元と謂はれ、哈大洋に對する需要頓みに喚起せられ、月初四十三圓八十錢を示した、相場は月末三十日には四十八圓丁度に躍進し、南方向現大洋爲替相場も三十一日、上海向百二十一元、大連向百十九元五十仙、天津向百二十元二十仙と公定相場百二十五元を下廻るに至つた。

四圍の状態右述の如く、哈大洋の現物の拂底するにつれて、金票建哈大洋相場は、南方市場に比べて著しく割高を維持し、十二月三十日四十四圓五十二仙五厘と底堅く越年した。一方哈市南方向爲替相場は、十二月に入り漸落を續けて、十二月十九日には上海向百十五元五十仙、大連向百十三元七十仙、天津向百十五元十仙と全年中の安値に低落し哈大洋の特異性を發揮した。

第三節 吉林官帖

昭和四年十一月、露支抗爭當時、官帖増發の噂を軟材料として一時二百吊臺乘せを演じた長春の吉林官帖建鈔票相場は、其後約半歲の間小康を持續して居たが、五月初旬に至り、永衡官銀錢號は長春城内の交易所に於て、錢舖天成公に託し連日に亘り、鈔票を買進み其額七十萬圓に達すべしとの報に加へて、永衡官銀錢號が客年秋以來増印したる

官帖は約十億吊に上るべしこの噂傳はり、官帖に對する人氣俄然惡化し、鈔票急騰して市場混亂に陥りたるも、長春城内に於ける支那官憲の壓迫に直ちに多少引戻すに至つた。然るに同月中旬過ぎより、端午節決濟期の切迫するにつれ、鈔票に對する需要旺盛となり、官帖の人氣離散せるため、官帖建鈔票相場は再び強調に轉じ、附屬地取引所錢鈔

鈔票 1 圓對吉林官帖相場

月 別	最 高	最 低	平 均
1	203,200 ^品	191,500 ^品	197,620 ^品
2	207,000	188,800	197,310
3	199,100	187,800	194,790
4	206,900	198,300	201,260
5	216,500	207,000	211,340
6	219,200	210,000	214,670
7	213,100	198,400	205,210
8	207,300	199,500	203,440
9	218,000	201,300	211,060
10	243,200	209,800	217,010
11	247,000	217,600	229,410
12	245,500	219,500	228,570

註 長春城内現物相場

吉林官帖建鈔票相場は昂騰して停止するところを知らず、越へて十一月を迎へ、特産界不振に伴ふ官帖の需要薄に先高氣構へに推移しつつある矢先官銀錢號は手持大豆七千車の慘落により、莫大なる損失を招き困憊を極めつつあるやに傳はり官帖の前途に大なる暗影を投げ、信用極度に惡化し、長春取引所の先物鈔票は狂奔又狂奔十一月十三日限は二百四十六吊百文、十一月二十八日限は二百四十八吊百文に開所以來の新高値に躍進し、十月末日の如き、鈔票對官帖一日の出來高三百二十六萬二千圓を數ふるの盛況を呈した。

而も官帖の信用は愈々失墜して、前途憂慮にたへざるものある爲、長春取引所取引人組合に於ては十月三十一日午前午後の兩回に涉り、臨時總會を開き、これが對策として空賣買の取締を申合せ、今後尙續落せば建玉及相場の制限をなす要ありこの意見を交換して散會せるが、越へて十一月四日再度臨時總會を開き種々協議の結果(一)賣買當事者の一方たる賣方より鈔票一千圓の取引に付一萬吊の追證據金を信託會社に納入することを即時實行すること(二)近物先物との相場の開きを二吊五百文より一吊五百文迄の範圍とするを決議し、更に同月六日には長春取引所に於ては二百四十吊以上による錢鈔先物取引を禁止する申合せをなし、八日には城内交易所が鈔票相場を二百四十三吊以下に制限せるに倣ひ鈔票先物相場を二百四十二吊以下に制限するに至つた。次いで十一月十二日後場以降二百四十吊以上の相場による賣買を禁止せるも、十一月十三日限の受渡しが、順調に行はれたるも、他方官銀號筋の官帖買付による、官帖人氣恢復に鈔票相場も漸落するに至つたため十三日、十二月十三日限の新甫發會と共に右制限に關する協定は取消されて一段落を告げた。

一方長春城内交易所に於ては、金票對官帖四百十吊を最後とし、四百十吊以上の取引を絶對禁止し、禁を犯す者は極刑に處する旨吉林省當局より布達せられた爲め、貨幣取引は一時杜絶せるも、十一月七日に至り鈔票對官帖取引のみは復活し、直ちに二百四十七吊に急騰せるを見て、支那官憲は官帖建鈔票相場に就ても二百四十三吊以上の取引を禁止するに至つた。斯くの如く支那官憲は一方に於て城内交易所に彈壓を加ふるに共に、他方官銀錢號は官帖の人氣を挽回せんとして官帖を買進みたるため、鈔票は漸落し特に月央以降は、大豆の好調と出廻増加による官帖需要見越

しに、鈔票は益々崩れて十一月下旬には二百二十吊臺割れを演じ、同時に支那官憲の壓迫も漸次緩和された。然らば吉林官帖は何故斯の如き暴落を示現したであろうか、これが原因に關しては各方面の觀測區々にして、的確に指摘するを得ないけれども其要因を目ざるもの二三を示せば次の如くである。

- 一、永衡官銀錢號が七月頃より現錢期俵の買付を開始し、其後も先高を見越して引續き大豆を買付けて居たところ、財界の不況日に加はり糧豆相場亦暴落し、ために約銀四百萬元の大欠損を蒙り同號の信用全く地に墜ちたこと
- 二、奉天軍の關内出動により吉林省に對し軍費現大洋二百萬元支出方賦課ありたる由にて、この現大洋を官帖にて買占むるに於ては、官帖約四億吊の發行を必要とするため、市場に官帖過剰なるべしと豫想さるゝに至つたこと
- 三、長春城内の錢莊が奉天其他各地支那側有力筋の手先となり思惑賣買をなしたること
- 四、吉林永衡官銀錢號筋に於て、特産買占め資金として官帖百吊文五百萬枚發行説傳はりたること

第四項 黑龍江官帖

年初以來、漸騰しつつあつた濱江貨幣交易所に於ける黑龍江官帖建哈大洋相場は、五月三日遂に四百吊臺を突破して五百二十吊云ふ記録の高値に暴騰し、江帖の發行機關たる廣信公司是、周章措くところを知らず、百方これが對策に腐心し、江省財政廳長は遂に官帖印刷機の封印を省政府委員會に提議せるころ、可決せられて、五月六日愈々封印を實行するに至つた。これがため、江帖建哈大洋相場は直ちに急落せるも當時廣信公司總辦たりし丁聘三(丁夢武)は責任を感じ、萬主席まで辭表を提出し、五月七日に至り正式に認可した、後任には呼海鐵路局長高雲崑が任命

哈大洋1元對黑龍江官帖相場

月別	最高	最低	平均
1	344,000 ^吊	289,500 ^吊	318,870 ^吊
2	368,000	334,000	345,800
3	398,000	362,000	387,360
4	442,000	391,000	405,660
5	520,000	403,000	443,080
6	480,000	440,000	457,740
7	451,000	417,000	439,130
8	448,000	423,000	435,560
9	484,000	434,500	450,470
10	520,000	457,000	447,460
11	512,000	455,000	478,000
12	560,000	481,000	515,330

註 濱江貨幣交易所現物相場

圍いて居た矢先齊々哈爾に於て黑龍江省商務會聯合會が開催されたので、各縣商會長は何れも、廣信公司總辦が放漫なる經營をなし、官帖を暴落せしめ江省經濟界を混亂に導き、職務上多大の失態を演じたるに拘らず、毎年利益配當に私腹を肥しつゝあるは不都合なりし同人を免職の上懲罰すべく省政府に申請すべしと提議し、齊々哈爾總

さるることとなつた。然し乍ら廣信公司一切の經營方針は由來總經理譚玉祥の指揮の下に確立され、丁總辦は單に表面上の總辦たるに止まり、官帖暴落の直接責任者にあらず、民間に於ても總經理を彈劾してこの點を明かにせんことを期して居た。然し乍ら廣信公司一切の經營方針は由來總經理譚玉祥の指揮の下に確立され、丁總辦は單に表面上の總辦たるに止まり、官帖暴落の直接責任者にあらず、民間に於ても總經理を彈劾してこの點を明かにせんことを期して居た。然し乍ら廣信公司一切の經營方針は由來總經理譚玉祥の指揮の下に確立され、丁總辦は單に表面上の總辦たるに止まり、官帖暴落の直接責任者にあらず、民間に於ても總經理を彈劾してこの點を明かにせんことを期して居た。商會の反對に遭ふや直接萬主席に宛て「從來黑龍江省金融紊亂の根源は官帖にあり、廣信公司是官帖を濫發して省内の雜穀を買占め、以て多大の利益を得たるのみならず、其他、製粉、油坊、鑛山、航運、質屋、電燈等あらゆる、省内有利の事業を經營せるを以て、商民の苦痛甚し、故に將來一面之等有利の事業を公司自ら壟斷することを禁じ、一面官帖は全然發行を禁ずるを同時に哈大洋を以て回收せしむることとしたし」云ふ意味の申請書を呈出した。江帖購買力減退の遠因をなすものは、露支紛擾の軍費が、廣信公司より支出されたとの疑惑であつて、これが江帖並に廣信公司の信用に及ぼした影響は甚大である。而も昭和五年一月早々約十億吊の新官帖が増發された上に、廣信

会社が買占めて居た、穀類の相場が暴落したので、官帖所有者は争つて哈大洋を買進んだ結果、江帖建哈大洋相場は加速度的に昂騰を演じたものであると謂はれて居る。

斯くして江省當局は、失墜せる官帖の信用を恢復せしむる手段を對外借款に求め、焦眉の急を救ふべく先づ奉天銀行團に渡りをつくるに至つた。巷説によれば、高總辦は赴奉を急ぎ、奉天銀行團に對し、廣信公司の財産を擔保として、現大洋一千萬元の借款を契約の第一期五百萬元、第二期二百五十萬元、第三期二百五十萬元を夫々期別に受取る筈のさし、第一期現金交付に際し、偶々奉軍關内出兵問題に遭ひ、奉天銀行團は現大洋票の需要多く一時に五百萬元を手交することに能はず、高總辦は己む得ずを二百萬元を受取つて歸齊したと云ふ。

斯くの如く、江省當局は一方に於て借款交渉をなすと同時に、一方に於て廣信公司組織の變更を企つるに至つた。即ち既述の如く、五月先づ總辦丁夢武に官帖信用失墜の責を負はしめて辭職せしめ、呼海鐵路局長高雲崑を其後任に据へ、官帖の整理を公表することに共に、職制の改革を企て九月一日從來の廣信公司なる名稱を廢して黑龍江省官銀號と改稱し、東三省官銀號章程を參酌して黑龍江省官銀號現行章程を九月六日の黑龍省政府公報上に發表した。同章程は八月十五日附東北政務委員會指令を以て認可せられ、改組後の官銀號開業と同時に、九月一日より實施されるに至つた。これと前後し廣信公司清理處簡章並に廣信公司改組に關する布告並に黑龍江官銀號附屬營業章程も省主席萬福麟の名を以て發表された。而して改組後の同銀號督辦としては財政廳長龐作屏が兼任することに決定したが、事實上の經營者は高雲崑である。高氏は萬福麟の親友にして、呼海鐵路經營に其手腕を認められ、衆望あり。就任早々其目的に専念し官帖の亂發を止め、内部の刷新に努め、七月十日本店の經理譚玉祥を辭任せしめ、八月、前呼海會計處長なりし崔鴻元を經理に任命し、同月更に哈爾濱支店經理廉寶臣（廉善清）を退け同店副經理張恒貞（張季安）を昇任せしめた。

斯くて幹部を更迭することに共に他方直營の店舗を整理し、哈爾濱に於ては二二三廣字號の合併を行ひ、廣信豐油坊、廣信通火磨、廣信燒鍋、廣信升の四者に統一し其他の地方にあつては、錢糧業三、質業一、油坊一を廢止し、多數の人員整理を斷行したが、之等の整理乃至縮小によつて一ヶ年間に約現大洋百萬元の經費を節約し得可く、爾後各店單獨による投機的營業は絶対に禁止する方針であること云ふ。又九月一日改組と同時に公稱資本たる哈大洋二千萬元を現大洋二千萬元に改めたが、増資によらず、所有財産を現大洋四千九百九十萬元と見積り、負債合計現大洋二千二百四十萬元を差引き正味資産を二千七百五十萬元とし、これより七百五十萬元を別途積立金として殘額二千萬元を公稱資本金とせるものである。改組後の紙幣發行限度は江帖五十億吊、江省大洋五百萬元、哈大洋二百萬元と稱せらるるも此の制限は嚴格に遵られて居ないようである。

高總辦が赴奉して奉天銀行團と借款交渉を進めたのはこの頃のことらしく、これに關し支那紙の報ずるところによれば、高總辦は奉天より歸齊後、間も無く再び赴奉せるが、出發に際し官銀號職員を集めて業務會議を開催し其席に於て「今般赴奉せること各々方面との接觸頗る圓滿に進み、各種の期待も充分貫徹し得可く、今後の方針は金融の整理と營業の擴張にあり、金融の整理については、目下本號の準備金の充分の見込みつきたるを以て、余再び赴奉後萬

主席に對し、詳細計劃實施の認可を得て直ちに實施すべし、又營業の擴張については本號豫約の大豆約八千車あり、現在各縣新糧は續々出廻りつつあるも、購入者寥々たるを以て、この際本號は大いに購入すべし。今回余は赴奉後再び大連に赴き、本號の資力及外國商人の購買力を考慮して外商と販賣契約を結び雜穀の販路を求むる意嚮なり。買入雜穀は二萬車乃至二萬五千車以上にて始めて金融上相當の効果を收め得る見込みなるが、本件は各分號をして市價を調査したる後漸次實施する筈なりと述べたこと云ふ。

以上の如く江省當局は紙幣發行銀行の内容改善に努力する旁ら、特産物の買占めによつて、積極的に利益を擧げんと企てたるも、哈大洋建特産物の相場は彼等の期待に反して、續落するのみにて反騰の色を示さず、他方哈大洋は現物薄き需要増加に頗る強調を示し哈大洋建現大洋相場は年末には一時百十五元を示すの状態なりしかば江帖建哈大洋相場は再び昂騰して、十二月二十八日には五百六十吊に躍進し前途一段の高値を豫想されつつ越年した。

第五項 大連 銀 市 場

昭和五年中に於ける大連の銀相場は、大體上海爲替相場並に倫敦銀塊相場に追隨して、續落の一途を辿つたが、五月十六日の候には上海市場の標金相場を爲替相場とが、相關状態より離脱するを餘儀なくされた結果、上海市場の爲替投機業者並に爲替銀行は、爲替の賣持買持の繋ぎ乃至出合ひを、競つて大連市場に求むるに至り、相場の激動と相俟つて大連錢鈔市場に於ける取引高は記録的激増を示し、五月二十九日の如き、大連錢鈔市場定期出來高は前場のみに

て一千五十一萬圓と云ふ巨額に達した。これがため大連銀市場は一時上海、倫敦を先走つて騰落し、世界の銀相場を指導したことは、假令一時的にもせよ、大連銀市場の地位を高からしむるに至つた。次に昭和五年度中に於ける大連銀相場崩落の跡を略述してみよう。

銀相場100圓對金票相場

月 別	最 高	最 低	平 均
1	76.20	70.25	73.980
2	72.15	68.50	70.930
3	71.35	66.85	69.200
4	70.00	68.70	69.530
5	69.60	57.80	64.370
6	59.30	50.80	55.035
7	58.35	53.65	55.715
8	62.20	56.35	49.330
9	59.95	56.60	59.040
10	57.60	55.10	56.500
11	58.15	56.05	57.245
12	55.85	49.75	52.255

註 大連取引所現物相場

昭和元年秋頃印度改革案を材料として一時弱調を示現した倫敦銀塊相場は、其後印度金塊本位制實施の一條件たる準備銀行法案が葬り去られてより約二年有餘の間、二十六片前後を保合つて居たが、昭和四年十月以來一大落勢に轉じ、昭和五年度を迎ふるや、落潮益々甚しく、一月八日倫敦銀塊現物相場は、二十片十六分の五と云ふ有史以來の大暴落をじ、二月五日には遂に二十片の大關門を割つて十九片十六分の十五となり、六月二十五日には更に十五片十六分の七に低落し、越へて十二月十八日には十五片を割つて十四片二分の一と云ふ驚く可き安値に慘落した。

この間大連の銀相場も同様の慘落を演じ、一月の現物相場は七十圓二十五錢を安値とし、二月末には六十八圓五十錢に崩落し、五月には遂に六十圓臺を割つて、五十七圓八十錢となり、折柄の總賣人氣に愈々慘落して六月三日には五十圓八十錢に崩れ、十二月十九日には、倫敦銀塊相場急落並に上海標金相場の暴騰を眺めて、五十圓の大關門を割

つて現場四十九圓七十五錢なる安値の新記録を出すに至つた。

世界的銀價慘落の根本原因は、印度政府の手持銀の處分に對し、世界の銀市場が絶へず不安の眼を以て迎へつつあるに存するもので、昭和四年末以降一月上旬に亘る銀價崩落の勢を一層助長したものは、佛領印度支那の幣制改革に伴ふ處分銀の出現であつた。二月に入るや早々支那國民政府は海關輸入税に金建を採用し月末には印度政府の輸入銀塊一オンスに付四アンナの課稅案發表され、共に銀價に對する人氣を更に悪化せしめた、越へて五月十五日には、國民政府は銀價維持の見地より、金塊の外國向け輸出及銀貨幣の外國よりの輸入を禁止したのであるが、事實上この禁止令は銀價の維持策ならざして、却つて銀價を崩落せしむるの結果を以て報ひらるることとなつた。然るに七月に入るや、上海市場の銀在荷は減少の傾向を示したるに、他方、國民政府が、金の密輸出を嚴重に取締りたるため上海市場の金塊在高は漸次増加すべしとの説をなす者あり、更に日本の暴風雨の被害誇大に吹聴されて、標金爲替は總賣人氣に轉じ、地場鈔票もこれに追隨して反騰し、七月末には五十八圓三十五錢の高値に躍進するに至つた。この頃より大連の華商にして資金難のため、滙申を賣つて鈔票を調達せんとする者續出せるに加へて、恰も南軍の山東奪回は南方市場大連向送金の増加傾向を加長し、これがため滙申相場は七月末より漸騰し、八月十九日には七十六兩七錢七分五厘に云ふ記録的高値を出現した。これがため、當時一般の氣配はむしろ銀安傾向を示せるに拘らず地場鈔票は各市場を駆け離れて八月十八日には六十圓臺乗せを演じ、同月二十一日には六十二圓を突破せるも、其後印度政府の銀處分の噂に反落し、爾後五―六―七月を中心の大巾浮動に推移しつつ、十二月中旬に入るや、上海輸出貿易の不振、

世界的物價の續落に倫敦銀市場には支那筋の賣物續出し、銀塊相場は連日互落を餘儀なくされ、地場鈔票も、これに伴隨して弱軟調に轉じ、十二月十七日には鈔票先物相場は六月の安値五十圓六十錢を下廻つて、五十圓五十錢の新安値に落ち更に十八日には四十九圓五十錢に慘落した。

然るに二十日には上海市場に於ける標金爲替兩相場の反落に海外銀相場の持直しを眺めて、鈔票相場も五十圓臺に小戻りし、二十日には五十二圓に上伸せるも、月末の接近と共に賣方の利喰ひ買戻し及新規賣の混戦に二十九日五十一圓十五錢に大氣迷裡に大引し波瀾重疊を極めた昭和五年度の大納會を無事終了た。(南郷)

滿洲日本側銀行預金貸出殘高(昭和5年度)

種別 月別	金 勘 定		銀 勘 定	
	預 金	貸 出	預 金	貸 出
1	146,796,822	208,273,805	20,516,289	17,469,159
2	139,969,604	202,453,768	20,229,825	14,602,740
3	139,307,714	195,765,991	15,107,939	14,617,646
4	143,660,033	196,405,437	14,794,629	11,870,809
5	136,222,683	187,903,554	14,222,652	9,148,738
6	126,596,405	177,302,046	8,849,413	7,476,643
7	113,289,914	172,485,362	11,877,889	4,909,728
8	114,299,998	169,788,210	13,987,004	3,708,513
9	116,175,936	165,444,847	16,835,746	3,424,518
10	116,141,810	169,095,694	11,358,701	6,545,667
11	129,825,691	175,942,767	11,014,056	8,162,894
12	123,768,079	176,773,864	15,692,319	13,531,218

註 朝鮮銀行統計月報による

第三節 銀行金融界

滿洲日本側銀行特産資金貸出高（月末残高）

	金 勘 定		銀 勘 定	
	昭和4年	昭和5年	昭和4年	昭和5年
1	35,079,830	41,723,328	7,373,532	11,279,579
2	32,889,355	41,559,055	6,015,589	8,988,664
3	33,548,987	37,952,315	6,218,959	10,136,960
4	28,869,765	34,210,887	3,635,292	6,357,874
5	22,518,074	29,684,058	2,361,786	5,607,275
6	18,439,591	18,194,043	1,811,254	5,270,333
7	11,337,646	15,268,372	1,706,492	3,289,127
8	9,061,172	11,968,384	1,499,715	1,286,416
9	13,969,522	11,994,034	1,907,076	1,194,983
10	20,389,057	13,924,451	4,250,623	3,521,032
11	28,199,369	18,634,268	6,135,261	4,856,071
12	36,519,991	20,111,815	8,065,780	9,061,495

註 1. 金勘定には木材並に柞蠶資金を含まず
2. 滿洲經濟統計月報による

昭和五年中の各銀行爲替受拂高は、金勘定受入高十億五千餘萬圓、拂出高十億一千餘萬圓差引約四千萬圓の受入超過にして、これを前年度に比ぶれば、受入高に於て五億圓、拂

あり、一方貸出の増加は邦商筋の南支向大豆輸出が多少活況を呈したのこ、弗々ながら建築界も季節に入つたことに基いたものこ解せられる。特産資金貸出高は上半年中に於ては前年度よりも多少活況を期待されて居たのであるが、新特産年度に這入つてよりは、斯界の沈衰に資金の新規需要は著しく減退した觀がある。

昭和五年中に於ける滿洲の金融界は、日本の金解禁斷行、世界的不況に加へて銀價慘落による滿洲商工業界の不振に資金の需要激減全年を通じて貸付預金共に減少の傾向を辿つた。尤も四月には金勘定の預金並に貸付は共に増加したが、同月の金勘定預金の増加は一般預金の増加にある點から見て、不況の結果金融緩漫なる状態を現出したもので

出高に於て約四億八千萬圓を減少し銀勘定に於ても尠からざる減少を示し、滿洲財界の不況を雄辯に物語つて居る。

一方大連の手形交換高は、金勘定枚數三十二萬二千餘枚金額八億四百餘萬圓銀勘定枚數十萬三千餘枚金額六億三千百餘萬圓にして、これを前年度に比ぶれば金勘定は、枚數に於て二萬三千餘枚を金額に於て三億六百餘萬圓を夫々減

滿洲日本側銀行爲替受拂高

種 別	金 勘 定		銀 勘 定	
	受 入	拂 出	受 入	拂 出
昭和4年	1,559,421,453	1,494,348,790	344,074,490	333,667,553
昭和5年	1,054,584,295	1,016,105,826	285,369,679	288,150,589

註 1. 銀勘定には大洋哈大洋安東兩等を含む
2. 滿洲經濟統計月報による

大連手形交換高（昭和5年）

	金 勘 定		銀 勘 定	
	手形枚數	交換金額	手形枚數	交換金額
1	27,157	109,236,288.27	11,267	67,721,633.61
2	22,966	72,186,749.85	6,527	43,008,353.22
3	28,323	76,358,912.97	10,403	60,182,816.73
4	27,098	77,625,727.13	8,748	48,016,410.80
5	29,580	79,588,006.76	9,526	65,270,409.40
6	27,055	68,074,498.69	9,088	70,342,533.07
7	25,430	50,315,374.41	6,622	40,043,865.98
8	23,923	48,262,309.29	6,057	35,190,292.09
9	24,331	47,831,703.23	6,176	40,614,593.93
10	25,497	52,098,171.91	6,820	46,501,987.71
11	26,422	53,286,337.89	9,052	44,445,292.74
12	39,909	69,234,498.77	13,387	70,147,889.50
累 計	322,691	804,098,579.17	103,673	631,486,078.78
前年同	346,350	1,110,401,185.87	101,731	557,603,530.16

註 大連手形交換所業務成績報告書による

少せるに反し、銀勘定は枚數に於て千九百餘枚を金額に於て七千三百餘萬圓の増加

を來して居る。而して金勘定の如く枚數減少の程度に比べて金額の減少顯著なるは一種不況時代の特徴を示せるもの
 云ふべく、銀勘定の増加したるは錢鈔市場並に爲替取引の活況に伴ふ資金移動の繁忙を反映せるもの云ふべきで
 あらう、尙之を金票額に換算して考ふるならば矢張相當の減退を示せるもの云ふべきである。

この外昭和五年度は世界を擧げて低金利時代を示し、當滿洲に於ても建築資金の如き特に低利を以て融通されたもの
 もあるが、定期預金、當座預金、割引手形等の預金貸付利率が事業界の不振に反して割合に變更されなかつたのは
 特筆すべきことであらう。(南郷)

第八章 交通

第一節 昭和五年滿蒙諸鐵道營業成績

未曾有の世界的經濟界の不況、銀價暴落の渦中にありて、昭和五年中に於ける滿蒙各鐵道は如何なる營業成績を
 擧げ得たか。先づ昭和五年中に於ける滿蒙主要十二鐵道の輸送數量並に收入等の概算を前年(昭和四年)と比較表示
 すれば左の通りである。

昭和四年、五年滿蒙主要鐵道輸送客貨並に收入表

種別	輸送數量		種別	鐵道
	旅客	貨物		
年度	千人	千噸	年度	別
1929年	10,576	19,332	1929年 1930年	滿蒙鐵道
1930年	8,957	15,964		
1929年	4,993	5,741	1929年 1930年	支東
1930年	3,657	4,527		
1929年	6,158	8,215	1929年 1930年	北寧
1930年	6,907	8,611		
1929年	975	1,065	1929年 1930年	吉長
1930年	793	821		
1929年	436	521	1929年 1930年	吉敦
1930年	369	586		
1929年	979	785	1929年 1930年	四洮
1930年	926	977		
1929年	335	552	1929年 1930年	洮昂
1930年	354	558		
1929年	880	1,140	1929年 1930年	瀋海
1930年	1,348	758		
1929年	205	313	1929年 1930年	吉海
1930年	334	191		
1929年	907	618	1929年 1930年	呼海
1930年	631	671		
1929年	—	—	1929年 1930年	齊克
1930年	236	350		
1929年	197	151	1929年 1930年	金福
1930年	134	152		

營業 當料 收入	收 入				
	留圓位單) (元は又	較比のと年前 (減は印△)	計 合	入收他其	入收車貨
110,140 88,154	△ 24,734	123,907 99,173	3,478 3,857	102,327 81,832	18,102 13,484
40,148 29,045	△ 19,119	69,134 50,015	2,407 2,264	51,752 36,752	14,975 10,999
25,580 27,298	2,298	34,418 36,716	696 —	19,595 20,912	14,127 15,804
29,969 22,828	△ 914	3,836 2,922	13 17	2,650 1,986	1,173 919
8,246 7,776	△ 99	1,732 1,633	1 2	1,114 1,139	617 492
15,850 17,477	693	6,752 7,445	15 106	4,534 5,280	2,203 2,059
7,339 6,879	△ 103	1,644 1,541	1 2	1,058 990	585 549
16,862 23,125	1,997	5,379 7,377	8 —	3,773 4,906	1,598 2,471
4,175 5,404	225	764 989	1 20	450 459	313 510
22,452 17,380	△ 901	4,742 3,841	56 17	3,406 2,871	1,280 953
— 7,794	1,286	— 1,286	— 4	— 932	— 350
3,265 2,814	△ 46	333 287	2 2	174 170	157 115

以下本表につきて概説しやう。

昭和五年中にその大部分が開通した齊克鐵道を除き、五年が四年に比して輸送旅客数の増加せるは、北寧鐵道の約七十五萬人を筆頭として、瀋海鐵道約四十七萬人、吉海鐵道約十三萬人、洮昂鐵道約二萬人の四鐵道にして、減少せるは滿鐵の約百六十二萬人を最大とし、東支鐵道約百三十四萬人、呼海鐵道約二十八萬人、吉長鐵道約十八萬人、吉敦金福兩鐵道各六萬數千人、四洮鐵道約五萬人に及んでゐる。

而して北寧鐵道分は、統計の正確さに於て稍々疑あるのみならず、本鐵道の一半は滿蒙外にあり、この滿蒙外(關内)線が旅客輸送最も旺盛なれば暫らく措き、瀋海、吉海兩鐵道の輸送旅客の増加せるは、吉海鐵道は昭和四年八月に全線開通せるものなるに加へ、銀價の暴落並に吉海、瀋海聯絡による吉林、瀋陽間乗車旅客に對する低率なる運賃率の制定、北寧、瀋海、吉海三線聯絡旅客運輸の開始等によりて、滿鐵線經由吉林方面に發着せる旅客を瀋海、吉海兩線經由に奪ひたるものにして、洮昂鐵道の増加せるは、齊克、洮索鐵道の敷設工事進捗によるものであらう。其他の各鐵道が悉く輸送旅客数の減少せるは經濟界の不況が愈々深刻化せるが主要原因と見るべく、猶鐵道網の擴充及び銀價の暴落による旅行経路の變遷も亦、滿鐵、東支、吉長鐵道等には一部分影響してゐることは事實であらう。

次に貨物輸送につきて見るに、昭和五年が前年に比して増加せるは北寧鐵道の約四十萬噸を筆頭として、四洮鐵道約二十萬噸、吉敦鐵道約五萬五千噸、呼海鐵道約五萬三千噸、洮昂鐵道約六千噸、金福鐵道約一千噸にして、減少せるは滿鐵約三百四十萬噸を最大とし、東支鐵道百二十餘萬噸、瀋海鐵道約三十八萬噸、吉長鐵道約二十四萬噸、吉海

鐵道約十二萬噸である。けれども、これら貨物數量中には、一般貨物のみならず、自鐵道並に他鐵道材料、政府用品等をも含んでゐるを以てこの數字を以て、直ちに當該鐵道の營業成績を推すことは出来ない。兎も角鐵道別にこれを見れば、北寧鐵道の貨物輸送は從來軍事その他の爲めに頗る亂調にして、例へば昭和二年の約八百八十四萬噸を最高として、三年は約五百二十七萬噸に下り、四年五年は上表の通り恢復せるものにして、五年は前年に比して約四十萬噸増加せり。雖も、此の如きは變轉常なき鐵道としては云ふに足らず、寧ろこの經濟界の不況なかりせば、更に著しき輸送貨物の増加を來したにあらざると思はれる。四洮鐵道も亦前年に比して激増せるも、昭和元、二年の百十餘萬噸に比すれば、あの豐作洮索、齊克鐵道の工事並に開通洮昂鐵道貨物の南下を以てしては、寧ろ不成績といふべく、茲にも不況の影響は顯著であつた。吉敦鐵道の増加は新設後間もなき鐵道としては當然であるが、貨物の増加せる割合に収入額の増加少きを見れば、五年度に於ける鐵道用品並に露支交戦による軍需品の輸送が多量に登つたのではないかと思はれる。呼海鐵道が五年は前年に比して五萬數千噸の増加を來してゐるが、これは同鐵道が前年迄の好成績に鑑みて鐵道の整備に大努力を爲したるにより、鐵道用品の輸送が頗る多量に登りし爲めにして、一般貨物が非常に減少してゐることは、その貨物収入減の顯著なるに徴するも明である。洮昂鐵道の五年が前年に比して些少の増加を來してゐるが、これは主として洮索線の工事によるものらしく、貨車収入は減少して居る。金福鐵道の増加は餘りに僅少にして問題とするに足らない。一方五年が前年に比して減少せるものにつきて一瞥せんに、滿鐵が約三百四十萬噸の大減少を來せるは、愈々深刻化せる不況の爲めに貨物の出廻が遅滞せるも、銀價の暴落の爲め

に從來本鐵道に出廻つてゐた物資が、他鐵道（主として瀋海鐵道）向に方向轉換したのこ、東支鐵道より南下する貨物の量が甚だ減じて東行が旺盛となりしによるものである。東支鐵道の約百二十萬噸の大減少は、主として經濟界の不況により、同鐵道の大部分の貨物たる穀類の賣買採算が不成立なりし爲め、その出廻りが遅滞せるものにして、吉長鐵道も亦同様である。瀋海、吉海兩鐵道の減少は、兩鐵道の工事一段落を示げ鐵道用品の輸送量が甚だ減少したのこ、前年は露支交戦によりて軍需品の輸送が多量に登つた爲めにして、その證據としては貨車収入は何れも増加してゐる。

収入につきては、大體上表によりて明であるが、五年にその大部分が開通した齊克鐵道を除けば、總額に於て滿鐵及び東支鐵道が各二千萬圓前後の大減収を來せるを始めし、吉長、呼海、吉敦、洮昂、金福各鐵道何れも大小の差はあるが減収にして、增收せるは北寧、瀋海兩鐵道が各二百萬元前後に及ぶ外、四洮、吉海兩鐵道が各數十萬元宛あるに過ぎない。

以上を通觀するに昭和五年の滿蒙鐵道營業成績で最も顯著なるは、世界的經濟界の不況が頗る明瞭に反映してゐる。ここで、假令五年に於て增收したものが三、四あるにしても、それは單に前年に比してのみであつたり、又は當然來るべき增收が最少限度に現れたに過ぎない程度のものである。銀價の暴落も亦銀建である支那側の鐵道の輸送を幾分旺盛にし、殊にこの現象は北寧、瀋海兩鐵道に顯著にして、金建である滿鐵、東支、金福の三鐵道殊に滿鐵は比較的多くこの打撃を蒙つてゐるが、何れにしてもこの影響は未だ甚だ輕微にして、經濟界の不況による打撃には比すべくも

ないやうに思はれる。

最後に營業線路一籽當りの收入につきて見るに、滿鐵は五年に大減收を來せり。雖も、未だ斷然群を抜き他の諸鐵道の三倍以上である。東支鐵道は第二位を確保してゐるが、減少率最も甚だしく、吉長鐵道の第三位は北寧鐵道に奪れたるのみならず、瀋海鐵道にすら凌がれて第五位に下つてゐる。總じてその歴史の古き鐵道は優秀なる成績を擧げて居り、比較的新しき鐵道の中にありては、瀋海、呼海兩鐵道が地の利に據りて氣を吐いてゐる外は何れも成績不良である。(星田)

第二節 竣工又は敷設中の鐵道

昭和五年中に敷設工事竣工して開通せるもの、又は敷設工事中の鐵道は左の二である。

- 一、齊克鐵道
- 二、洮索鐵道

この二鐵道につきては「昭和四年滿洲政治經濟事情」に既述されてゐるが、五年度に於ける状況を左に概説しやう。

第一項 齊克鐵道

本鐵道は前年中に泰安驛迄の敷設工事を殆んご終了してゐたが、開通したのは左の通りである。

富海驛迄(寧年、富海間三三籽二)	昭和五年一月十七日
泰安驛迄(富海、泰安間三二籽四)	同 二月十三日
旅客	同 三月十三日
貨物	

泰安、克山間約四六籽四は、十一ヶ所の橋梁を除いて土工は殆んご完成し、克山克東間約三五籽八も亦一部土工の竣成した箇所あるに、克山縣が割當額百五十萬元の出資を爲さざるを口實として、五年度に於ける泰安鎮以東の敷設工事を中止し、僅に同年夏期よりバラス採取を目的として、泰安驛より約二十三籽なる傲龍溝へ線路の敷設を開始し十二月二十日に至つて竣工開通したが、本線は寄託あらば貨物の輸送をも引受けることになつてゐる。

泰安鎮以東の敷設工事を中止した齊克鐵道はその代りに、四月より、寧年驛より分岐して訥河支線の敷設に着手した。これは訥河縣が克山縣以上に出資すること不可能なるを以て、一種不可解の觀なきにあらざるも、前年に於ける露支紛争の際に北邊を脅かされた支那は、軍事上の必要よりして急遽思ひ立つたものらしく、漸を追つて黒河に延長されるであらう。兎も角訥河支線は十月中に寧年、拉哈間約四八籽の敷設工事を終へ、十一月十五日より開通客貨の輸送を開始したが、拉哈、訥河間は結氷期に入つた爲めに翌年に持ち越されることになつた。斯くて齊克鐵道が昭和五年中に開通した線路の延長は、約百三十六籽六であるが、この結果は豊穰なる沿線一帯の物資が恰も蟻の甘きにつくが如く集來し、本鐵道の昭和五、六年度に於ける發送穀類のみにても、三十萬廂を突破するの盛況を呈するに至つた。

第二項 洮索鐵道

本鐵道も亦「昭和四年滿洲政治經濟事情」所説の如く、昭和四年八月十五日の起工にして、同年中に洮安（白城子）懷德鎮（舊王爺廟）間約八四軒四の土工を略々終了せるものなるが、翌五年に入りてより線路の敷設を開始し、左記の如く順を追つて開通客貨の取扱を開始した。

平安鎮迄（洮安、平安鎮間二九軒一六〇） 昭和五年六月十七日開通

葛根廟迄（平安鎮、葛根廟間二五軒〇四〇） 同 六月二十八日開通

懷德鎮迄（葛根廟、懷德鎮間三〇軒二〇〇） 昭和六年二月二十日開通

懷德鎮以遠の土工その他の工事も亦、相當進捗してゐる模様なるも確たる點は不明である。

本鐵道の敷設資金として昭和五年四月末現在で遼寧省より現大洋百七十萬元、北寧鐵道より二十萬元、各支出済にて猶不足分は北寧鐵道より支出の豫定なりしが、開通區間の收入豫定額に達せざるに、北寧鐵道よりの支給も不十分なる爲め、資金難にて工費並に材料代の支拂にも支障を來し勝にて、これが爲めに工事を遷延せしめてゐることは一方ではない。

開業區間の營業は一日混合列車一往復にして、客車としては各三等車一輛を運轉せしめてゐるに過ぎない。本鐵道客貨の運賃率は左の通りである。

旅客運賃表（單位現大洋元）

洮安	發 着			平 安 鎮	葛 根 廟	懷 遠 鎮
	發 車	等 級	着 車			
	1.35	1		1		
	0.90	2		2		
	0.60	3		3		
			1.15	2.50	1	
			0.75	1.65	2	
			0.50	1.10	3	
						1
			1.40	2.55	5.85	2
			0.95	1.70	2.55	3
			0.65	1.15	1.70	

即ち大體に於て一人軒當り
 一 等 現大洋 四分五厘
 二 等 同 三分
 三 等 同 二分
 で、二、三等は洮洮、洮昂鐵道等と同率であるが、一等は一
 人軒に付五厘方低率である。

貨物運賃表（單位一軒に付現大洋分）

級 別	一 級 品	二 級 品	三 級 品	四 級 品	五 級 品	六 級 品
一車扱（一連ニ付）	六・五〇	五・五〇	四・五〇	四・〇〇	三・五〇	三・〇〇
小口扱（百軒ニ付）	〇・七五	〇・六五	〇・五五	〇・五〇	〇・四五	〇・四〇

貨物運賃の一級乃至三級は洮洮、洮昂鐵道等と同率であるが、四級以下は一車扱は五厘、小口扱は五毛方々々高率である。（星田）

第三節 支那側の鐵道敷設計畫

第一項 東北鐵道網計畫案

東北交通委員會を初め、諸鐵路局、各省官憲又は地方商民の計畫になる豫定鐵道は、昭和五年一箇年内に於ても、其數數十に上り、中には現在の財政狀態及該豫定線經過地方の事情よりして、到底其の實現の不可能を推測せられ、徒らに連年の計畫を蒸し返し居るに過ぎない見られるものも少くはないが、此の鐵道計畫の旺盛が近年に於ける東北官民の鐵道敷設に對する狂熱振りを遺憾なく發揮して居ることは明かである。

昭和五年の鐵道敷設計畫中、計畫の大規模なること、計畫當事者の權威ある點に於て、最も代表的であつたのは十一月頃に完成を見たると推測せられる、東北交通委員會の手に成る東北鐵道網計畫であつて、三月及七月の新聞紙上にも之を大同小異の案が報導せられたが、今十一月の計畫案に據れば、其時まで同委員會の圖上調査に係る豫定鐵道は二百餘線に達したが、其内實現の可能性ある、次の五十七線を選定して大鐵道網中の計畫鐵道とした。此の計畫は先に王永江の主宰時代に同委員會が立案したと見られる東三省鐵道網計畫が、其の主要部分に相當する瀋海、吉海大通諸線の敷設完成、其後の諸般の事情の變遷によつて、更改の必要あるに至つた爲め、新に立案されたものと考へられ、今後數年間はこの計畫に準據して、新線の敷設を進めるものも推測せられるから其の五十七線全部を左

に掲げる。

鐵道名	距離(料)	區間	鐵道名	距離(料)	區間
吉五	一六二	吉林、五常	濱依	三〇八	哈爾濱、依蘭
朝安	三五八	朝陽鎮、安圖	黑安	一一二	齊々哈爾、林甸、安達
洮熱	八八八	洮南、熱河	長大	二二二	長春、大賚
齊扶	二四七	齊々哈爾、扶余	小嫩	二七	小喬、林甸
呼鶴	四六三	呼蘭、鶴立崗	海嫩	二七〇	海倫、嫩江
公伊	五七	公主嶺、伊通	法嫩	五六	鐵嶺、法庫門
盤大	二四〇	盤山、大虎山	邱法	四八	新立屯、新邱
安拜	一七三	安達、拜泉	臨安	二七五	臨江、安東
海鏡	一三八	海林、鏡泊湖	富密	二八八	密山、富錦
扶哈	二一八	扶余、哈爾濱	開林	三四五	開魯、林西
開扶	一四八	開通、扶余	遼遼	八〇	奉天、遼陽
打鄭	二八	彰武、鄭家屯	呼遼	二〇八	吉林、呼蘭
滿青	九二	滿溝、青岡	德密	二二	密門、德惠
臨長	一八四	臨江、長白	臨興	三二〇	興京、臨江
寧海	二三	寧古塔、海林	滿肇	三五	滿溝、肇東

下編 經濟

三五五

遼	厲	八六	遼陽、厲家窩棚	赤	林	二七〇	赤峰、林西
滿	興	八八	滿溝、興隆鎮	穆	三	二六五	穆稜、三姓
德	九	四五	德惠、下九臺	一	五	九七	一面坡、五常
一	依	二二五	一面坡、依蘭	海	索	四八〇	海拉爾、索倫
石	榆	六四	石頭城子、榆樹	延	琿	九五	延吉、琿春
同	五	一六八	同濱、五常	新	林	以下距離不明	新邱、林西
齊	黑		齊々哈爾、黑河		嫩		齊々哈爾、嫩江
敦	五		敦化、五常	穆	牡		穆稜、牡丹江口
濱	黑		哈爾濱、黑崗	密	虎		密山、虎林
吉	寧		吉林、寧古塔	瀋	熱		奉天、熱河
朝	濛		朝陽鎮、濛江	達	大		達家溝、大和莊
三	一		三姓、一面坡	阜	屬		阜新、厲家窩棚
四	西		四平街、西安	敦	會		敦化、會寧
吉	密		吉林、密山				

(表中日本權益と抵觸する線あり、又距離の不適當と思惟せられるもの及互に重複するものもあるが、總て其の儘として原案を掲げた)

右鐵道中其延長程の明記せられたもの四十一線七千餘料、延長程不明なるもの十六線三千餘料を推定せられ、合計一萬料を超えるが、敷設の順序時期等は未決定の如く、全部の建設を完成するまでには十五箇年を要する豫定で

あると稱せられる。

第二項 計畫具體化する諸豫定鐵道

上掲鐵道網計畫は、最近の鐵道計畫中最も大規模なるものではあるが、それと資金其他の點に於て近い將來に實現を見ること困難であり、計畫當事者にして、直ちに實現を期して居るものとは想像されない。故に實際に於て問題すべきは、同計畫とは關係なく、各省當局、諸鐵路局、或は地方商民等によりて各個に計畫せられつゝある豫定鐵道であつて、其中昭和五年中計畫の具體化し來つて早晚實現の豫想し得られる諸鐵道に就き、計畫の内容其他に關して概説すれば次の如くである。

吉同鐵道 吉林を起點とし、珠河、方正、依蘭、富錦の諸地を経由して同江に至る本鐵道の敷設計畫は昭和三年秋頃より具體化し初め、同年末より昭和四年にかけて一兩回實測を行つたことあり、吉林には既に吉同鐵路建設籌備處設置せられて居り、又昭和五年三月には別に珠同民業鐵路有限公司を稱する會社の設立を見、本鐵道中の東支鐵道以北の部分たる珠河、同江線を先づ敷設せんとし、敷設資金三千萬元を募集せんしつゝありと傳へられたことあり、年末にも頻に工事着手を喧傳されて居つたが、全長八百數十料、所要建設資金最低四千萬を要する大鐵道なる爲め之れが實現は決して容易でなく、未だに起上の運びに至つて居らない。

唯本鐵道は既に其機熟して居る點より見ても、又營業不振に悩まされつゝある吉海鐵道救済の一策としても、假令

全線の完成には工事並に資金の順調なる場合に於てすら猶六、七年を要するとするも、近き將來に何等かの方法によりて其の一部の建設なりとも開始せられる機運に在ることは明かである。

朝陽熱河線 一九二一—二四年間の工事に依つて北寧鐵道錦朝支線は、口北營子、朝陽間三十七料を残したのみで他の部分は全部竣工開通したが、此の時以來同支線の朝陽への延長は勿論のこゝ、更に之を延長して熱河に達せしめむこの計畫が屢々問題となつた。

殊に昭和五年に入つてからは、年初に葫蘆島築港の契約成立し、同港の築港工事が開始せられることとなつた爲め其の主要背後地たるべき熱河方面への鐵道敷設は愈々具體化するに至り、三月頃には熱河省官憲の申請に基いて東北交通委員會は本線の重要性を認めて、建設資金千六百萬を公債によりて募集調達すべく準備を進めつつありし報ぜられたが、其の儘立消えとなり、其後も熱河省側の憊憊によつて交通委員會は技師を派遣して沿道の踏査を行ひ、其の結果遼寧省庫より五百萬元、熱河省庫より三百六十萬元、民間より六百四十萬元を出資して、資本金一千五百萬元の官民合辦の株式會社設立の計畫を決定し、株式の拂込と同時に工事に着手する豫定であつたが、之れ亦實現を見ず其の後暫時計畫停頓の形勢にある。

即ち本線は錦朝支線、熱河間延長約五百料（赤峰經由の場合）の大鐵道なる爲め、巨額なる建設資金の捻出が其の實現に對する最大の障害であるが、葫蘆島との關係もあつて、此の儘放棄し去ることは出来ないから、支那側の現在の財政状態より見て、或は外資に依り敷設を見るに至るやも計られない。

瀋海鐵道朝輝支線 瀋海鐵道は從來支線として、朝陽鎮、輝南間、撫順、興京間及山城鎮、通化間等數線の豫定鐵道を有してゐるが、瀋海本線にこつて極めて有利な營養線たる點より、朝陽鎮、輝南線が瀋海鐵路公司の最も實現に努め來つた鐵道である。

瀋海鐵路公司は昭和四年四月より引續いて本線を計畫しつつあるが、同年十月頃既に準備を整へ、省長の認可を待つのみであつたが、昭和五年に入りてよりは、計畫更に具體化し、三月測量隊を編成し、四十日間に亘つて測量を完了し、建設費百二十萬元餘を計上したが、同鐵道の剩餘のみより建設費を醸出すること不可能なる爲め、七月頃改めて建設費現大洋百萬元（最初は百二十萬元の豫定であつたが、橋梁を木橋の假工事とし、百萬元に變更した）の省庫よりの支出或は銀行よりの借款に對する認可方を申請したが、其の後如何なる理由によりてか計畫は進展して居らない。但し延長僅かに二十餘料の支線で然も比較的廣き背後地を控へ、殊に林産に豊富な地方であるから、鐵道當局に於ても全然計畫を放棄するものは考へられない。

猶本線は將來更に濛江撫松に延長せらるべく豫想せられ、測量のみは全線完了済であること云はれる。（平野）

第四節 葫蘆島築港進捗狀況

第一項 建設契約

明治四十三年十月より大正二年に至る所謂第一次築港工事の中止及大正八年より同十一年に至る第二次築港計畫の頓挫以來、久しく放置の状態に在つた葫蘆島築港問題は、昭和四年七月以降の東支鐵道を中心とせる露支兩國間の紛争による滿鐵線及大連港通過貨物の増加に刺戟せられてか、同年末に至つて三度築港實現の氣運醸成し來り、年末より翌五年初にかけて、英佛銀行團又はメシヨナル、シテイ、バンクよりの借款説が流布せられたが、一月二十四日に至つて、北寧鐵路管理局を代表せる同局々長高紀毅氏ミアムステルダム和蘭築港會社を代表せる、同社駐支代表ドボス (Robert de Vos) 氏との間に同港の築港工事請負契約が天津に於て締結せられ、茲に二十年末の懸案が愈々實現される運びに至つた。

今回の計畫を實現するに當つて極力同港の建設を主張し、實現に努力したのは高北寧局長で、契約が一般の豫想を裏切つて借款によらず資金は北寧鐵道の利益より醸出し單に工事を和蘭築港會社に請負はしめる形式を採つたことは一面支那側の喝采を博すると共に、他面諸外國の疑惑を招き、和蘭築港會社の背後に英佛シンジケートがあるとか又は米國資本團がある等各種の噂を生じたが、事實は支那官民間に漲る外資排斥の氣運と日本の反對を避けむが爲めの考慮により、借款の形式を排して、工事請負契約の締結に落着いたものと解される。

右請負契約は葫蘆島海港建設契約と稱し、英支兩文を以て規定されて居るが、其の全文は次の如し。

葫蘆島海港建設契約

本契約は北寧鐵路管理局々長高紀毅、國民政府鐵道部の訓令を奉じ、並に東北交通委員會の監督を受け、北寧鐵路管理局(以下

管理局と簡稱す)を代表し、和蘭首府和蘭築港會社駐華總代表ドボス(以下請負人と簡稱す)を代表し、中華民國十九年一月二十四日即西曆一千九百三十年一月二十四日天津に於て締結せるものなり。茲に管理局と請負人との協定せる條文を掲ぐれば左の如し。

第一條 總 則

請負人は米國貨幣六百四十萬弗を以て建設金額と爲し、管理局側の港務總工程司(以下工程司と簡稱す)の指圖に據り其の満足を得るを以て限度と爲し、且本契約附屬工事説明書工程表及圖面記載の各種工事(以下工事と簡稱す)に従ひて本工事を請負ひ且完成す、但し本工事建設金額は本契約の許す範圍内に於て之を増減することを不得。

第二條 金額 支拂

前條の建設金額は毎月月末に於て工程司證書に據り、請負人の工事が本契約附屬工程表通り誤り無く進捗し居ること證明せられたるとき之を分割交付す、毎回米國貨幣九萬五千弗と爲し總額交付完済の時に至りて止む、最初の二回即ち二月及び三月分交付金額は工程表に依り實地施行に必要な船舶機器の葫蘆島に到着せる時之を交付す。

上記工程表は本工事の所定契約期間内に於ける各種の準備進捗の大略及本工事各部分の竣成豫定時日を列示す、工事遅延せる時は工程司は證書の發行を留保することを得、但し留保時間は請負人の某部分工事に對する遅延回復所要時間を超過するを得ず。留保期間中は毎月分割支拂金額の交付を停止し、一時本契約第五條規定銀行に設定せる葫蘆島準備金勘定に預入す、本留保預金の利息は之を請負人に支給せず。

第三條 特別擔保

管理局は其毎月分割交付金額の内より百分の五を控除し本契約履行の特別擔保と爲す。本擔保金は管理局無利息にて之を保管し

本契約第八條規定の保修期間満了の時に至りて止むものとす。但し控除及保管の金額は建設金額の百分の五即ち米國貨幣三十二萬弗を超過すべからず、且つ管理局より第二條所載の葫蘆島準備金勘定に預入す。

本金額は保修期間の満期及工程司より請負人各種工事竣成の證明あり其の満足を得たる時に非れば之を請負人に還付せず。

第四條 保 證

本契約調印の日より三日以内に請負人は現大洋五十萬元の銀行保證を整備し管理局の承諾を経て本契約履行の特別保證金と爲す請負人は管理局の受くる如何なる損失又は其他の賠償に對しても本保證金勘定より之を支給するを得、本保證金は第八條所載の保修期間満期及工程司より請負人既に工事を完成し其の完全なる満足を得たることを證明したるとき、或は第十條の規定に依り本契約が請負人に對し效力の發生を停止せる時に非ざれば之を回收するを得ず。

第五條 預 金

本契約調印後管理局は雙方同意の某中國銀行に葫蘆島準備金の名義を以て現大洋一百萬元を預入れ本契約履行の用に供すべし。本預金の半額即ち現大洋五十萬元は管理局及請負人中國代表の連署あるに非れば拂戻しするを得ず、但し管理局の第六十三次交付金交付後又は第十條の規定に據り本契約が管理局に對し其の效力の發生を停止せる時は管理局一方の署名を以て右金額を引出すことを得、該銀行は本預金引受後直に本辦法を書面にて請負人に通知すべし。

第六條 請 負 期 限

各種工事は相當の速度を以て進行せしむべく、全工事は民國二十四年十月十五日即ち西曆一千九百三十五年十月十五日以前即ち下項に規定せる實際起工の日より五年六箇月以内に完成し管理局に引渡すべし、若し請負人前項規定期間内に全工事を完成し管理局に引渡すこと能はざる時は全工事成引渡しの日に至る迄一日に付現大洋一千元を交付し損害賠償と爲すべし。

請負人の工事遅延が天災、地變、其他人力の抵抗し能はざるものに基因したる場合又は本契約附屬工事説明書の大部分が請負人

に誤謬非ずして變更せられたるに基因したる場合は、工程司は請負人に對し相當の延期を供與するを得。請負人は直に一切の準備を開始し、氣候適當なる時に於て速かに實際起工すべし、如何なることあるも遅くも民國十九年四月十五日即ち西曆一千九百三十年四月十五日より遅るゝを得ず。

第七條 工 事 完 成 部 分 の 使 用

若し管理局が本契約規定の工事期間内に葫蘆島海港完成の一部分を使用せんと欲する時は請負人は之を拒絶制限或は阻止するを得ず、但し管理局の此種行動は工事の進捗を過度に妨碍せざるを以て限度とす。

第八條 保 修

請負人は工事完成し之を管理局に引渡せる日より一箇年間該工事に對し保修すべし。

保修期間内に於て管理局は工事に如何なる建築物又は機器と雖自由に建設又は取付くことを得。

第九條 損 害

本契約調印の日より保修期間満了の日に至る迄は工事に一切の破壊及損害に關する整理及補償並完成せられたる一切の工事が計畫の不良建築の不堅固工作の不良材料の不良施工の不注意及其他の原因に因り改造又は修繕を要する爲めに行はれる工作は總て請負人の出資により之を請負人の責を負ふものとす。

若し工事進捗期間内又は保修期間内に地震、海嘯、土崩の如き天災又は兵事發生し工事の破壊又は損害を蒙りたる時は該破壊又は損害は請負人之を修繕すべし。但し其の修繕費は管理局より實費を支給するものとす。工事進捗期間内又は保修期間内に工事に其他の損害發生せるときは總て請負人自ら出資し之を修繕完成す。

政府又は第三者所有の財産にて本工事に因りて損害を受けたるものに對しても亦請負人より出資し之を完成する責を負ふものとす。

第十條 契約の取消

若し一方又は雙方が本契約規定の義務を履行し能はざる時は雙方は同意の辦法を協議するものとす、若し右事態の發生後三箇月以内に尙辦法を協議し得ず又は已に辦法あるも上記期間内に遵行せられざるときは、損害を蒙りたる一方は即刻本契約の束縛を受けず竝に相手方の承認を経たる損害賠償又は公斷人の判定せる損害賠償を享有するの權利を有するものとす。若し管理局が損害を蒙りたる一方なるときは別に第三者を雇用して未完成の工事を續行せしむべし、未完成工事價格の本契約に於ける毎月未交付金額に對する差額は請負人之を賠償すべし。

第十一條 法 規

請負人は中國政府の法律及條例を遵守すべし、但し管理局は工事の進捗に對しては充分に利便を供與し方法を講じ第三者の工事上の干渉を妨禦すべし、請負人雇用の人員と其家族及財産に對しても亦相當の保護を與ふべし。葫蘆島第一號基點より周圍十軒以内の石山、砂、砂利地、飲料水等の工事進捗上必要なものは工事期間内請負人に於て採取使用するを得、代價は繳せず。若し上記各品が私有に屬するときは十軒以内に在るものと雖、管理局は適宜方法を設け工事の進捗に便すべきものとす、但し所要費用は總て請負人に於て負擔す。

工事の進捗上及維持上必要な各種材料、工具、機器等に關しては管理局所管鐵道内は管理局より代つて請求し一切の捐稅及釐金を免除すべし、上記一切の物品の中國國有鐵道通過運賃は請負人に於て負擔すべし、但し普通貨率の百分の二十減とし以て優待の意を表す。

若し工事進捗上必要な運輸に關し、鐵道側の疏忽に因りて期日を遅延し又は送達不能に陥りたるときは、管理局は該鐵道側に對し中國鐵路章程により請負人の蒙りたる損害賠償を請求すべし、

第十二條 意 義

本契約所載の工事進捗上具備せらるべき説明以外、工事の細小節目に關し工程司の指示し又は圖面の修正ありたるときは條件の明記なきものと雖土木學理に根據を有するものは本契約中當然含まれ居るべき細則と認め、請負人は均しく本契約の一部と見做し之を遵守辦理すべし。

第十三條 計 畫 責 任

請負人は本契約附屬圖面中の工事計畫に對し絶對の責任を負ひ且つ本計畫に據り建設する工事の堅固に對しては保修期間満了の日より十箇年間保證すべし。

但し工程司は本契約調印の日より一年以内に於て本計畫に對し修正を提議するを得、此の種修正は確實に工事の堅固を保證することの證明せられ得る場合に限り、此の種修正より生ずる價格増加は請負人に於て負擔す。

本修正提議期間に於ては一切の工事は依然本契約の規定に依りて進捗し之に因りて遅延せしむること有るべからず。

第十四條 公 斷

若し管理局及請負人間に本契約の意義又は其他に對し契約發生の事件又は工程司の決議等により争執を發生せる時は一方より相手方に通知すべく且通知の日より二週間以内に此種争執を公斷委員に移交し之を判決せしむることを要求する權利を有す。

該公斷委員會は三人を以て之を組織し管理局及請負人は通知後二週間以内に各一名を任命し該一名は更に第三者を協定す。第三者の資格は争執事件に對し經驗を有する中國人或は和蘭人又は中國或は和蘭人種たることを要し然らざるものは第三者たるを得ず。

若し一方が上記通知後二週間以内に一名を任命し得ず、又は雙方の任命の日より二週間以内に第三者を協定し得ざるときは、相手方又は雙方より、ヘーグ仲裁裁判所上級仲裁裁判官に對し之が指定任命を申請すべし、管理局及請負人

は共に公斷委員過半数の判決を最後且有効の決定と認むべし。

該公斷の費用は管理局或は請負人或は雙方より公斷委員會裁定の比例により之を分擔すべし。

第十五條 批准 及 通知

本契約は中華民國國民政府鐵道部の批准を得て外交部より駐華和蘭公使館に通知すべし。

第十六條 執 行

本契約は中英兩國文を以て各五部を作成し管理局各二部を請負人、中國國民政府鐵道部及東北交通委員會各一部を保存す。管理局及請負人は左の如く署名捺印す。

管 理 人 高 紀 毅 (印)
請 負 人

本契約條文は鐵道部の指令を奉じ次の如く修正補充す。

原第十條を改めて第十三條と爲し原第十四條の前に移す。

原第十一、十二、十三條は改めて第十、十一、十二條と爲す。

原第十四條第三項の後に次の一文を添加す。

公斷委員會は曲直の所在賠償方法及賠償の金額の交付方法に對し均しく之を判定するの權利を有す。

契約第六條期限條項中若し第三項(註第二項の誤りならむ)記載の「請負人の工事遅延が天災地變其他人力の抵抗し能はざるものに原因したる場合又は本契約附屬工事説明書の大部分が請負人に誤謬あらずして變更せられたるに基因したる場合は工程司は請負人に對し相當の延期を供與することを得」の事實發生に遇ひたる時は雙方は障事情及認可延長期間を其の都度書面に明

記し以て事後の爭執を除くべし。

契約第九條損害條項中第二項記載の土崩の二字の意義は明に地震に因る土崩と認め、地震によらずして生じたる土崩の一切の損害は工事請負人の絶對責任に歸す。以上の修正補充各項は鐵路局に於て承認し且會社に移牒して已に其の返信によりて承認を得たるものなり。

契約の締結後之れに對して直ちに反響を示したのは、北寧鐵道に對して借款を有する英國で、二月同國政府は駐支公使を通じて、建設費に借款の擔保たる北寧鐵道の収入を充てるのは、借款契約に違反するをなして抗議したが、南
京外交部は今回の契約は單なる工事請負の契約に過ぎず、代金を支拂ひ工事を委託したものであつて、借款契約は
根本的に性質を異にし、又擔保を提供して居らず、且つ同建設費は北寧鐵道の支出及英國借款の元利を償還せる殘額
中より齟出せられるものであつて、借款其のものに毫も影響を與へるものでない故、決して英國借款に抵觸するもの
に非ずと反駁し、問題は其の儘葬むられて了つた。

第二項 起 工 式

契約の締結成つて築港工事に着手することとなつたが、北寧鐵路管理局は工事に先立つて、該工事關係事務處理の
必要より、三月八日鐵道部公布の北寧鐵路管理局附設港務處編制專章に依つて、局内に港務處を設け、葫蘆島の工事、
建設、保修、運輸、營業、會計及其他の附屬事務を管理することとなつた。同專章條文中には、營口商埠の經營をも

其の管掌事項に包含してゐるが、事實上同處は主として葫蘆島築港の爲めに新設されたものである。斯くて愈々工事を開始するに當り、先づ北寧本線連山驛より葫蘆島に通ずる既設鐵道の修理を始め、三月末之を完了し四月九日試運轉を行つて起工の準備を完了し、翌十日和蘭人築港技師一名天津より連山驛に來住し、十四日に天津、唐山地方に於て募集し來れる苦力六百名を以て葫蘆島道路の改修及材料置場の地均し等に着手した。これが工事の第一日と見られる。

築港起工式は最初より内外の貴紳を招待して、盛んに舉行すべく企圖せられ、初め四月十五日舉行の豫定であつたが數回延期の後七月二日午後三時より葫蘆島航警學校内に於て舉行せられた。當日は張學良長官を初め、中央政府代表張群、吳鐵城兩氏、東北政務委員會各委員、崔天津市長及在奉各國領事等來賓多數列席、先づ北寧鐵路局長高紀毅氏の起工に至るまでの経過報告及挨拶あり、次で孫鐵道部長代理吳鐵城氏竝に張長官の訓示、東北政務委員會代表劉尙清氏、崔天津市長、藤根滿鐵理事、在奉天ソウエート總領事等の祝詞あり、四時盛會裡に閉式し、引續き海邊の築港記念碑除幕式に參列、張長官自ら除幕を行ひ起工式を終了した。

起工式當日北寧鐵路管理局は、同式典參列者に對し「葫蘆島築港開工典禮記念冊」を贈呈し同小冊子中には起工式に於ける主催者北寧鐵路局長高紀毅氏の演説を掲載して居るが、其の演説中最も注目すべきは、同港の築港理由は決して世上傳へられるが如き滿鐵大連港との競争に存するものではない旨を力説せる點である。

次に同冊子記載の築港工事計畫概況其他によりて、設計の主要部分に就き其の大綱に就き述べれば左の如くである

- (一) コンクリート埠頭 全長三千七百呎
- (二) コンクリート防波堤 同 五千百呎
- (三) 大碎石護岸堤 同 七千九百呎
- (四) 港内浚渫 全面積七百萬平方呎
- (五) 沿岸低地埋立 土砂四百萬立方碼、碎石八十萬立方碼、コンクリート塊三十二萬立方碼

此の外燈臺、棧橋、船渠、貨物置場等は何れも築港の附帶工事として同時に施工する、又商埠地は本契約には含まず、其の計畫は當時發表の期に至つて居らなかつたが、縦横各三十支里の地に最新式の都會を出現せしめむこの計畫である。

第三項 工事進行狀況

七月初旬起工式當時より支那官憲は葫蘆島に外國人の立入ることを禁止せる爲め、爾後の工事進行狀況に就ては、詳細正確なる事情を窺知し得ないが、茲に四月中旬工事開始以來の工事關係諸事項中分明せる分を掲ぐれば次の如くである。

一、従事員

(イ) 苦力數 天津、唐山地方に於て募集せる苦力六百名が、四月十四日葫蘆島に於て工事を開始し、五月二十六

七、八の三日に亘つて得盛公司募集の苦力が夫々六百、七百、四百名宛新しく到着した。七月上旬現在の諸工事に従事して居る苦力数は約二千名にして多く山東人である。冬期工事の打切期に至るまで苦力数には差したる増減がなかつた様である。

(ロ) 工賃 最初土工は小洋四角(飯自辨)であつたが、六月末頃小洋六角に値上した。山東より募集せる一輛車使用の搬土工は小洋七角であつた。工賃が比較的低廉なる爲め土着人にして従事するものなく、山東人は引揚資力なき爲め不得已従業し居るの状態であつた。其後工事の進むにつれて最低大洋九角五分に再び値上した云はれる。工賃の支拂狀況は良好である。

二、設 備

(イ) 船舶 五月二十六日大型傳馬船二隻及機器船(用途不明)七隻海路同地に到着

(ロ) 機器 五月二十六日小型機關車四輛組立完了、六月十日ボイラー材料二車到着、同月二十八日ステイムローラ二臺到着

(ハ) 長距離電話 六月五日長距離電話架設工事完了し、即日奉天との通話を開始した。(但し本長距離電話は築港事務用にて一般人の使用を禁ず)

(ニ) 水道 葫蘆島には水源井乏しき爲め、最初は一日三回連山よりタンク車で水を運搬し飲料に供してゐたが、後港務處に築港會社の附近水源調査の結果、柳條溝に湧水佳良なる泉源を發見し、第一、第二の水源井を掘鑿し、

ボイラーを設置半拉山東北に水道を設置した。

備考 猶七月以降工事の進行につれて各種の建物が新設せられたと思はれるが明かにし得ない。

三、材 料

五月二十六日より七月一日まで木材類十四車及同材料運搬用道板二千四百枚、セメント二車の到着あり、其後も續々各種材料の到着あつたものと思はれが、其の種類、數量等は不明である。

四、半拉山切取工事

本工事は東興公司が請負ひ五、六百名の苦力が之に従事したが、工事は遅々として進行せず、七月まで僅に海岸より三十尺程切取つたに過ぎなかつたが、其後は盛に爆破作業を繼續してゐるから、工事は相當進捗したものと思はれる

五、港 内 作 業

港内作業は大型浚渫船未着の爲め未だ全然着手して居らない。

六、商埠地計畫

商埠地は前述築港工事計畫中の沿岸低地理立工事によりて北海の埋立豫定地に建設せられるもので、同地の埋立工事は契約によりて築港會社の請負であり、市街の建設は港務處自ら當るこゝになつてゐるが、商埠市街の建設は未だ計畫の緒についたばかりである。市街の工事計畫は北寧鐵路局工務處に於て詳細設計せられ、天津鴻大營造廠が工事を請負ふこゝになり、同廠技師は實地踏査に赴き十數日間研究の上、市街設計圖案を作成し、港務處の採納を得た。

同設計圖によれば、全商埠市街は之を三大區に分ち東南部を商業區、正南部を工事區、西北部を住戶區とし、道路は東北部の公園を中心に基づ線五條を放射し、其他の各道路は碁盤形をこり相互に接続しめること云ふのである。

七、葫蘆島連山驛間の鐵道

本鐵道は工事關係者の往來、材料の運搬其他築港工事には必要缺くべからざるものであるから、工事着手に先立ち第一次築港工事の際敷設せられ當時の儘放置してあつた線路の修理に着手し、三月未完了、連山驛より十一軒九の地に葫蘆島驛を設けて四月九日試運轉を行つた。十一月に於ける同區間列車運轉回數は一日四往復であつた。(平野)

第五節 海運

第一項 海運市場概観

滿洲の海運は現在に於ては主として東、浦鹽港、南、大連港によつて營まれるのであつて、右二港は滿洲を中心とする海運現象を代表するものと謂ひ得る。而して之をその船舶活動の舞臺より云へば浦鹽及大連は日本内地間を主とする近海、及同二港より歐洲方面に至る遠洋航路の兩方面が所謂滿洲海運界の二分野である。更に之を載貨の側より云へば大豆、豆粕の荷動きが右海運市場に於ける立役者であり、海運業者に就いて見れば近海に於ては神戸を中心

とする本邦海運市場の支配下にあり(之近海は地理的に日本船舶の勢力範圍なるが爲である)遠洋に於ては西歐諸國船及日本船舶の競争市場である。

滿洲を中心とする海運の市場構成は凡そ以上の如くであるから、之が一九三〇年中の概況も右の近海遠洋二方面に分ち記述しやう。

近海狀況 近海狀況は大連浦鹽より、日本向特産就中豆粕の海運狀況を以て市況の晴雨計とされてゐる。然らば一九三〇年に於けるその晴雨計の動きは如何であつたか。海運市況を變化せしめる二つの要素、荷動きと船腹——需要と供給に就いて先づ之を見やう。

豆粕の荷動きは大體上半期を以て旺盛期とし下半期が沈衰であることはその季節的變動の常態である。當年に於ても亦この一般的軌道に隨つてゐることは第一表に示すが如くである。而して、之を前年に比較して觀察するに、大連浦鹽兩港の總計に於て前年に比し十一萬五千噸を増してゐるが、之前年に於ては露支紛争により七月以降東支鐵道と浦鹽港の連絡を斷ちたることに由因してゐるのである。従つて當年度の上半期荷動きが前年に比し十四萬噸餘の増加であることも、一面同年二月より東支浦鹽間連絡恢復による反動的増加と見ることが出来るのである。尤もこの春に於ける豆粕の價格安は相當その荷動きを刺戟したことは事實であるが、後半に於ては浦鹽港は前年比較約六萬七千噸増なるに不拘、大連の合計に於て結局約三萬噸の減少を示し、米價、生絲相場の慘落等に因る我國農村の疲弊反を映したのである。

かくて前半の好調は荷動總量を例年の程度に維持せしめ得たが決して活況を見せたことは云ひ得ない。而してこの船腹需要に對する船腹供給量は果して如何の狀況であつたか。

第一表、日本向(臺灣、朝鮮を含む)豆粕荷動數量(大連港は大連港貨物年報に據る、浦鹽港は滿洲經濟統計月報に據る)

月	一九三〇年			前年		
	大連	浦鹽	計	大連	浦鹽	計
一月	一四五、五三一	—	一四五、五三一	七一、六〇四	四九、五一〇	一二一、一一四
二月	八〇、六九二	五九、七一四	一四〇、四〇六	八〇、八七一	四八、〇一四	一二八、八八五
三月	九〇、〇五三	一〇一、九一一	一九一、九六四	七一、一八九	七二、六一六	一四三、八〇五
四月	四七、七六七	八三、〇五九	一三〇、八二六	五四、〇九〇	六三、〇〇五	一一七、〇九五
五月	六八、三一〇	七三、六三二	一四一、九四二	八五、六二五	三四、二〇五	一二九、八三〇
六月	五二、一五一	五六、二五九	一〇八、四一〇	五一、六九三	三二、三七六	八四、〇六九
七月	二〇、二二七	一六、三七六	三六、六〇三	一三、五〇六	二三、〇一三	三六、五一九
八月	六、七九三	一、二二六	八、〇一九	九、二五〇	二七八	九、五二八
九月	八、六四〇	一三、七〇〇	二二、三四〇	一二、四九三	—	一二、四九八
十月	八、六五五	一一、六八〇	二〇、三三五	一二、九四二	六八	一三、〇一〇
計	—	—	—	—	—	—

月	一九三〇年	前年	年
十一月	一七、一八一	—	四八、八七四
十二月	二三、八九五	—	八四、二七三
計	五六九、八九五	四六四、六七五	一、〇三四、五七〇
		五九六、四一〇	三三三、〇九〇
			九一九、五〇〇

次に叙上の荷動きに對する船腹の供給狀況を見るに、當年は遠洋近海共に一般的荷動不振によつて船腹の過剩甚だしく、從つて本邦トランプ船の大連浦鹽方面集中も第二表の如く前年と對照して著しい過大を示したのである。

第二表、本邦不定期貨物船大連浦鹽方面配船數(神戸海運集會所調)

月	一九三〇年	前年	年
一月	六一隻	六一隻	二六四、六三八 重量噸
二月	六八隻	四六隻	一七五、四二〇 同
三月	七〇隻	三二隻	一二〇、三七一 同
四月	五六隻	三二隻	一一三、七四二 同
五月	六五隻	二一隻	八〇、五六〇 同
六月	六三隻	三〇隻	八三、〇二四 同
七月	五〇隻	二七隻	七一、四六八 同
八月	三三隻	二一隻	六〇、三七四 同
計	—	—	—

九 月	三 〇 隻	一〇六、二〇八 同	二 三 同	七二、八四九 同
十 月	四 〇 隻	一八五、七一〇 同	三 三 同	一二六、四九二 同
十一 月	五 〇 隻	二四一、九〇二 同	五 六 同	二四六、六二八 同
十二 月	五 七 隻	二九五、八一二 同	五 五 同	二四〇、六六九 同

いま前年比較による上半期の船腹過大率と同期荷動數量の増加率を見るに、前者が一〇割乃至二五割からの率を示せるに、後者は僅かに一、二割の程度に過ぎないのであつて、以て如何に船腹過剰なりしかを知り得であらう。斯の如く供給線が需要線を上廻りたる結果は自然市況を軟弱ならしめ、その好調を見せた四五月に於ても猶やうやく前年の沈衰期程度を示現したに過ぎぬ慘狀を呈したのである。かくて前年末以來の不況は遂にこの一年間何等見るべき恢復を示すこゝなく終始した。即ちその運賃市況は第三表の如くである。

第三表、豆粕運賃（神戸海運集會所調）

一 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七
二 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七

三 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五
四 月	最 最 高	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九	〇〇 〇〇 七九
五 月	最 最 高	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九	〇〇 〇〇 八九
六 月	最 最 高	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八	〇〇 〇〇 七八
七 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七
八 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五
九 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五	〇〇 〇〇 六五
十 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七
十一 月	最 最 高	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七	〇〇 〇〇 六七
十二 月	最 最 高	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六	〇〇 〇〇 五六

遠洋狀況 遠洋の活況期は近海に反對に下半年に於て現われるのであつて、八月頃より弗々歐洲向大豆の積取契約商談が開始される。この方面に於ては獨、英、佛、其他の外國船が活躍し定期船乃至準定期船の占むる地歩が優れて

る。従つて船腹の増減は近海に於ける程激しくないから市況の強弱は主として荷動如何に係る。
いま、大連浦鹽兩港よりの歐洲向大豆輸出數量を見るに（第四表）前年十月にはじまる出廻年度の輸出數量は當年に入りて以來頗る振はず、結局九月末にて百三十七萬餘噸、前出廻年度に比すれば實に四十六萬噸の減少である。之豊作により歐洲穀類の市價低落、彼地に於ける大豆の大滞貨乃至は一般的に主因したことは争はれぬ事實であつた。而も、次の出廻年度に屬する十月以降の活況期に於ても依然萎靡として活氣なく、之を曆年比較して前年度に對照するときは實に八十萬噸からの大激減である。全年を通じて運賃市場が異常なる沈衰裡に推移したことは怪しむに足りない。即ち遠洋標準運賃たる浦鹽歐洲間大豆運賃の市場レートは第五表の如くである。

以上述ぶるが如く當年度の海運市場は近海遠洋共に終始不況を續けたのであつて、斯の如きは寔に稀有の現象である。深刻なる世界的不況が一波萬波海運界に及ぼしたる影響も亦大なりし哉。

第四表、歐洲向大豆荷動量（單位噸）

月	一九〇〇年			前年		
	大連	浦鹽	計	大連	浦鹽	計
一月	一六八、六四六	六、六〇四	一七五、二五〇	九二、六四六	一三七、三九六	二三〇、〇四二
二月	四八、二一一	三四、九五五	八三、一六六	八五、七五七	七〇、九九六	一五六、七五三
三月	一五、八六九	二四、一九七	四〇、〇六六	五二、六九四	七二、二二五	一二四、九一九

計	一九〇〇年												前年											
	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計				
一九〇〇年	二〇、二七五	一七、七九八	一四、四九四	三一、三七六	三五、七五八	四六、八五七	三四、二二一	三五、二六七	五八、九七一	五五、二二四	三六、七二八	六一、一一二	六三、九七三	六一、三二六	五二、二四二	四九、九二三	四九、一八五	九一、五八二	一五〇、五五三	一、一〇、七九四				
一九〇一年	七五、四九九	五四、五二六	七五、六〇六	九五、三四九	九七、〇八四	九九、〇九九	八〇、一四四	八四、四五二	一五〇、五五三	六八、四〇七	七二、〇四九	五二、七八八	七四、八六八	一七六、六三七	一六〇、四一五	一五〇、八六三	一七二、八七一	二五〇、四七一	一、一〇、四六六					
一九〇二年	一四七、七三〇	一三三、一〇二	一一二、二八九	一五七、四五六	一八一、三二七	一六七、六二九	一五四、九一三	一七五、〇二五	二五〇、四七一	七九、三二三	六一、〇五三	五九、五〇一	八二、五八八	四、六八〇	七、二一四	四、〇五〇	二、一五四	一、一〇、四六六	一、一〇、四六六					

（神戸海運集會所調）

第五表 浦鹽歐洲大豆運賃（噸當り）

月別	當年		前年	
	最高	最低	最高	最低
一月	24—6	23—0	33—0	28—9
二月	20—0	18—9	29—0	28—0
三月	21—6	18—9	28—6	27—0
四月	21—3	18—9	28—0	26—6
五月	21—0	18—0	26—6	26—0
六月	21—6	20—0	27—0	26—0
七月	20—0	18—9	25—0	18—0
八月	24—0	20—0	28—6	27—0
九月	27—0	25—0	33—9	27—0
十月	23—6	21—6	33—0	31—0
十一月	26—0	23—0	28—9	25—0
十二月	23—6	21—0	25—0	23—9